

第36回評価委員会
村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査報告書
概要版
(案)

■ 生活環境影響調査

1 生活環境影響調査の概要

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場（以下、「処分場※」という。）に係る処分場内廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために、生活環境影響調査（以下、「環境モニタリング」という。）を実施したものである。

本報告では、令和4年4月から令和4年9月まで実施した環境モニタリングの結果を示す。

※ 平成2年に安定型産業廃棄物最終処分場として設置されたが、その後、産業廃棄物処理基準に適合しない処分がなされ、平成13年5月に埋立処分が終了した。

1.1 調査実施期間

令和4年4月から令和4年9月まで。

1.2 調査項目

モニタリング計画は、表1-2に示すとおりである。調査実施期間における調査実績は表1-1に示すとおりである。

表1-1 令和4年度環境モニタリングの実績

調査名	調査地点	調査頻度等	令和4年度調査											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
大気環境調査	2地点 (処分場内、村田町役場)	年4回			●		●		◆			◆		
硫化水素連続調査	2地点 (処分場内敷地境界1、村田第二中学校)	24時間連続	●	●	●	●	●	●	◆	●	◆	◆	◆	◆
放流水水質調査	1地点 (放流水採取地点)	年4回		●				●		◆		◆	◆	
		ダイオキシン類は年2回				●				◆				
河川水水質調査	2地点 (荒川上流、荒川下流)	年4回		●				●		◆		◆	◆	
バイオモニタリング	2地点 (荒川上流、荒川下流)	年4回		●				●		◆		◆	◆	
浸透水及び地下水水質調査	浸透水 11地点 (No.3b, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b) 地下水 10地点 (Loc. 1, Loc. 1a, Loc. 1b, Loc. 3, H16-15, H16-1b, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2)	年4回		●				●		◆		◆	◆	
	年1回 (浸透水のみ)							●						
	※1 H16-1bはダイオキシン類を除く ※2 平成28年2月より調査箇所を、No.3及びNo.5をNo.3b及びNo.5bへ変更	ダイオキシン類は年2回			●				◆					
発生ガス等調査	発生ガス 17地点 (No. 3, No. 3a, No. 3b, No. 5, No. 5a, No. 5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b) 浸透水 13地点 (No. 3b, No. 5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, 7-2, 7-4, H26-3a, H26-3b)	月1回	●	●	●	●	●	●	●	◆	●	◆	◆	◆
	下流地下水状況調査	月1回	●	●	●	●	●	●	●	◆	●	◆	◆	◆
放流水状況調査	1地点 (放流水採取地点)	月1回	●	●	●	●	●	●	●	◆	●	◆	◆	◆
地中温度調査	廃棄物埋立区域内 11地点 (No. 3, No. 5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b)	年4回			●			●		◆		◆	◆	
	廃棄物埋立区域外 11地点 (Loc. 1, Loc. 1a, Loc. 1b, Loc. 3, Loc. 4, H16-1b, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2) ※H16-1bは地下水位調査を除く	通年(1時間毎)	●	●	●	●	●	●	●	◆	●	◆	◆	◆
多機能性覆土状況調査	多機能性覆土施工箇所 13地点 (A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, A-6, B-1, B-2, B-3, B-4, B-5, B-6, B-7) 多機能性覆土隣接地等 13地点	年1回									◆			
	地表ガス調査	年1回									◆			

● : 調査済み

◆ : 調査予定

表 1-2 モニタリング計画

調査目的	調査名	調査項目		調査地点数	調査箇所	調査頻度等		
処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握	大気環境調査	大気環境基準項目 指針値設定項目	塩化ビニルモマー, 1,3-ブタジエン, ジクロロメタン, アクリロトリル, クロロルム, 1,2-ジクロロエタン, ベンゼン, トリクロロエレン, テトラクロロエレン, 水銀及びその化合物		2 地点	処分場内 村田町役場		
		その他項目	硫化水素, メタン, アンモニア					
	硫化水素連続調査	硫化水素, 風向, 風速		2 地点	処分場内敷地境界 村田第二中学校			
	放流水水質調査	排水基準項目	総水銀（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物）, 鉛及びその化合物, 有機燐化合物, 六価鉄化合物, 硒素及びその化合物, 1,2-ジクロロエタン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン, ほう素及びその化合物, ふつ素及びその化合物, アンモニア等(アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物), 水素イオン濃度(pH), 生物化学的酸素要求量(BOD), 浮遊物質量(SS), ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量), ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量), フェノール含有量, 銅含有量, 亜鉛含有量, 溶解性鉄含有量, 溶解性マグネシウム含有量, カドミウム含有量, 大腸菌群数		1 地点	放流水採取地点		
			ダライキン類					
		その他項目	溶存酸素量, 無機体炭素, 塩化物イオン, 硫酸イオン, 水温, 透視度, 流量, 電気伝導率					
	河川水水質調査	環境基準健康項目	鉛, 六価カドミウム, 硒素, 総水銀, 1,2-ジクロロエタン, ベンゼン, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素, ふつ素, ほう素, 1,4-ジオキサン		2 地点	荒川上流側 荒川下流側		
		環境基準生活環境項目	pH, BOD, SS, 溶存酸素量, 大腸菌群数					
		その他項目	アンモニア(アンモニア, アンモニウム化合物), 無機体炭素, 塩化物イオン, 硫酸イオン, 水温, 透視度, 流量, 電気伝導率					
	バイオモニタリング	AOD 試験 ^{*1} による半数致死濃度 (^{*1} :水族環境診断法 : Aquatic Organisms environment Diagnostics)		2 地点	荒川上流側 荒川下流側			
処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれの把握	地下水等検査項目 浸透水及び地下水水質調査	地下水等検査項目	総水銀, 鉛, 六価カドミウム, 硒素, 1,2-ジクロロエタン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン, 塩化ビニルモマー-アルキル水銀, カドミウム, 全ジアン, ポリ塩化ビフェニル, トリクロロエレン, テトラクロロエレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,1-ジクロロエレン, 1,2-ジクロロエレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロパン, チカラム, シマジン, チオベンカルブ, セレン		21 地点	浸透水 11 地点 No.3b, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b 地下水 10 地点 Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, H16-1b, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2 ※ 平成 28 年 2 月より調査箇所を, No.3 及び No.5 を No.3b 及び No.5b へ変更		
			BOD, pH, SS, ほう素, ふつ素, アンモニア(アンモニア, アンモニウム化合物), 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素, 塩化物イオン, 硫酸イオン, 重炭酸イオン, 硫化物イオン, 水温, 電気伝導率, 酸化還元電位					
		その他項目	ダライキン類 (H16-1b を除く)					
処分場の状況の把握	発生ガス等調査	発生ガス	発生ガス量, メタン, 二酸化炭素, 硫化水素, 酸素, 孔内温度(管頭下 1m), 気象(気温, 気圧)	17 地点	No.3, No.3a, No.3b, No.5, No.5a, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b, 7-2, 7-4	月 1 回		
		浸透水	電気伝導率, 酸化還元電位, 塩化物イオン, 硫酸イオン, 透視度, 水温, 水位, pH	13 地点	No.3b, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b, 7-2, 7-4			
	下流地下水状況調査	電気伝導率, 酸化還元電位, 塩化物イオン, 硫酸イオン, 透視度, 水温, 水位, pH		8 地点	Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, H16-1b, H16-15, H26-1a, H26-1b, H26-2			
	放流水状況調査	電気伝導率, 酸化還元電位, 塩化物イオン, 硫酸イオン, 透視度, 水温, pH		1 地点	放流水採取地点			
	地中温度調査	鉛直方向 1m 毎の温度, 帯水域の温度		22 地点	廃棄物埋立区域内 11 地点 No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b 廃棄物埋立区域外 11 地点 Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, Loc.4, H16-1b, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2 ※ H16-1b は地下水位調査を除く	年 4 回		
	地下水位調査	地下水位, 降雨量				通年 (1時間毎に 24 時間連続測定)		
	多機能性覆土状況調査	多機能性覆土施工箇所 13 地点 A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, A-6, B-1, B-2, B-3, B-4, B-5, B-6, B-7 多機能性覆土隣接地等 13 地点		26 地点		年 1 回		
		硫化水素		5 地点	平成 22 年度表層ガス調査において, 比較的高いガス濃度の硫化水素が検出された地点の周辺			

2 環境モニタリングの結果

2.1 生活環境保全上の支障の有無の把握に関する環境モニタリング

2.1.1 大気環境調査

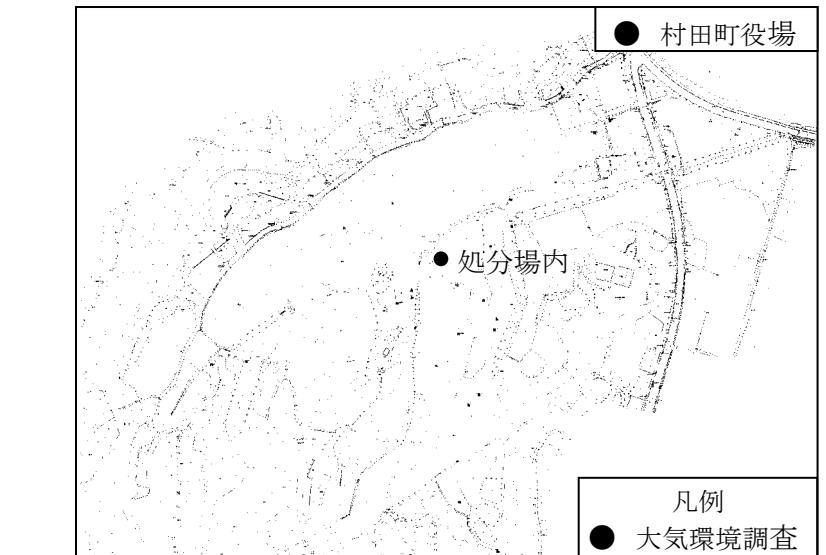
処分場の発生ガスによる生活環境保全上の支障の有無を把握するため、令和4年6月、令和4年8月の2回、処分場内と対照地点（処分場から4km以上離れた村田町役場）の2地点で大気環境調査を実施した。調査項目は13物質とし、環境基準が定められている4物質（ジクロロメタン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）、指針値が定められている6物質（塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、アクリロニトリル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物）については、基準値や指針値及び対照地点と比較し、その他の3物質（硫化水素、メタン、アンモニア）については、対照地点と比較した。その結果は、次のとおりであった。

- 処分場内の調査地点における環境基準が定められている4物質の濃度は、いずれも環境基準を満たしており、対照地点と同程度の値であった。
- 処分場内の調査地点における指針値が定められている6物質の濃度は、いずれも指針値を満たしており、対照地点と同程度の値であった。
- 環境基準又は指針値が定められている10物質について、県内の有害大気汚染物質モニタリング地点（8地点）における令和元年度の測定結果と比較すると、ほぼ同程度の濃度レベルであった。
- 処分場内の調査地点における硫化水素濃度は、定量下限値※（0.0001ppm）よりもわずかに高い値が検出されたが、悪臭防止法に定める硫化水素濃度の規制基準として示される濃度範囲のうち最も厳しい濃度である0.02ppmを下回る値であった。
- 処分場の発生ガスが大気環境に及ぼす影響は、ほとんどないものと考えられる。

※ 炎光光度検出器（FPD）付ガスクロマトグラフによる測定における定量下限値

表 2-1 処分場の大気環境調査結果の濃度範囲

No.	測定項目 物質名	単位	環境基準 ・指針値	令和3年度まで		令和3年度下半期		令和4年度上半期	
				最小値	最大値	R3.10	R4.1	R4.6	R4.8
1	塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	10	ND	0.15	ND	(0.010)	ND	ND
2	1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	ND	0.20	0.031	ND	(0.005)	0.018
3	ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	150	0.24	8.1	0.45	0.55	0.82	0.33
4	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2	ND	0.31	ND	ND	ND	ND
5	クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	18	0.04	0.34	0.10	0.10	0.14	0.12
6	1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6	ND	0.31	0.020	0.13	0.10	0.033
7	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3	0.13	2.4	0.42	0.88	0.18	ND
8	トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	130	ND	4.5	0.27	0.19	0.19	0.050
9	テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	200	ND	0.35	(0.005)	ND	(0.019)	(0.010)
10	水銀及びその化合物	ngHg/m^3	40	0.90	4.5	1.1	1.7	1.5	1.0
11	硫化水素	ppm	-	ND	0.0023	0.0013	0.0004	<0.0001	0.0001
12	メタン	mg/m^3	-	0.99	6.0	2.0	1.7	1.4	1.3
13	アンモニア	ppm	-	ND	0.89	ND	ND	ND	ND



備考

()内の数値は、検出下限値以上、定量下限値未満の濃度を示す。

NDとは、検出下限値未満を示す。ただし、硫化水素、アンモニア、メタンは、定量下限値未満を示す。

水銀濃度単位“ ngHg/m^3 ”は、金属水銀換算濃度を示す。(環境省の調査結果に示す濃度単位とした)

の数値は、環境省が定める基準値を示し、それ以外の数値は、指針値を示す。

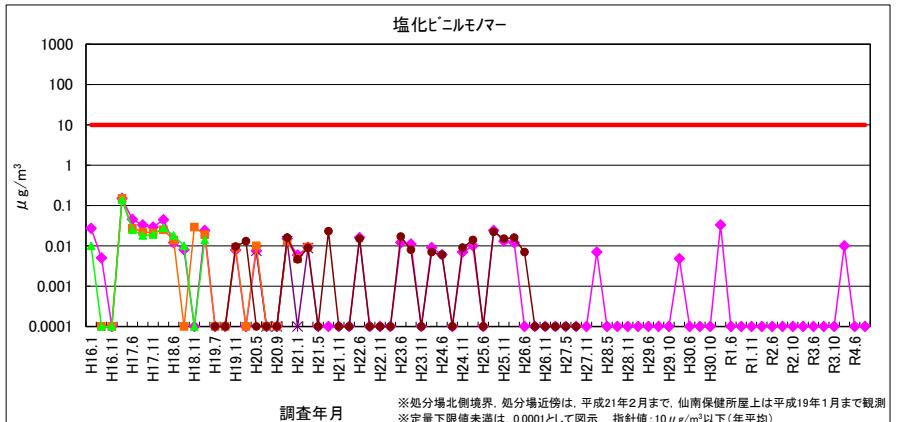


図 2-1 塩化ビニルモノマー

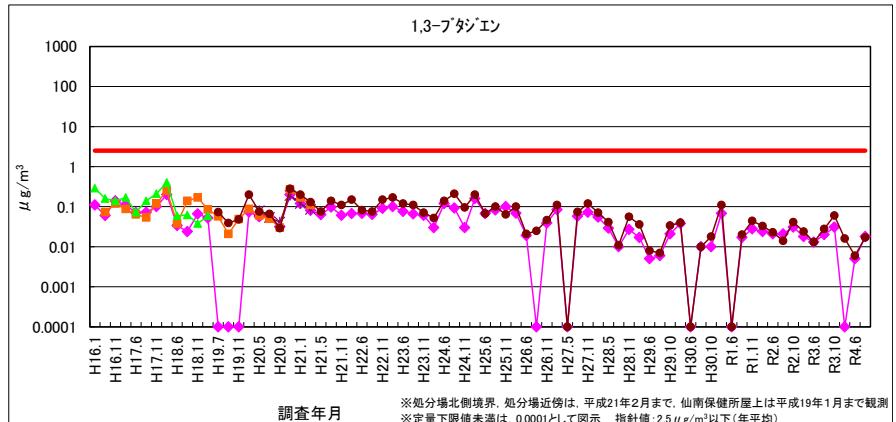


図 2-2 1,3-ブタジエン



図 2-3 ジクロロメタン

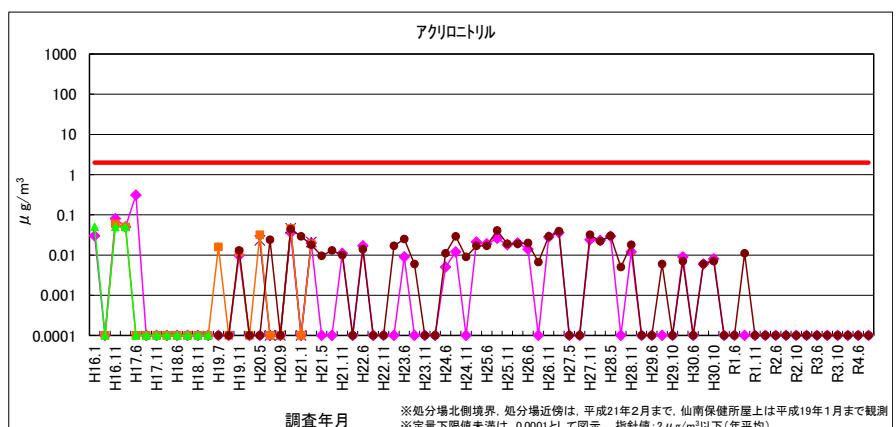


図 2-4 アクリロニトリル

最終処分場(処分場内中央)	処分場北側敷地境界(平成20年度)
処分場近傍(~平成20年度)	村田町役場(対照地点)
仙南保健所屋上(~平成18年度)	敷地境界管理目標値



図 2-5 クロロホルム

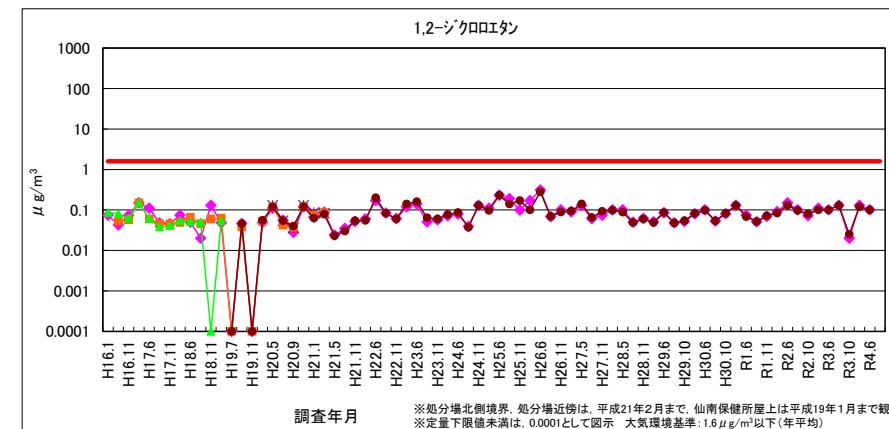


図 2-6 1,2-ジクロロエタン

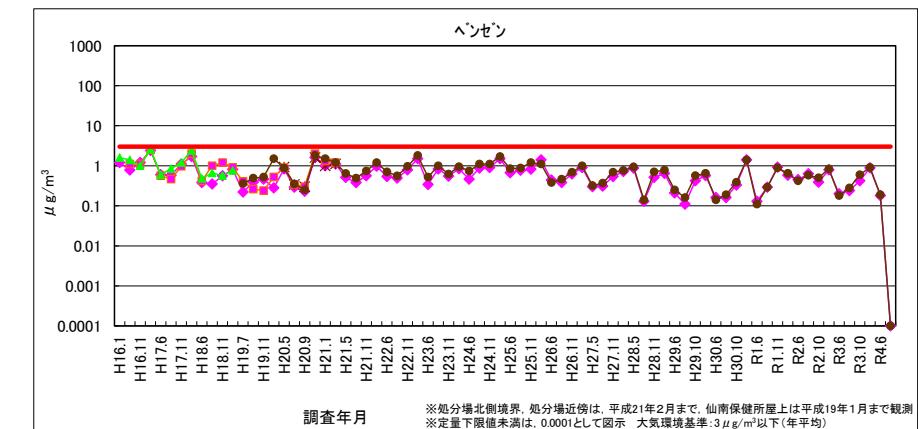


図 2-7 ベンゼン

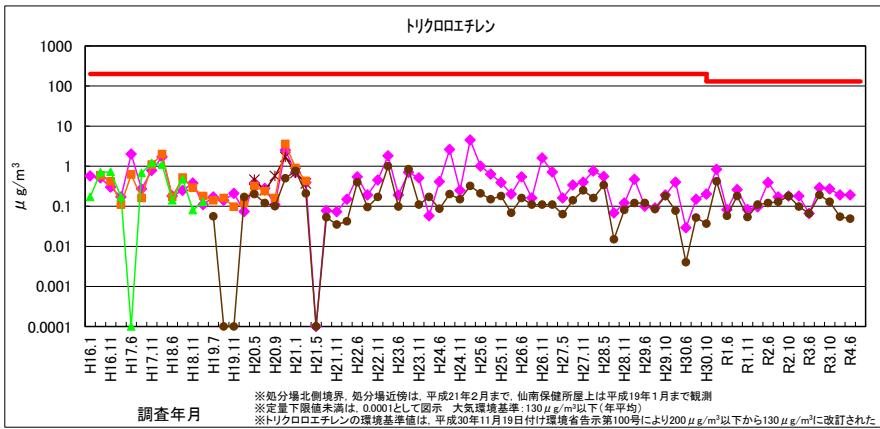


図 2-8 トリクロロエチレン

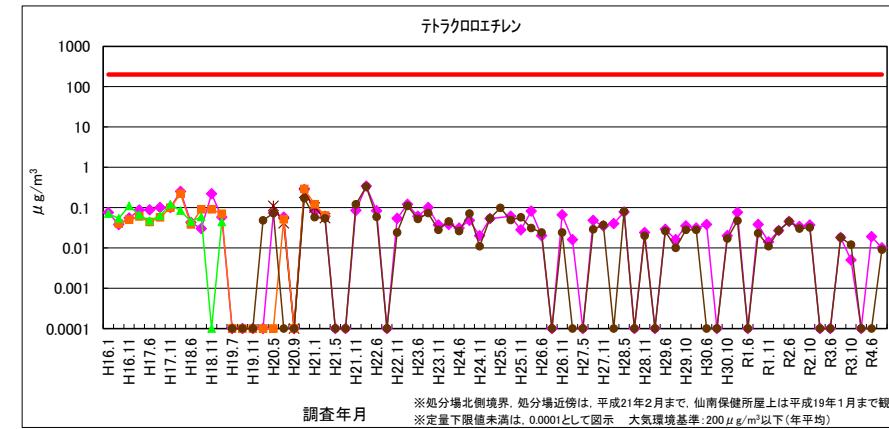


図 2-9 テトラクロロエチレン

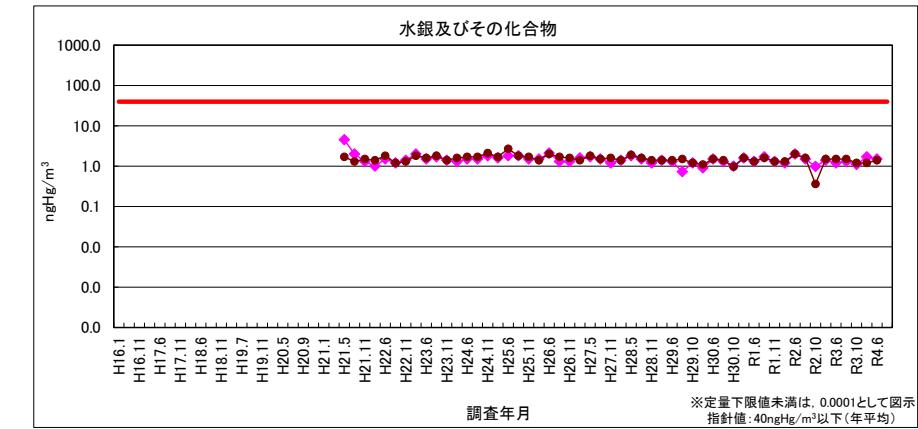


図 2-10 水銀及びその化合物

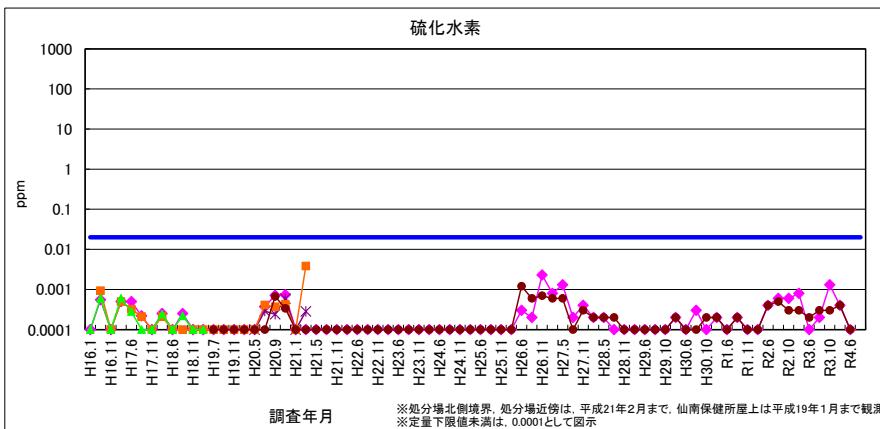


図 2-11 硫化水素

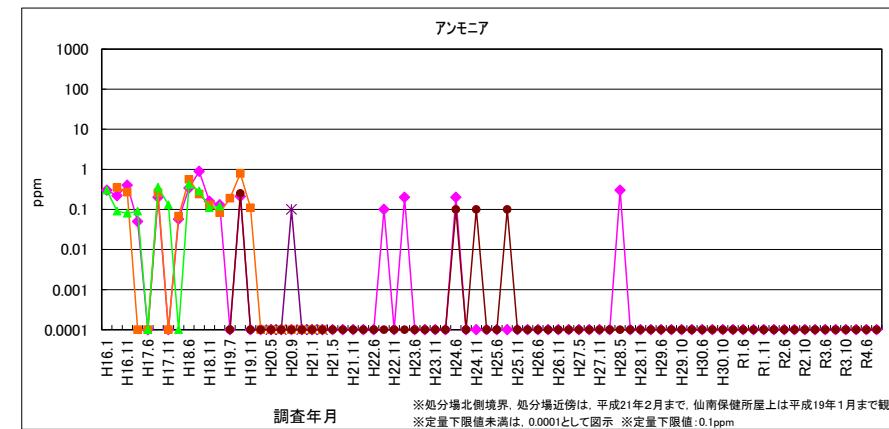


図 2-12 アンモニア

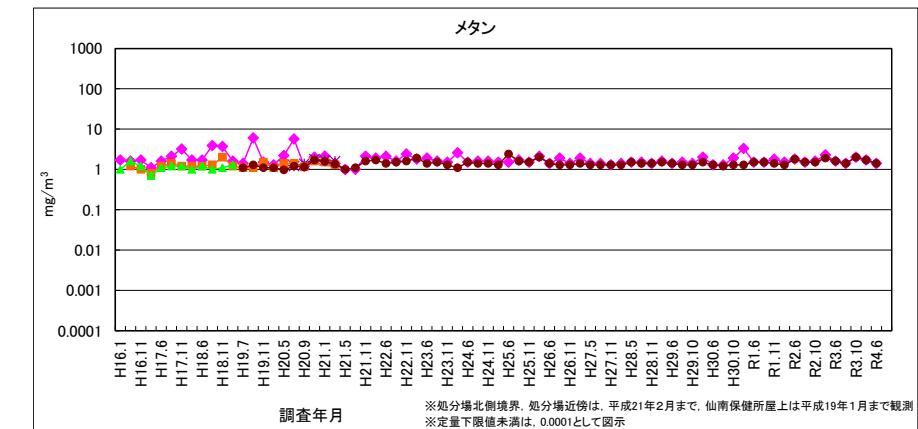


図 2-13 メタン

- ◆最終処分場(処分場内中央)
- 処分場北側敷地境界(平成20年度)
- ▲処分場近傍(~平成20年度)
- 村田町役場(対照地点)
- ▲仙南保健所屋上(~平成18年度)
- 指針値・大気環境基準
- 敷地境界管理目標値

2.1.2 硫化水素連続調査

硫化水素による生活環境保全上の支障の有無を把握するため、処分場の敷地境界1地点と村田第二中学校1地点の合計2地点において、調査期間中30秒毎に24時間連続で硫化水素を測定することとしている。

調査結果については、村田町竹の内地区は、悪臭防止法に基づく規制は適用されないが、この法令を準用し、硫化水素の規制基準として示される濃度範囲（臭気強度2.5（0.02ppm）～3.5（0.2ppm））のうち最も低い（厳しい）濃度である0.02ppmを管理目標基準濃度として処分場等の濃度と比較した。

- 両地点の全ての観測において、硫化水素の値は定量下限値*（0.005ppm）を下回った。
- 平成20年12月以降から現在までの全ての観測で、基準濃度とした0.02ppmを超えるような濃度は測定されておらず、目標値を満たす状況が継続している。

* 高感度毒性ガスマニターによる測定（検知原理：検知テープ光電光度法）における定量下限値



図2-14 硫化水素連続調査地点図

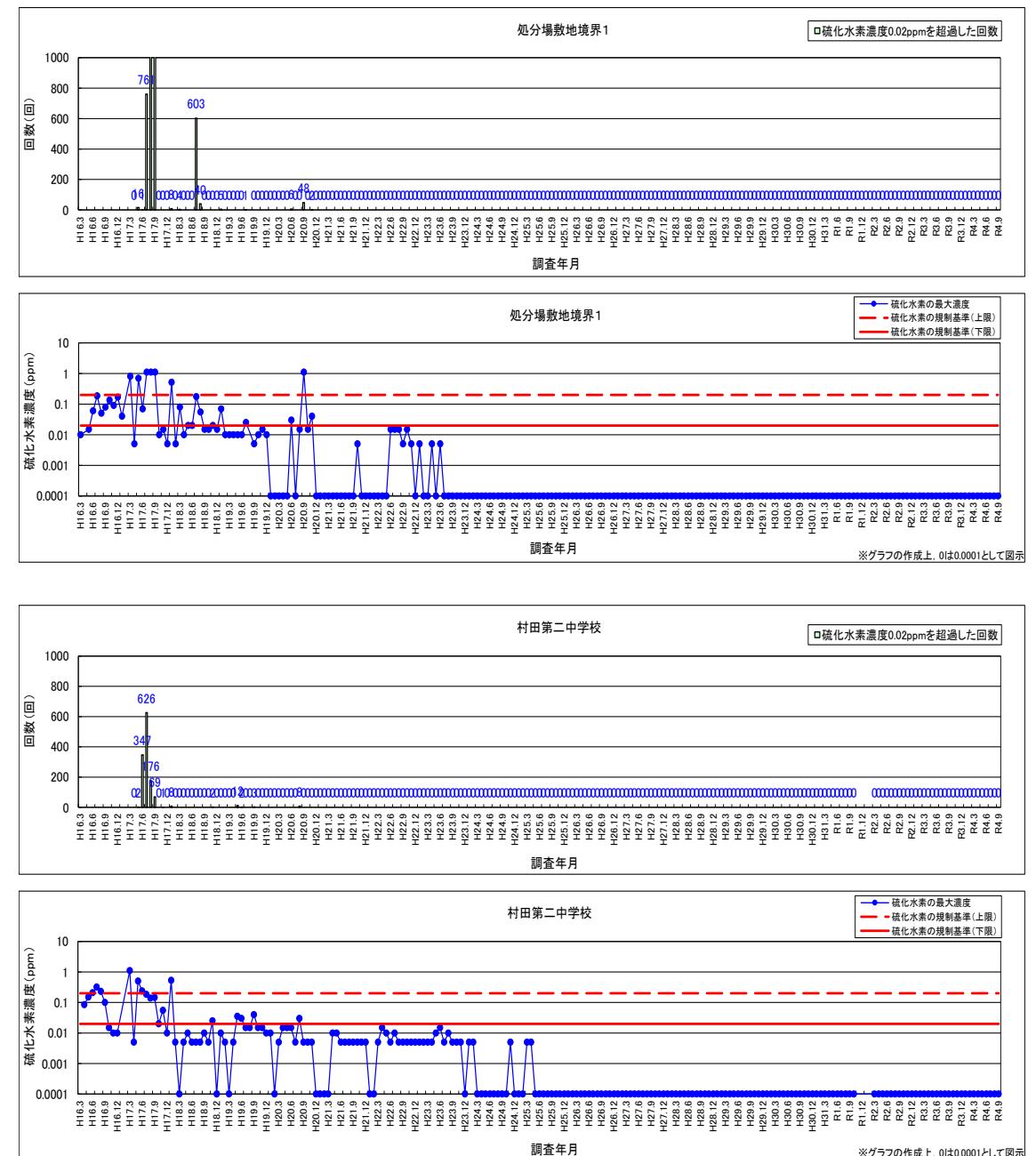


図2-15 硫化水素連続調査結果図

2.1.3 放流水及び河川水水質調査

処分場からの放流水による生活環境保全上の支障の有無を把握するため、放流水1地点と河川水2地点（放流水と河川水が合流する地点よりも上流側及び下流側）で令和4年5月、令和4年9月の2回、水質調査を実施した。結果は次のとおりであった。ダイオキシン類については、放流水1地点で、7月に1回実施した。

(1) 放流水

- 処分場からの放流水の水質は、準用する管理型最終処分場の放流水基準に適合していた。
- 浸透水の一部観測井戸で地下水等検査項目基準を超過した4項目（鉛, 硫素, 1,4-ジオキサン, BOD）のうち、鉛以外は放流水でも検出されたが、放流水基準には適合していた。
- 過去に放流水基準を超過したことのある大腸菌群数については、5月に120（個/cm³）、9月に610（個/cm³）と、放流水基準3000（個/cm³）を下回っていた。

(2) 河川水

- 河川水の水質は、放流水の合流地点より上流側と下流側で同程度の値を示し、放流水が荒川の水質に及ぼす影響は概ねないものと考えられる。
- 浸透水の一部観測井戸で地下水等検査項目基準を超過した4項目（鉛, 硫素, 1,4-ジオキサン, BOD）について、河川水では鉛及び1,4-ジオキサンは定量下限値未満であり、硫素及びBODは定量下限値を超えて検出されたものの、上流側と下流側で同程度の値を示した。

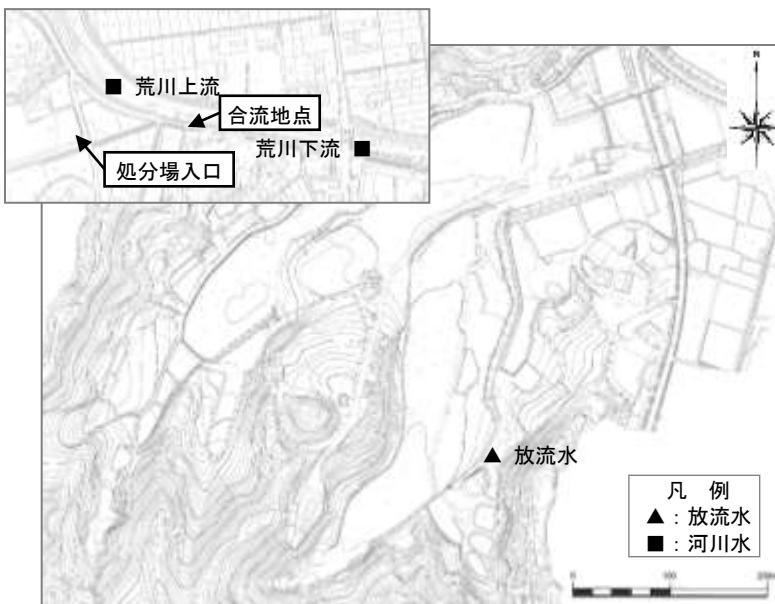


図 2-16 放流水及び河川水の水質調査地点図

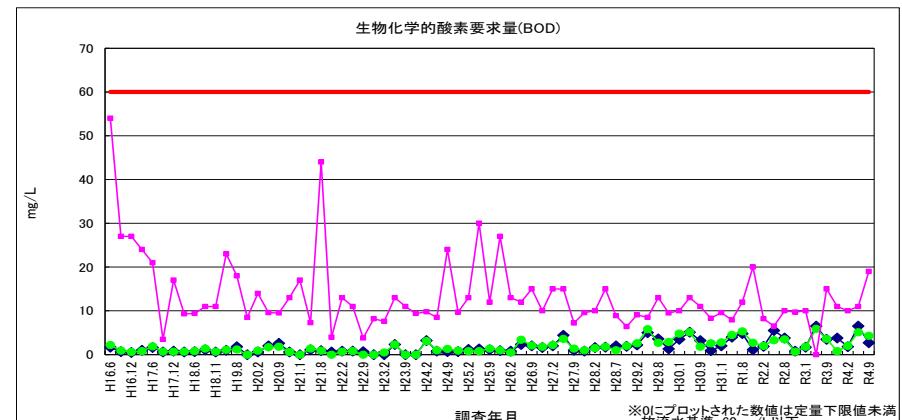


図 2-17 生物化学的酸素要求量 (BOD)

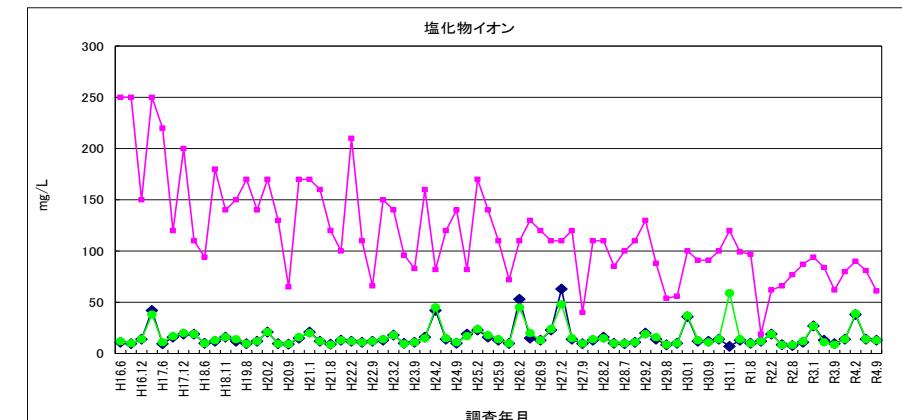


図 2-18 塩化物イオン

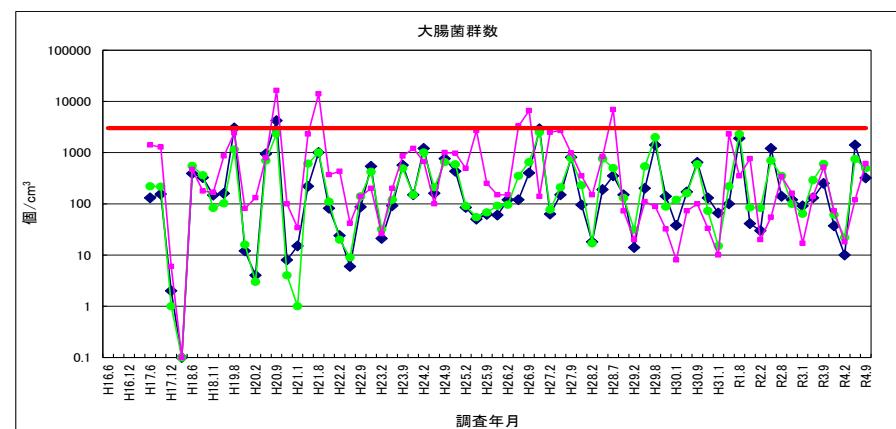


図 2-19 大腸菌群数

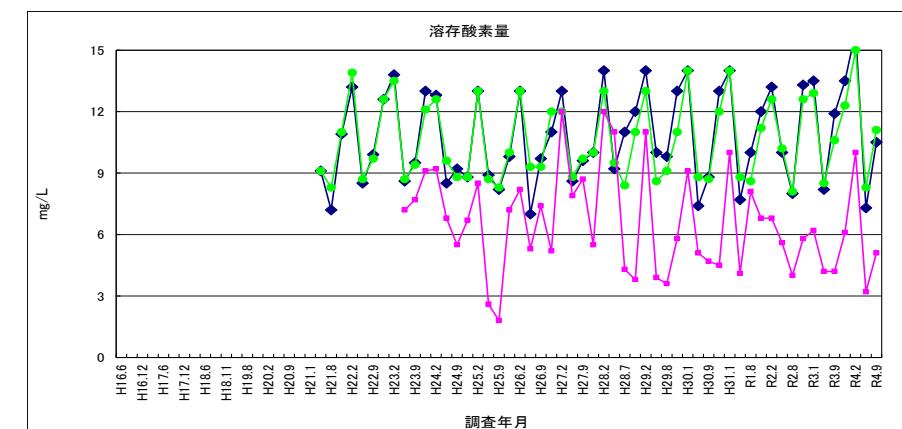


図 2-20 溶存酸素量

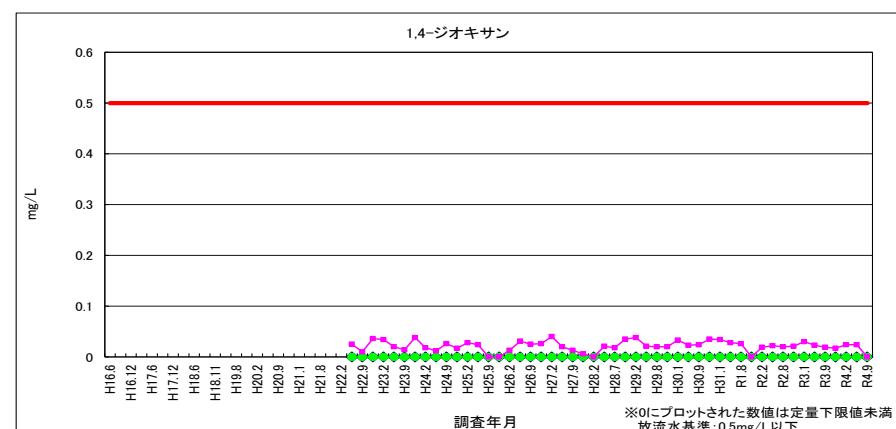


図 2-21 1,4-ジオキサン

凡 例
▲：放流水
■：河川水

◆：荒川上流
●：荒川下流
■：放流水
—：放流水基準

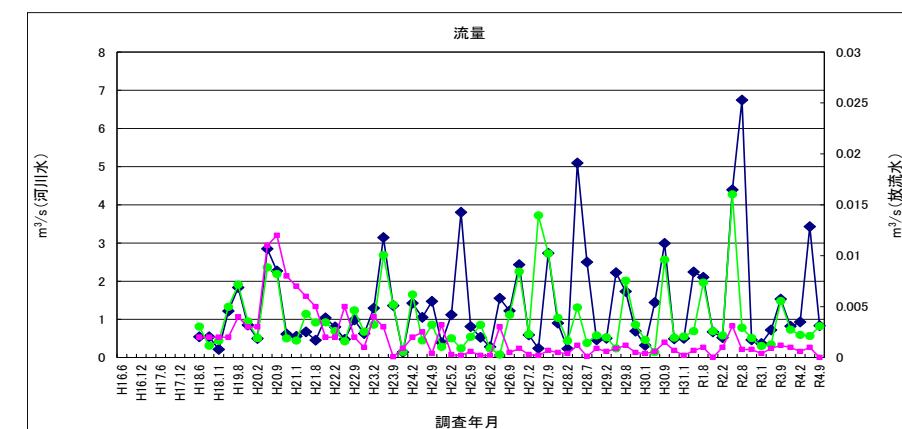


図 2-22 流 量

2.1.4 バイオモニタリング

処分場からの放流水に含まれる物質による周辺環境への複合影響の確認のため、特に流下する河川の生物生息環境への影響を確認するため、魚類（アカヒレ）を用いた水族環境診断法（以下「AOD 試験」という。）を実施した。試験に当たっては、放流水が流下する荒川において、放流水が合流する地点よりも上流側及び下流側の河川水を採取し、5段階の濃縮倍率による河川水の半数致死濃度（以下「AOD 値」という。）を上流側及び下流側とで比較した。試験は令和4年5月と令和4年9月に実施した。結果は次のとおりであった。

なお、この診断法において、AOD 値が 200%（河川水の 2 倍濃縮に相当）以下で魚類の生息限界とされ、AOD 値が 400%（河川水の 4 倍濃縮に相当）以上であれば、通常の河川での魚類の生育に支障がないとされている。

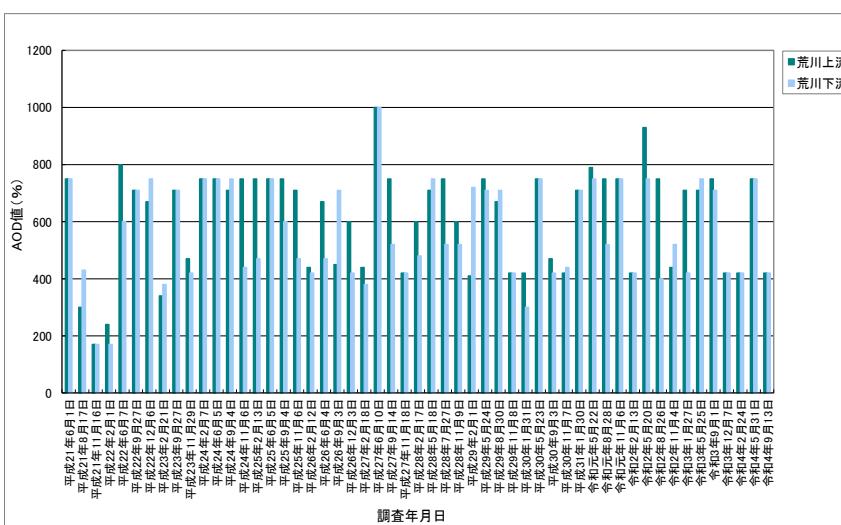


図 2-23 バイオモニタリング（AOD 試験）結果図

(1) 5月調査

- AOD 値が荒川上流で 750%，荒川下流で 750% であった。
- 調査前日までの 7 日間の降雨状況は、32.5mm であった。また、調査当日の降雨量（24 時間）は 9.5mm であった。
- 調査地点及びその周辺で魚類の斃死が確認されていないことから、放流水の魚毒性は荒川の生物生息環境へ影響を及ぼさないレベルであったと考えられる。

(2) 9月調査

- AOD 値が荒川上流で 420%，荒川下流で 420% であった。
- 調査前日までの 7 日間の降雨状況は、38.5mm であった。また、調査当日は降雨がなかった。
- 調査地点及びその周辺で魚類の斃死が確認されていないことから、放流水の魚毒性は荒川の生物生息環境へ影響を及ぼさないレベルであったと考えられる。

2.2 処分場内廃棄物により汚染された浸透水の地下水への拡散又はそのおそれの把握に関する環境モニタリング

2.2.1 浸透水及び地下水水質調査

処分場内の廃棄物により汚染された浸透水の地下水への拡散又はそのおそれを把握するため、11地点（No.3b, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b）及び処分場周辺の地下水観測井戸10地点（Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, H16-1b, H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2）合計21地点で、令和4年5月、令和4年9月に水質調査を実施した。ダイオキシン類については6～7月に実施した。なお、測定回数を年1回とした17項目については、9月に浸透水11地点で実施している。調査の結果は、次のとおりであった。

なお、地下水等検査項目基準とは、廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準をいう。

（1）処分場内の浸透水

- 浸透水は、一部の観測井戸で鉛、砒素、1,4-ジオキサン及びBODが地下水等検査項目基準を、ほう素及びふつ素が地下水環境基準を、ダイオキシン類が環境基準を超過したが、それ以外の項目は基準に適合していた。
- 鉛については、H16-6で令和4年5月に、地下水等検査項目基準に適合しなかった。
- 砒素については、H16-13で令和4年5月に、地下水等検査項目基準に適合しなかった。
- 1,4-ジオキサンについては、H16-13で令和4年5月に、地下水等検査項目基準に適合しなかった。
- BODについては、7地点（No.3b, No.5b, H16-3, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15）で地下水等検査項目基準に適合しなかった。
- 地下水等検査項目基準に適合しなかった項目（鉛、砒素、1,4-ジオキサン、BOD）の経年変化をみると、鉛、砒素及び1,4-ジオキサンについては、変動の大きい年もあるが、概ね横ばい傾向であった。BODについては、緩やかな増加傾向を示す地点も確認された。その他の項目は概ね横ばい傾向であった。
- ほう素については、6地点（No.3b, H16-3, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15）で地下水環境基準に適合しなかった。経年変化を見ると、横ばいもしくは緩やかな低下傾向であった。

- ふつ素については、6地点（No.5b, H16-3, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15）で地下水環境基準に適合しなかった。経年変化を見ると、横ばいもしくは緩やかな低下傾向であった。
- ダイオキシン類については、全ての地点で検出されており、1地点（H16-13）で環境基準に適合しなかった。この地点の発生源について同族体組成から推定すると、燃焼由来と農薬由来の混合物と考えられる。経年変化を見ると、横ばいもしくは緩やかな低下傾向であった。

（2）処分場周辺の地下水

- 周辺地下水は、すべての地点において、地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に適合していた。
- 処分場内の浸透水で地下水等検査項目基準を超過していた鉛、砒素、1,4-ジオキサン、BOD及び地下水環境基準を超過していたほう素とふつ素については、周辺地下水ではいずれも基準に適合していた。
- ダイオキシン類についてすべての地点で検出されているものの、0.042～0.85pg-TEQ/Lと環境基準に適合していた。

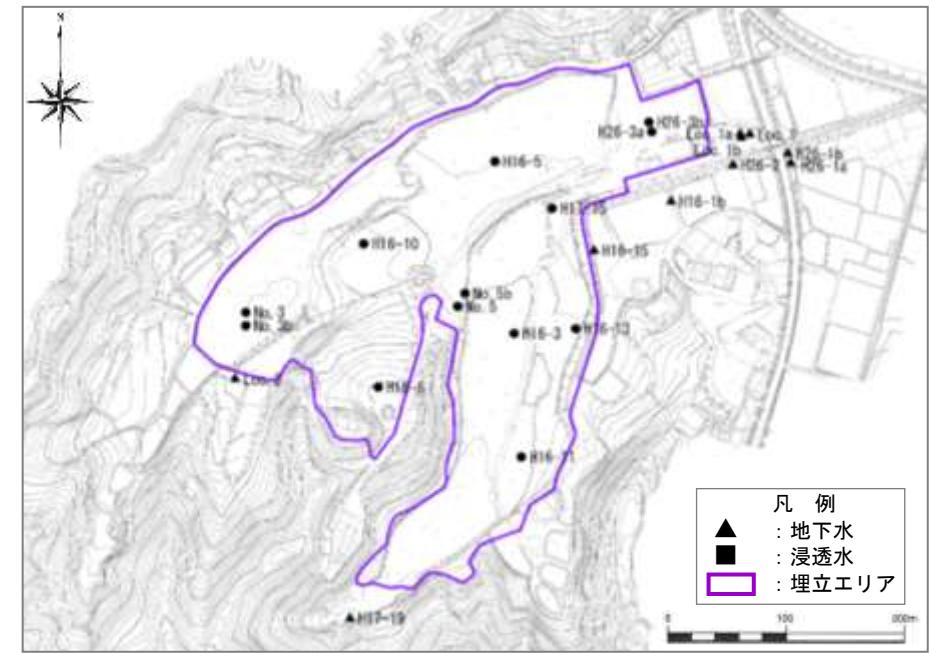


図2-24 浸透水及び地下水水質調査地点図

表 2-2 浸透水の濃度範囲（令和 4 年度上半期）

分析項目	適応基準	単位	基準値	浸透水(令和4年度上半期)																									
				9工区				8工区				ヒートストックエリア				6工区				4工区		2工区		1工区					
				H16-11		H16-3		H16-13		No.5		No.5b		H16-6		No.3		No.3b		H16-10		H16-5		H17-15		H26-3a		H26-3b	
				R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9	R4.5	R4.9		
アルキル水銀	廃棄物処理法 地下水等検査 項目基準*1	mg/L	検出されないこと	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出		
総水銀		mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
カドミウム		mg/L	0.003以下	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003				
鉛		mg/L	0.01以下	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	0.016	0.005	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
六価クロム		mg/L	0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01				
砒素		mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.012	0.004	-	-	<0.001	<0.001	0.006	0.002	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.002				
全シアン		mg/L	検出されないこと	-	不検出	-	不検出	-	-	-	不検出	-	不検出	-	-	-	-	不検出											
ボリ塩化ビフェニル(PCB)		mg/L	検出されないこと	-	不検出	-	不検出	-	-	-	不検出	-	不検出	-	-	-	-	不検出											
トリクロロエチレン		mg/L	0.01以下	-	<0.001	-	<0.001	-	-	-	<0.001	-	<0.001	-	-	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001				
テトラクロロエチレン		mg/L	0.01以下	-	<0.005	-	<0.005	-	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005				
ジクロロメタン		mg/L	0.02以下	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002				
四塩化炭素		mg/L	0.002以下	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002				
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004				
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	0.1以下	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002				
1,2-ジクロロエチレン(シス体・トランスクの和)		mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	1以下	-	<0.005	-	<0.005	-	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005				
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.006以下	-	<0.006	-	<0.006	-	-	-	<0.006	-	<0.006	-	-	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006				
1,3-ジクロロプロパン		mg/L	0.002以下	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002				
チララム		mg/L	0.006以下	-	<0.006	-	<0.006	-	-	-	<0.006	-	<0.006	-	-	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006	-	<0.006				
シマジン		mg/L	0.003以下	-	<0.003	-	<0.003	-	-	-	<0.003	-	<0.003	-	-	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003				
オボンカルブ		mg/L	0.02以下	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002				
ベンゼン		mg/L	0.01以下	0.002	<0.001	0.001	0.001	0.005	0.004	-	-	<0.001	<0.001	0.001	0.001	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				
セレン及びその化合物		mg/L	0.1以下	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	-	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002				
1,4-ジオキサン		mg/L	0.05以下	0.010	<0.005	0.009	0.008	0.096	0.023	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	0.006	<0.005	0.021	0.016	<0.005	0.018	0.016	0.006	0.007	0.028		
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)		mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/L	20以下	37	3.4	24	22	40	13	-	-	27	22	12	13	-	-	21	32	28	33	19	5.4	32	19	12	11	15	19
ほう素	地下水 環境基準*2	mg/L	1 ^{a2}	2.0	0.04	1.3	0.95	8.2	2.6	-	-	0.96	0.56	0.81	0.83	-	-	0.75	1.3	1.7	1.7	0.24	0.05	1.0	1.3	0.11	0.05	0.30	0.35
ふつ素		mg/L	0.8 ^{a2}	1.8	2.1	1.0	0.91	1.9	0.73	-	-	0.98	0.82	0.62	0.62	-	-	0.64	0.79	1.1	1.1	0.30	0.11	0.90	0.88	0.16	0.14	0.14	0.15
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/L	10 ^{a2}	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	-	-	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	-	-	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2		
ダイオキシン(Total TEQ)	環境基準*3	pg-TEQ/L	1 ^{a3}	-	-	0.14	-	0.077	1.4	-	-	0.043	-	0.24	-	-	-	0.049	-	0.050	-	0.36	-	0.050	-	0.26	-	0.19	

表 2-3 令和 3 年度までの浸透水の基準超過回数と濃度範囲

*1 地下水等検査項目基準：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省第1号）別表第二等

*2 地下水環境基準：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表

*3 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）別表を準用。

*4 数値0は定量下限値未満を示す。

※基準値超過回数/測定実施回数
基準超過1～9回
基準超過10～19回
基準超過20以上

基準超過值

表 2-4 地下水の濃度範囲（令和 4 年度上半期）

分析項目	適応基準	単位	基準値	地下水(令和4年度上半期)																					
				上流側				下流側(南側)				Loc. 1				Loc. 1a		Loc. 1b		H26-2		H26-1a		H26-1b	
				H17-19		Loc. 3		H16-15		H16-1b		R4.5		R4.9		R4.5		R4.9		R4.5		R4.9			
アルキル水銀	廃棄物処理法 地下水等検査 項目基準*1	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
総水銀			0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
カドミウム			0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
鉛			0.01以下	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	<0.002	0.007	<0.002	0.004	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	<0.002			
六価クロム			0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			
砒素			0.01以下	0.006	0.008	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.004	0.005	<0.001	<0.001	<0.001			
全シアン			検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ポリ塩化ビフェニル(PCB)			検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
トリクロロエチレン			0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
テトラクロロエチレン			0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ジクロロメタン			0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
四塩化炭素			0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004			
1,1-ジクロロエチレン			0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,2-ジクロロエチレン(ジ体・トランヌ体の和)			0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,3-ジクロロプローベン			0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
チラム			0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
シマジン			0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
チオベンカルブ			0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ベンゼン			0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
セレン及びその化合物			0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,4-ジオキサン			0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.008	0.009	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)			0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
生物化学的酸素要求量(BOD)	地下水 環境基準*2	mg/L	20以下	2.1	2.3	3.6	2.2	8.5	4.0	11	5.0	<0.5	<0.5	<0.5	3.7	14	12	10	6.9	3.7	4.9	3.4	<0.5		
ほう素			1*2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.30	0.33	0.03	0.03	0.13	0.13	0.11	0.11	0.09	0.08	0.05	0.04	0.02	0.03	0.10	0.12		
ふつ素			0.8*2	<0.08	<0.08	0.11	0.09	0.08	<0.08	0.50	0.18	<0.08	<0.08	0.10	0.09	0.10	0.10	0.12	0.11	0.15	0.13	<0.08	<0.08		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			10*2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2		
ダイオキシン(Total TEQ)	環境基準*3	pg-TEQ/L	*3	0.85	0.10	0.11	-	-	-	0.042	0.059	0.050	0.050	0.17	0.18	0.043									

表 2-5 令和 3 年度までの地下水の基準超過回数と濃度範囲

分析項目	適応基準	単位	基準値	地下 水(令和3年度までの全ての測定値)																	
				上流側				下流側(南側)				下流側									
				H17-19		Loc. 3		H16-15		H16-1b		Loc. 1		Loc. 1a		H26-2		H26-1a			
				最小値	最大値	超過回数	最小値	最大値	超過回数	最小値	最大値	超過回数	最小値	最大値	超過回数	最小値	最大値	超過回数	最小値	最大値	
アルキル水銀	廃棄物処理法 地下水等検査 項目基準#1	mg/L	検出されないこと	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
総水銀			0.0005以下	0 ~ 0.00012	0 / 52	0 ~ 0.00012	0 / 72	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0.00012	0 / 53	0 ~ 0.00012	0 / 72	0 ~ 0	0 / 29	0 ~ 0 / 0	
カドミウム			0.003以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
鉛			0.01以下	0 ~ 0.014	1 / 52	0 ~ 0.083	10 / 72	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0.003	0 / 32	0 ~ 0.059	1 / 53	0 ~ 0.031	5 / 72	0 ~ 0.015	1 / 29	0 ~ 0.028	1 / 29	0 ~ 0.004 / 0	
六価クロム			0.05以下	0 ~ 0	0 / 52	0 ~ 0	0 / 72	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 53	0 ~ 0	0 / 72	0 ~ 0	0 / 29	0 ~ 0 / 0	
砒素			0.01以下	0.001 ~ 0.068	12 / 52	0 ~ 0.007	0 / 72	0 ~ 0.001	0 / 32	0 ~ 0.002	0 / 32	0 ~ 0.001	0 / 32	0 ~ 0.005	0 / 53	0 ~ 0.009	0 / 72	0.002 ~ 0.008	0 / 29	0 ~ 0.007 / 0	
全シアン			検出されないこと	0 ~ 0	0 / 10	0 ~ 0	0 / 30	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 30	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)			検出されないこと	0 ~ 0	0 / 10	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
トリクロロエチレン			0.01以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
テトラクロロエチレン			0.01以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
ジクロロメタン			0.02以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0.011	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
四塩化炭素			0.002以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0 ~ 0.0005	0 / 52	0 ~ 0	0 / 72	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 53	0 ~ 0	0 / 72	0 ~ 0	0 / 29	0 ~ 0 / 0	
1,1-ジクロロエチレン			0.1以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
1,2-ジクロロエチレン(シス体・トランスクロロエチレン)			0.04以下	0 ~ 0	0 / 7	0 ~ 0	0 / 7	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 7	0 ~ 0	0 / 7	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
1,3-ジクロロプロパン			0.002以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
チカラム			0.006以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
シマジン			0.003以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
オオベンカルブ			0.02以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
ベンゼン			0.01以下	0 ~ 0	0 / 52	0 ~ 0	0 / 72	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 53	0 ~ 0	0 / 72	0 ~ 0	0 / 29	0 ~ 0 / 0	
セレン及びその化合物			0.01以下	0 ~ 0	0 / 11	0 ~ 0	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 12	0 ~ 0.0001	0 / 31	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0 / 0	
1,4-ジオキサン			0.05以下	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0	0.009	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0.006	0 / 29	0 ~ 0 / 0
クロロエチレン(塗化ビニルモノマー)			0.002以下	0 ~ 0	0 / 0	0 / 48	0 ~ 0	0 / 0	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 32	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0	0 / 48	0 ~ 0.0005	0 / 29	0 ~ 0 / 0
生物化学的酸素要求量(BOD)			20以下	0 ~ 6.1	0 / 52	0 ~ 4.2	0 / 71	1.5 ~ 27	2 / 32	1.3 ~ 24	1 / 32	0 ~ 3.5	0 / 32	0 ~ 3.9	0 / 52	0 ~ 17	0 / 70	2.8 ~ 22	3 / 29	1.7 ~ 15	0 / 29
ほう素	地下水 環境基準#2	mg/L	1 ^{#2}	0 ~ 0.12	0 / 52	0 ~ 0.16	0 / 64	0 ~ 0.28	0 / 32	0 ~ 0.06	0 / 32	0.03 ~ 0.16	0 / 32	0.04 ~ 0.19	0 / 53	0.02 ~ 0.16	0 / 64	0 ~ 0.21	0 / 29	0 ~ 0.07	0 / 29
ふつ素			0.8 ^{#2}	0 ~ 0.14	0 / 52	0 ~ 0.50	0 / 64	0 ~ 0.16	0 / 32	0 ~ 0.26	0 / 32	0 ~ 0.17	0 / 53	0 ~ 0.20	0 / 64	0.08 ~ 0.22	0 / 29	0 ~ 0.26	0 / 29	0 ~ 0.13	0 / 29
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			10 ^{#2}	0 ~ 0.02	0 / 52	0 ~ 0.2	0 / 53	0 ~ 0.3	0 / 32	0 ~ 1.2	0 / 32	0 ~ 2.5	0 / 53	0 ~ 2.7	0 / 53	0 ~ 0.8	0 / 29	0 ~ 5.8	0 / 29	0 ~ 0.6	0 / 29
ダイオキシン(Total TEQ)	環境基準#3	pg-TEQ/L	1 ^{#3}	0.063 ~ 0.23	0 / 26	0.034 ~ 0.12	0 / 28	0.087 ~ 0.62	0 / 16	1.3	1 / 1	0.030 ~ 0.17	0 / 16	0.035 ~ 0.66	0 / 26	0.039 ~ 0.13	0 / 31	0.589 ~ 2.9	9 / 14	0.122 ~ 2.2	3 / 14

*1 地下水等検査項目基準：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省第 1 号）別表第二等

*2 地下水環境基準：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表

*3 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）別表を準用

*4 数値0は定量下限値未満を示す。

※基準値超過回数/測定実施回数

基準超過1~9回

基準超過10~19回
基準超過20以上

基準超過20以上

基準超過值

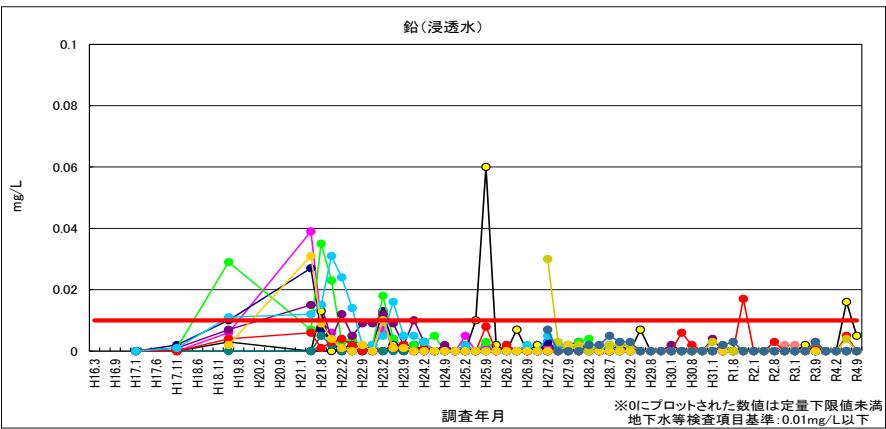
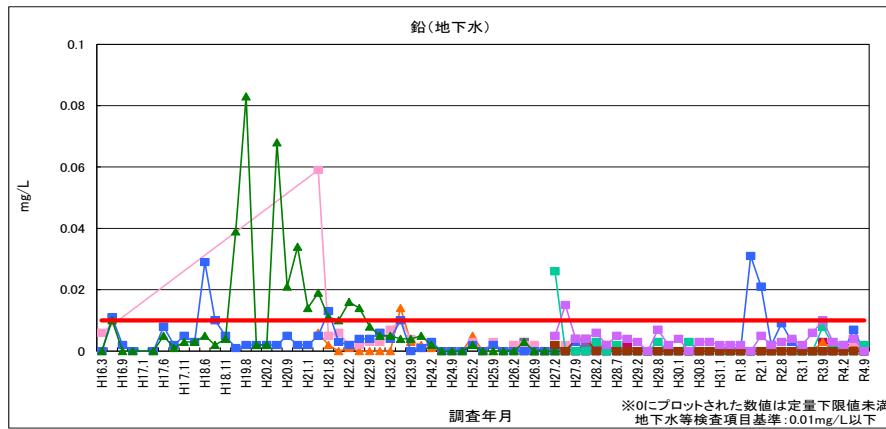


図 2-25 鉛 (浸透水)



※Loc.1b の平成18年8月以前と、Loc.3 の平成19年8月以前は事業者設置井戸によるもの

図 2-26 鉛 (地下水)

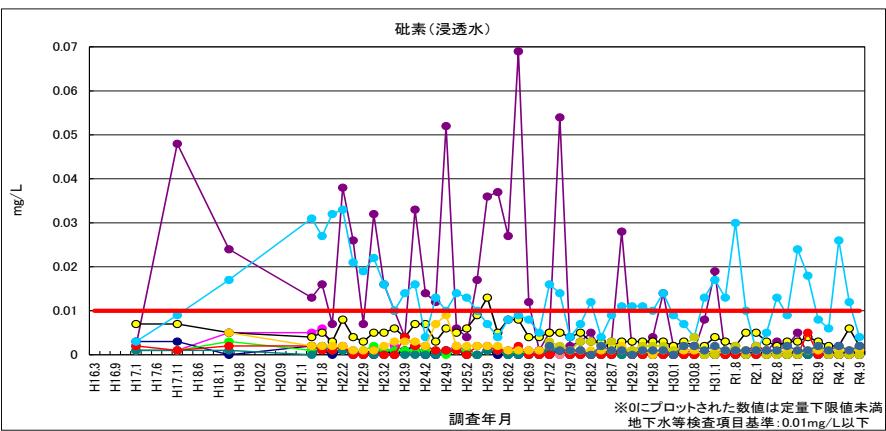
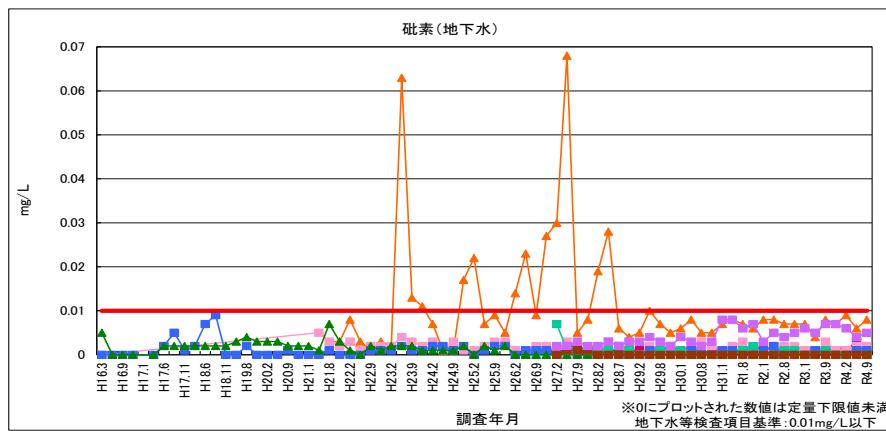


図 2-27 砒素 (浸透水)



※Loc.1b の平成18年8月以前と、Loc.3 の平成19年8月以前は事業者設置井戸によるもの

図 2-28 砒素 (地下水)

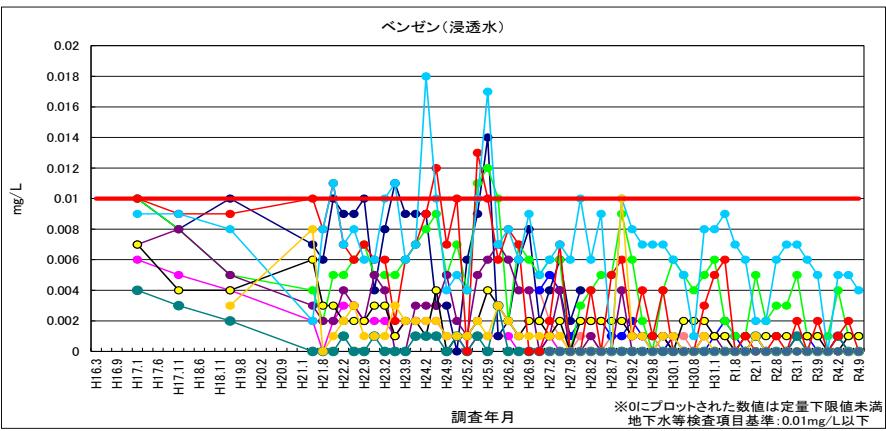
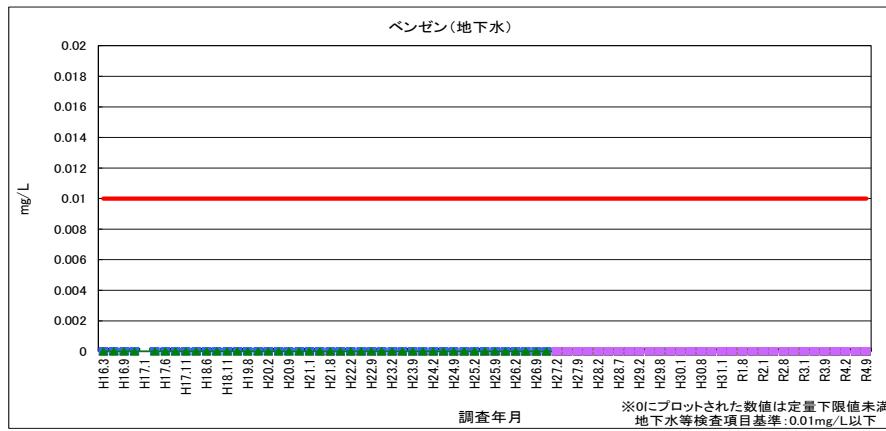
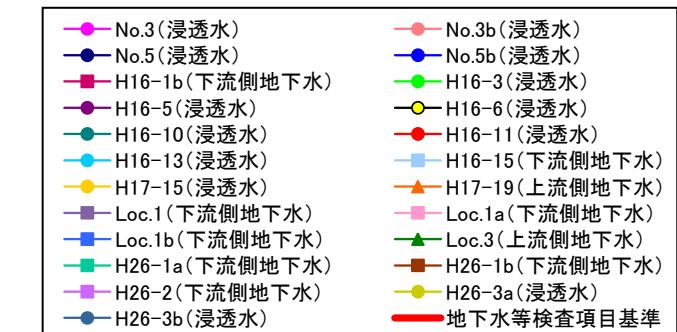


図 2-29 ベンゼン (浸透水)



※Loc.1b の平成18年8月以前と、Loc.3 の平成19年8月以前は事業者設置井戸によるもの

図 2-30 ベンゼン (地下水)



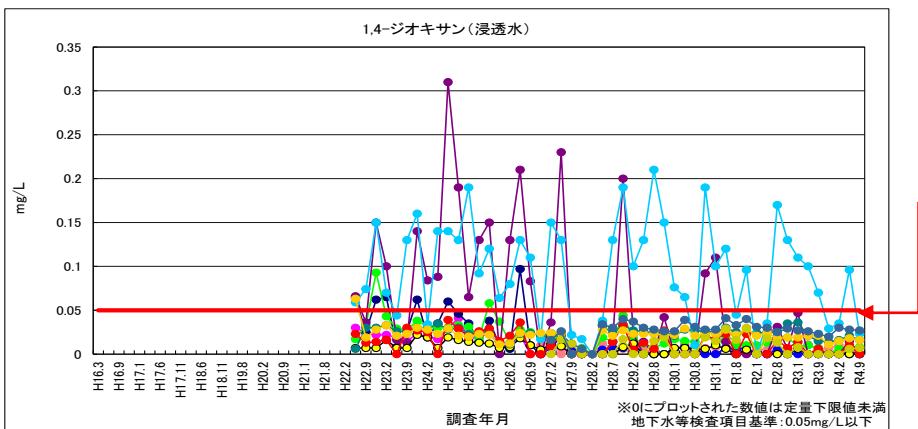


図 2-31 1,4-ジオキサン(浸透水)

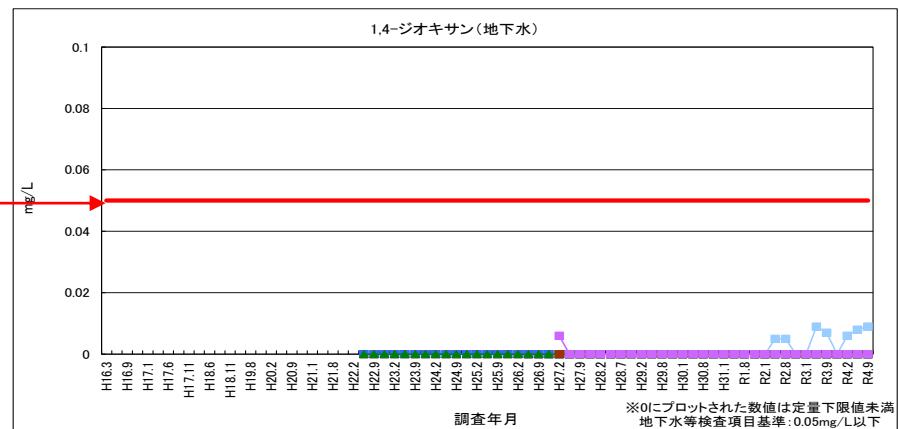


図 2-32 1,4-ジオキサン(地下水)

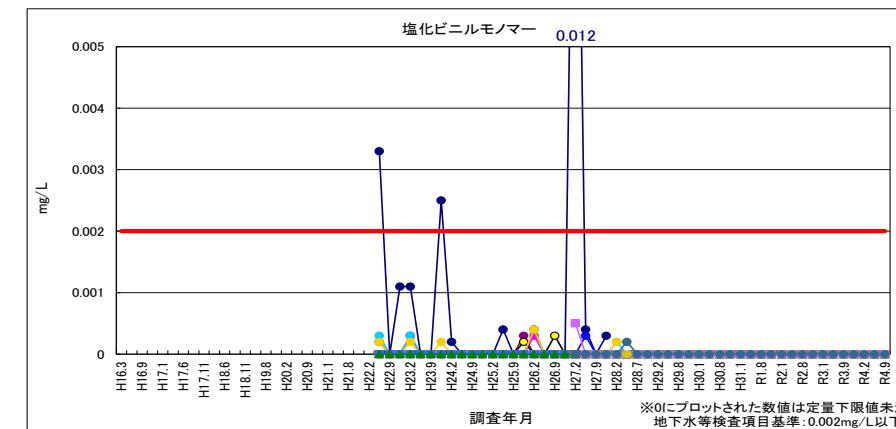


図 2-33 塩化ビニルモノマー(浸透水・地下水)

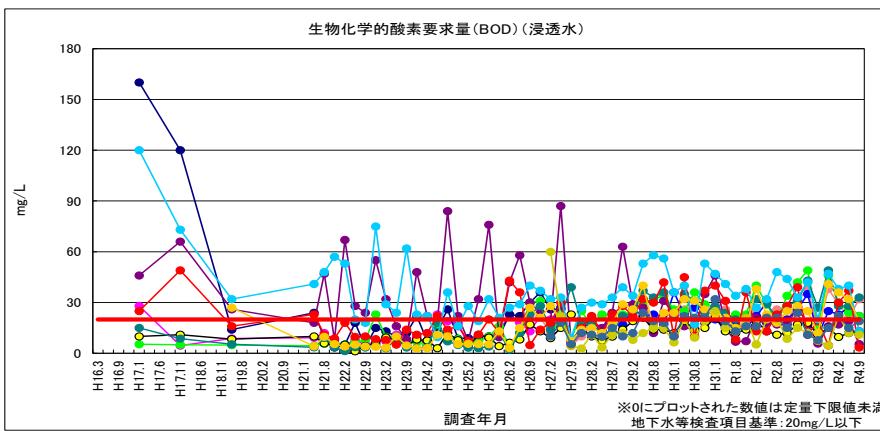


図 2-34 生物化学的酸素要求量(BOD)(浸透水)

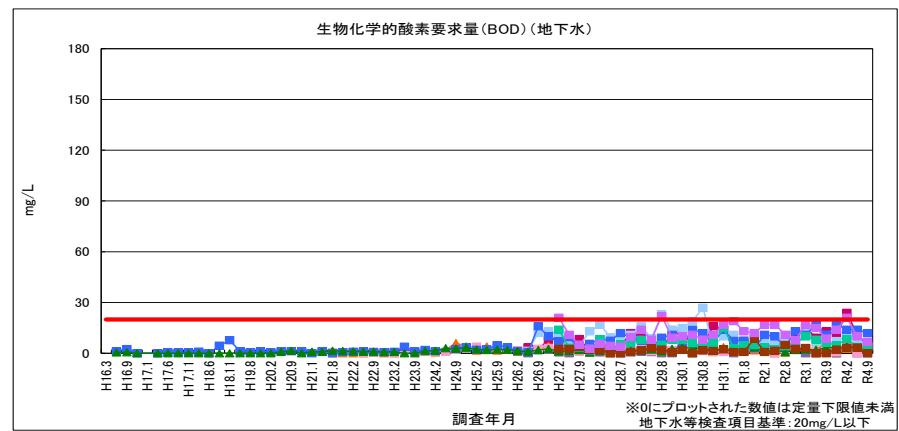


図 2-35 生物化学的酸素要求量(BOD)(地下水)

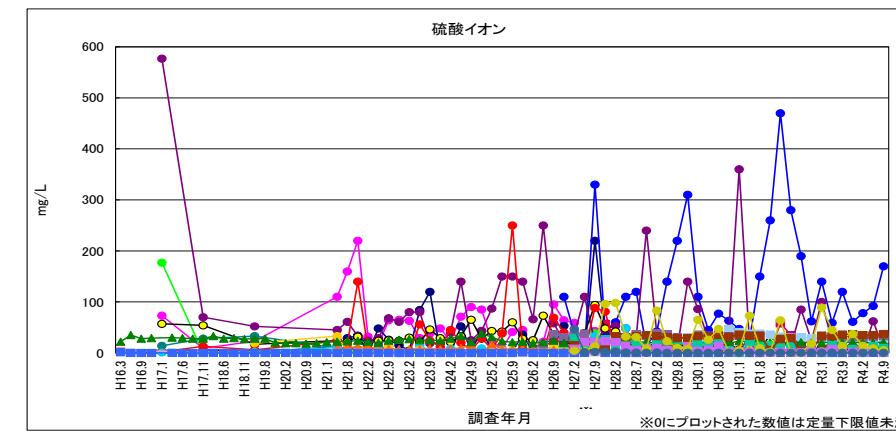


図 2-36 硫酸イオン(浸透水・地下水)

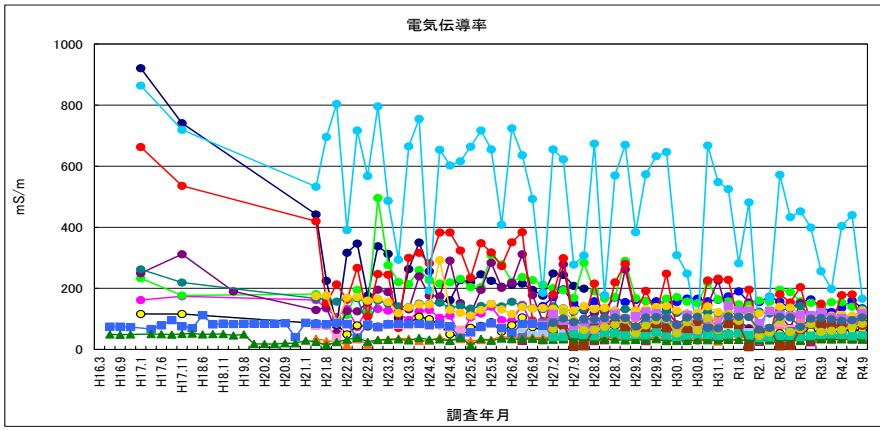


図 2-37 電気伝導率(浸透水・地下水)

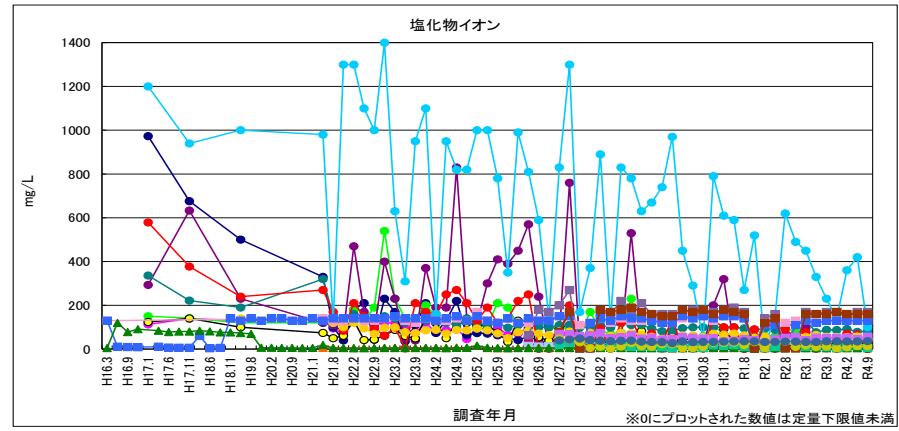


図 2-38 塩化物イオン(浸透水・地下水)

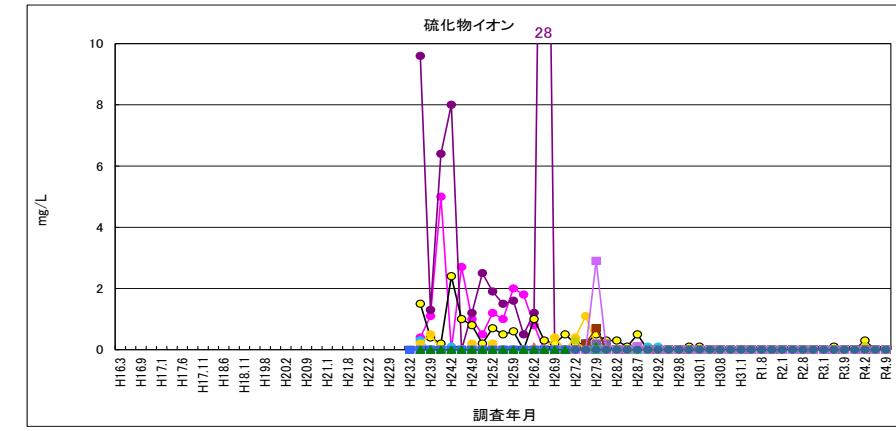


図 2-39 硫化物イオン(浸透水・地下水)

- | | |
|----------------|----------------|
| No.3(浸透水) | No.3b(浸透水) |
| No.5(浸透水) | No.5b(浸透水) |
| H16-1b(下流側地下水) | H16-3(浸透水) |
| H16-5(浸透水) | H16-6(浸透水) |
| H16-10(浸透水) | H16-11(浸透水) |
| H16-13(浸透水) | H16-15(下流側地下水) |
| H17-15(浸透水) | H17-19(上流側地下水) |
| Loc.1(下流側地下水) | Loc.1a(下流側地下水) |
| Loc.1b(下流側地下水) | Loc.3(上流側地下水) |
| H26-1a(下流側地下水) | H26-1b(下流側地下水) |
| H26-2(下流側地下水) | H26-3a(浸透水) |
| H26-3b(浸透水) | 地下水等検査項目基準 |

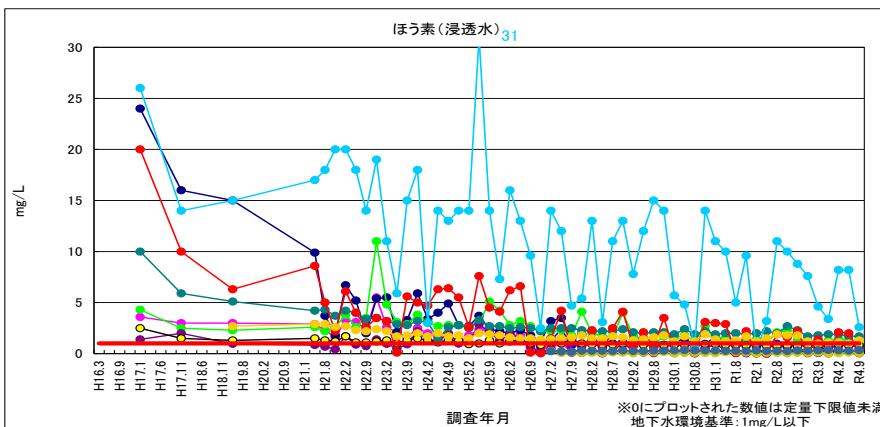
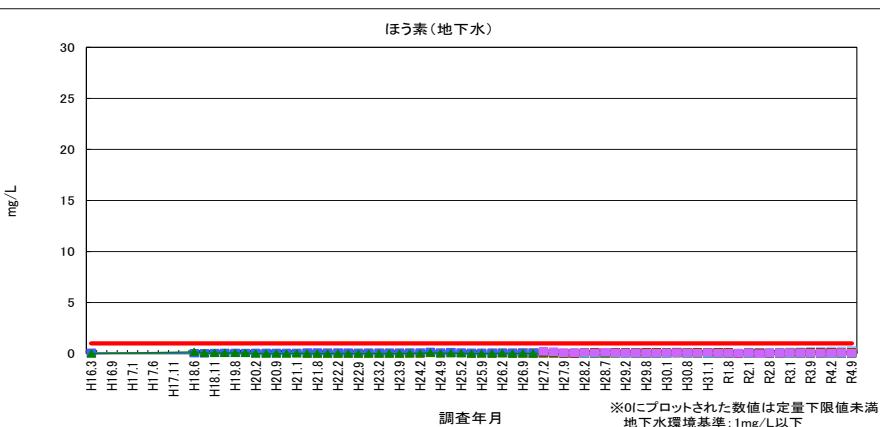
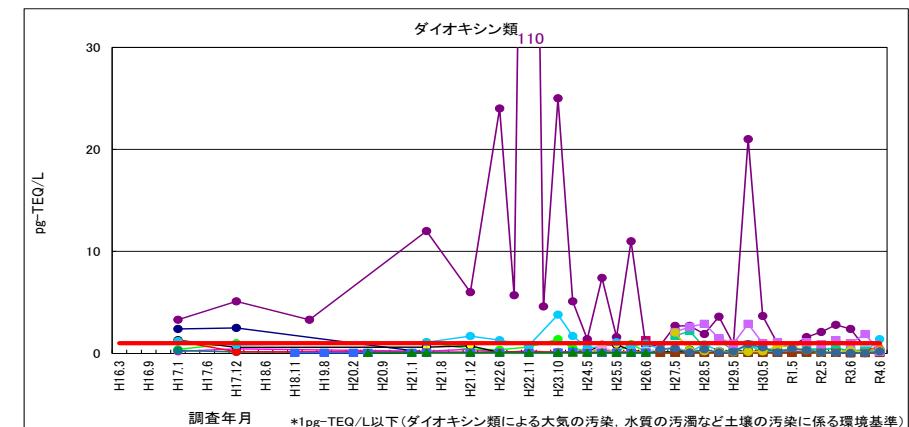


図 2-40 ほう素(浸透水)



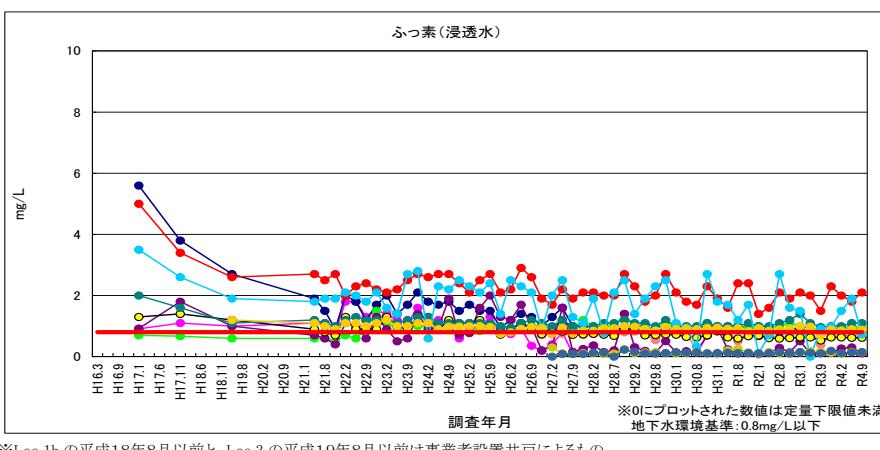
※Loc.1b の平成18年8月以前と、Loc.3 の平成19年8月以前は事業者設置井戸によるもの

図 2-41 ほう素(地下水)



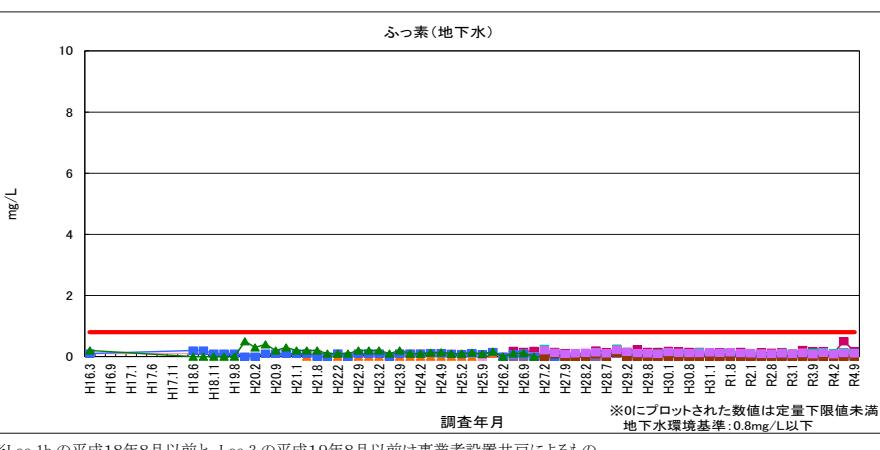
※Loc.1b の平成18年8月以前と、Loc.3 の平成19年8月以前は事業者設置井戸によるもの

図 2-42 ダイオキシン類(浸透水・地下水)



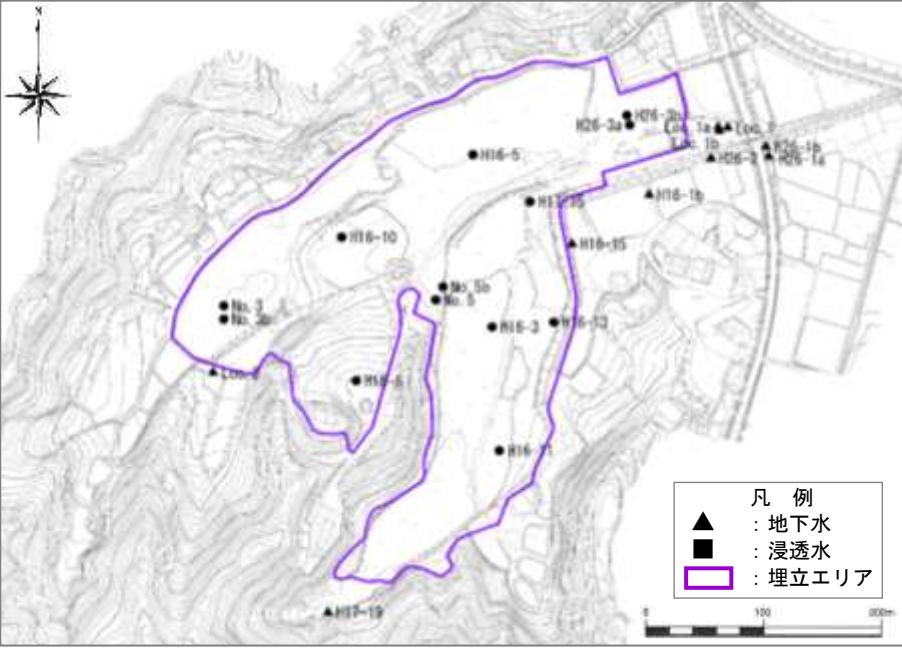
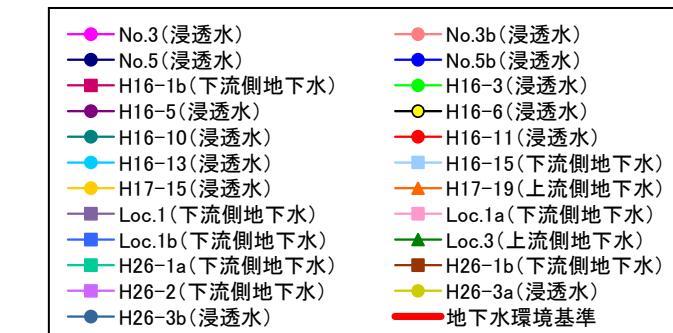
※Loc.1b の平成18年8月以前と、Loc.3 の平成19年8月以前は事業者設置井戸によるもの

図 2-43 ふつ素(浸透水)



※Loc.1b の平成18年8月以前と、Loc.3 の平成19年8月以前は事業者設置井戸によるもの

図 2-44 ふつ素(地下水)



※ 平成 28 年 2 月より調査箇所を、No.3 及び No.5 を No.3b 及び No.5b へ変更

図 2-45 浸透水及び地下水水質調査地点図

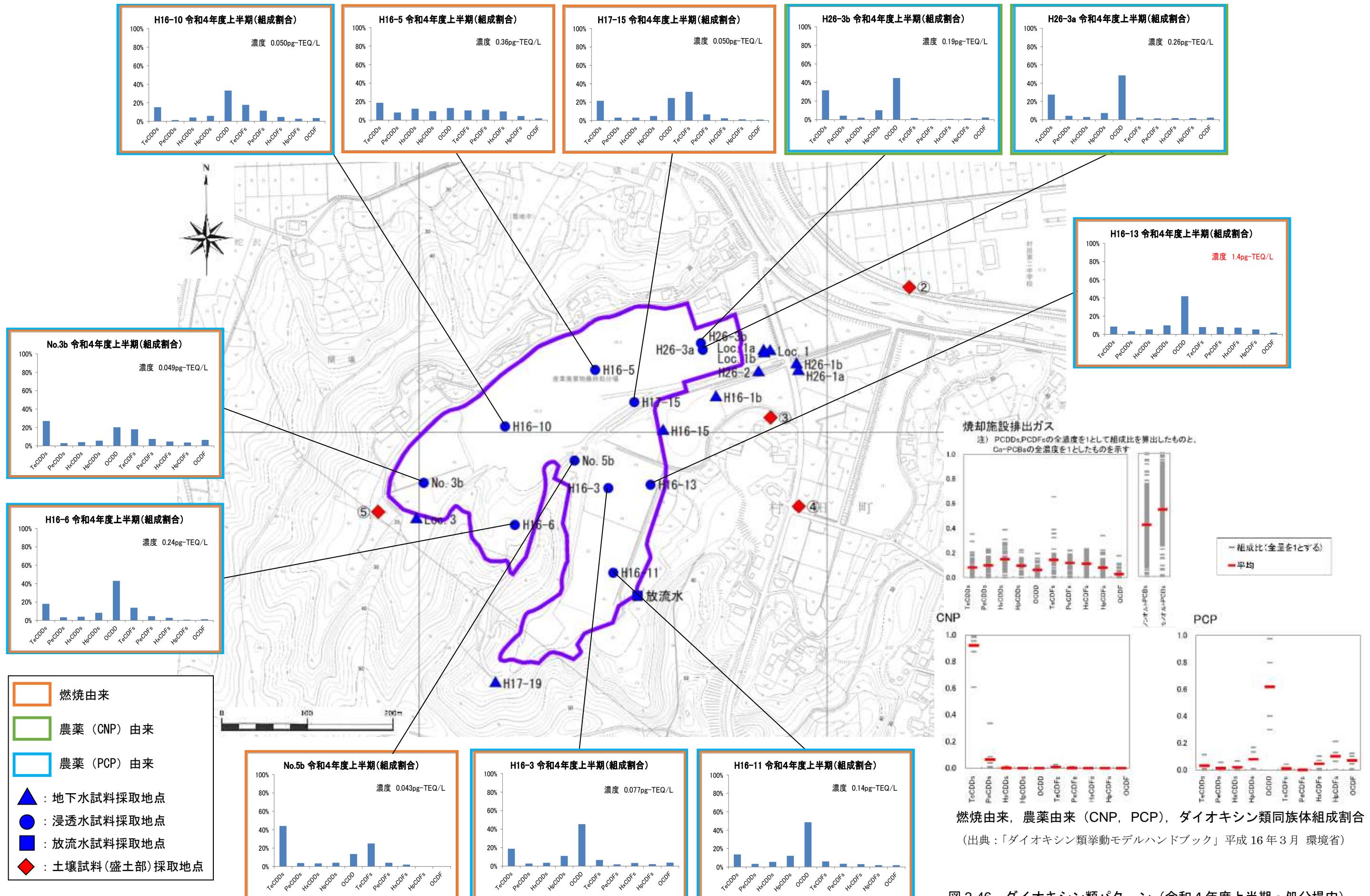


図 2-46 ダイオキシン類パターン（令和 4 年度上半期・処分場内）

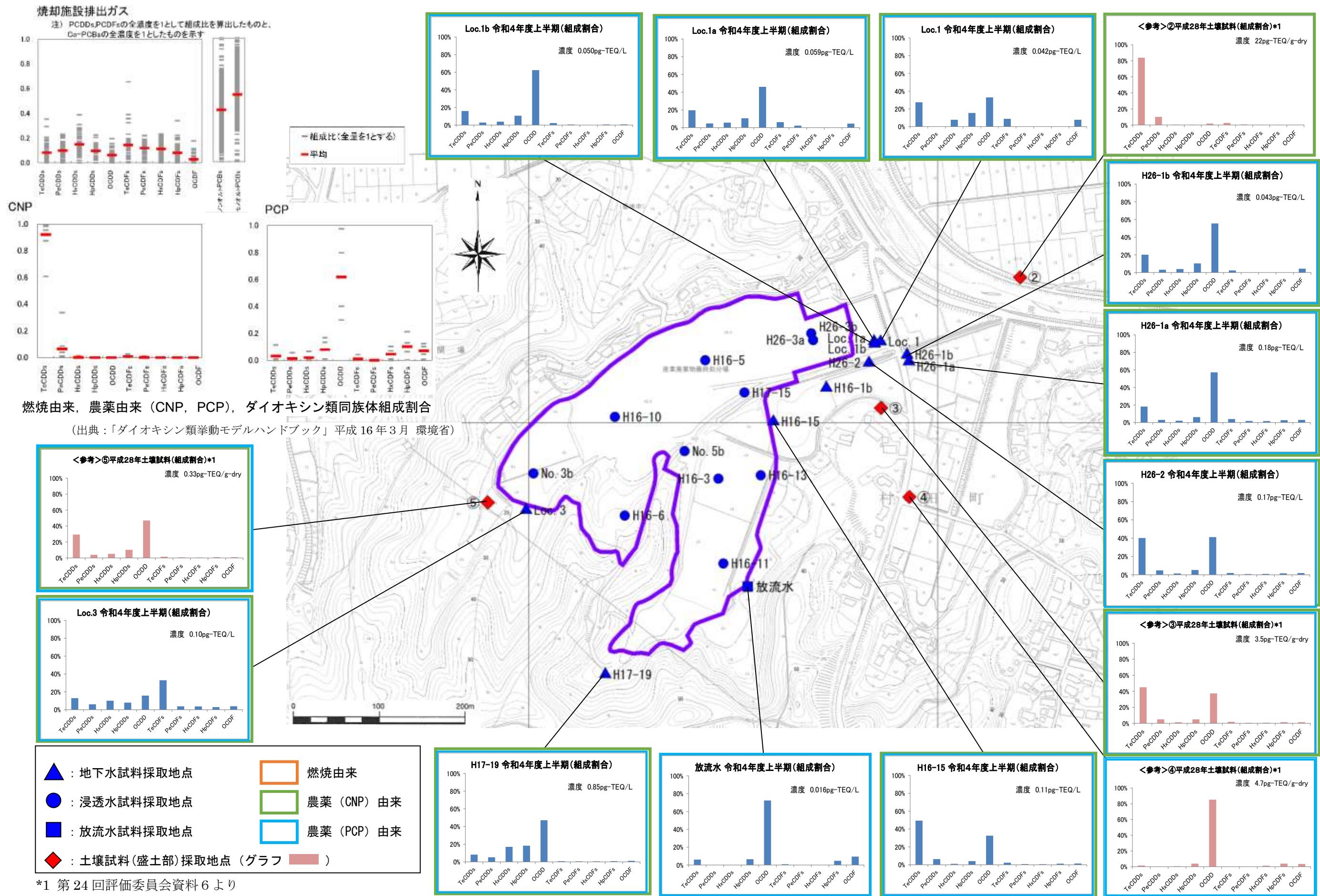


図2-47 ダイオキシン類パターン(令和4年度上半期・処分場外)

2.3 処分場内の状況把握に関する環境モニタリング

2.3.1 発生ガス等調査・下流地下水状況調査及び放流水状況調査

処分場の状況を確認するため、処分場内の観測井戸 17 地点 (7-2, 7-4, No.3, No.3a, No.3b, No.5, No.5a, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b) で、硫化水素等の発生ガスについて毎月調査を実施した。また、13 地点(7-2, 7-4, No.3b, No.5b, H16-3, H16-5, H16-6, H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b)で浸透水についての調査を毎月実施した。

下流地下水状況調査として処分場下流側の観測井戸 8 地点 (Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, H16-1b, H16-15, H26-1a, H26-1b, H26-2), 放流水状況調査として 1 地点 (放流水採取地点) で水質調査を毎月実施した。その結果は、次のとおりであった。

(1) 発生ガス

- 硫化水素濃度は、0.2 未満～90ppm の範囲で測定され、期間中では H16-6 で 90ppm (令和 4 年 8 月) と他の地点より高い値であった。
- メタン濃度は、0～60vol% の範囲で測定され、期間中では No.3 で 60vol% (令和 4 年 4 月) と他の地点より高い値を示した。
- 発生ガス量は、0.01 未満～2.50L/分の範囲で測定された。モニタリングを行っている 17 地点のうち 10 地点 (No.3a, No.3b, No.5, No.5a, No.5b, H16-5, H16-11, H17-15, H26-3a, H26-3b) においては、0.01L/分未満で推移しており、ガスの発生は非常に少ないが、廃棄物埋立区域の内部では、微生物による廃棄物の分解反応が継続していると考えられる。

(2) 浸透水

- 硫酸イオン濃度は、最大値を 7-2 で 550mg/l (令和 4 年 4 月) を示した。その他の地点ではいずれも 0.1 未満～240mg/L の範囲であり、横ばいで推移した。
- 塩化物イオン濃度は、最大値を H16-13 で 470mg/L (令和 4 年 7 月) を示した。その他の地点ではいずれも 2 未満～100 mg/L の範囲であり、横ばい～低下する形で推移した。
- 電気伝導率は、H16-13 で最大で 270mS/m (令和 4 年 8 月) を示した。その他の地点ではいずれも 0～180mS/m の範囲で横ばいで推移した。

(3) 下流地下水

- 硫酸イオン濃度が 0.1 未満～41mg/L, 塩化物イオン濃度が 7～250mg/L, 電気伝導率が 20～170mS/m の範囲で推移した。

(4) 放流水

- 硫酸イオン濃度は 3.2～4.4mg/L, 塩化物イオン濃度は 49～81mg/L, 電気伝導率は 92～120mS/m の範囲で推移した。

表 2-6 発生ガス等調査の濃度等範囲

調査項目	硫化水素(ppm)								二酸化炭素(%)						酸素(%)						メタン(%)						ガス発生量(l/分)			
	～令和3年度		令和3年度下半期		令和4年度上半期		～令和3年度		令和3年度下半期		令和4年度上半期		～令和3年度		令和3年度下半期		令和4年度上半期		～令和3年度		令和3年度下半期		令和4年度上半期		～令和3年度		令和3年度下半期		令和4年度上半期	
	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大
北側	高 ↑	H16-6 No.3 No.3a No.3b H16-10 H16-5 H26-3a H26-3b	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	100 170 4.9 3.0 450 23 0.2未満 0.2未満	18 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	60 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	7.6 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	90 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満	0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満	14 10 3.2 5.9 20 14 1.2 0.3	0.3 1.3 0.25未満 0.6 0.4 3.9 0.25未満 0.25未満	0.9 4.7 1.0 1.8 0.4 9.3 0.25未満 0.25未満	0.5 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満 0.25未満	0.8 5.3 0.4 1.7 0.4 6.8 0.25未満 0.25未満	6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満	6未満 20 20 21 21 21 10 22	6未満 6未満 20 20 18 15 20 21	6未満 9 20 21 17 10 17 21	6未満 21 20 21 20 17 10 21	2 2 0 0 2 0 0 0	60 100 55 52 92 64 8 5	2 100 80 4 47 16 8 0	27 2 0 0 4 1 0 0	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	2.0 0.38 0.38 0.42 0.42 0.42 0.42 0.42	0.31 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.87 0.22 0.22 0.25 0.25 0.25 0.25 0.25	0.24 0.51 0.51 0.51 0.51 0.51 0.51 0.51		
	低 ↓	H16-3 H16-11 No.5 No.5a No.5b H16-13 7-2 7-4 H17-15	0.2未満 1200 160 7.3 0.7 33 1000 600 0.2未満	4.0 1.2 4.6 1.0 0.7 3.3 1.0 2.1 0.2未満	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	10 19 30 16 11 50 36 32 0.25未満	1.1 0.9 6.8 7.0 0.3 1.7 0.25未満 0.25未満	2.5 3.7 16 9.9 0.3 8.7 9.1 3.9 0.25未満	0.6 0.6 0.25未満 0.39 0.5 4.2 0.25未満 0.25未満	2.7 8.8 8.8 9.9 7.0 1.4 6.5 6.5 0.25未満	6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満	20 22 16 19 21 20 22 21 0.25未満	11 22 16 19 20 12 21 20 0.25未満	16 20 19 19 20 9 16 14 0.25未満	14 19 39 39 19 16 14 18 0.25未満	8 0 75 25 0 0 0 0 0	19 90 70 9 54 63 63 63 0	39 0 4 0 54 7 7 4 0	8 0 6 0 9 0 0 0 0	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.61 1.41 0.25 0.3 0.90 1.81 4.61 0.07	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02		
	南側	H16-3 H16-11 No.5 No.5a No.5b H16-13 Loc.1a Loc.1b Loc.1 H26-1a H26-1b H16-15	0.2未満 1200 160 7.3 0.7 33 1000 600 0.2未満	4.0 1.2 4.6 1.0 0.7 3.3 1.0 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満 0.2未満	11 19 30 16 11 57 130 210 0.2未満	1.1 0.9 6.8 7.0 0.3 8.7 1.0 1.0 0.2未満	2.5 3.7 16 9.9 0.3 8.7 1.0 1.0 0.2未満	0.6 0.6 0.25未満 0.39 0.5 4.2 0.25未満 0.25未満	2.7 8.8 8.8 9.9 7.0 1.4 6.5 6.5 0.25未満	6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満 6未満	21 22 16 19 20 12 19 18 0.25未満	11 22 19 19 20 9 16 14 0.25未満	16 19 39 39 19 	8 0 75 25 0 0 0 0 0	19 90 70 9 54 63 63 63 0	39 0 4 0 9 0 0 0 0	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.61 1.41 0.25 0.3 0.90 1.81 4.61 0.07	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満 0.01未満	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02						
	低 ↓	放流水	1.0	18	1.0	2.9	3.2	4.4	21	1																				

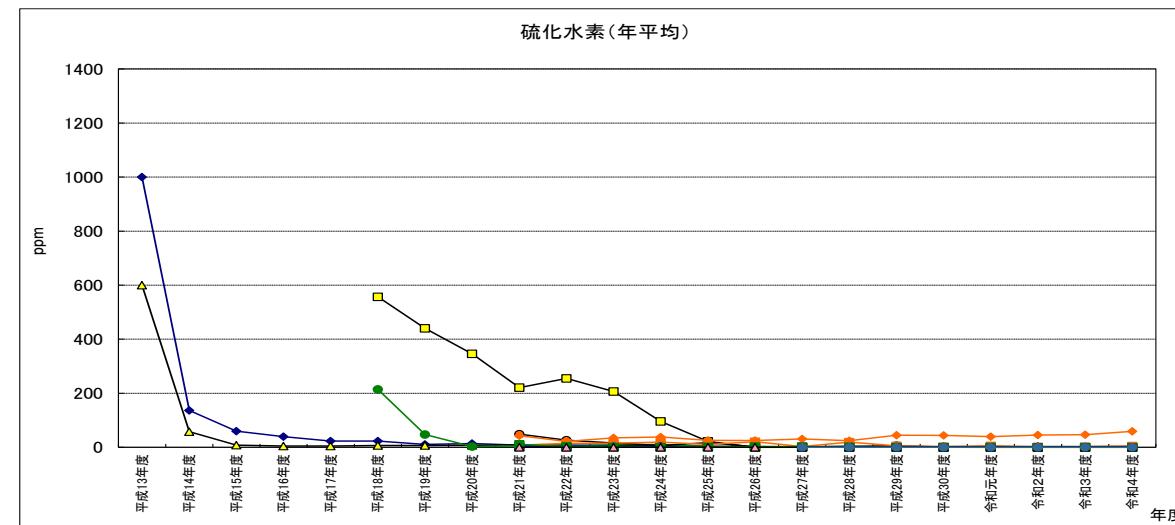
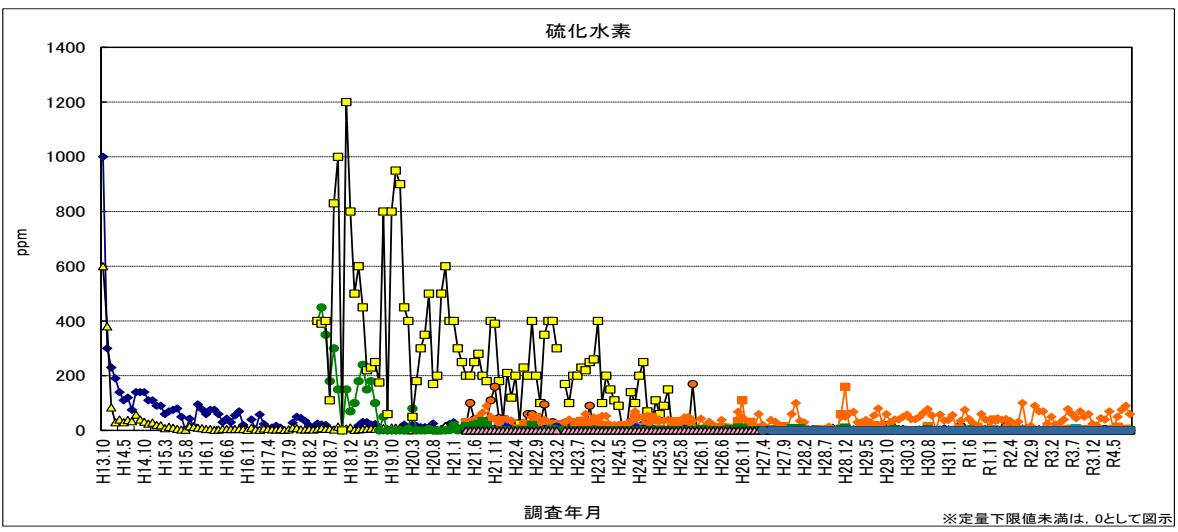


図 2-49 硫化水素（管頭下 1m で測定）

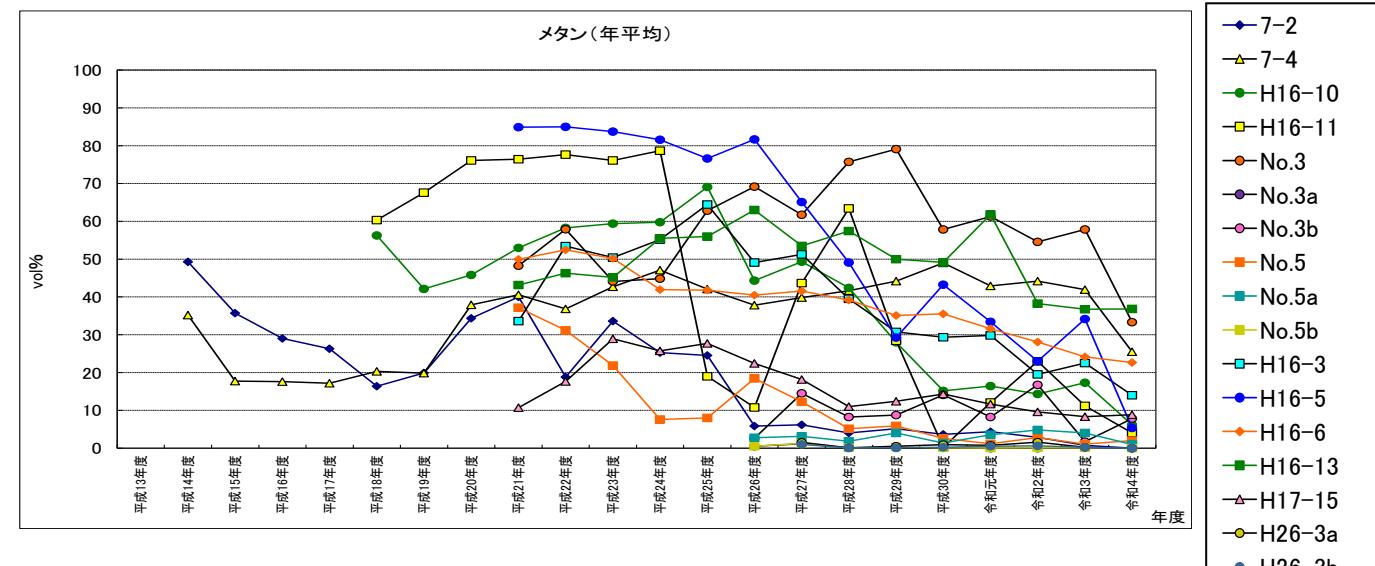
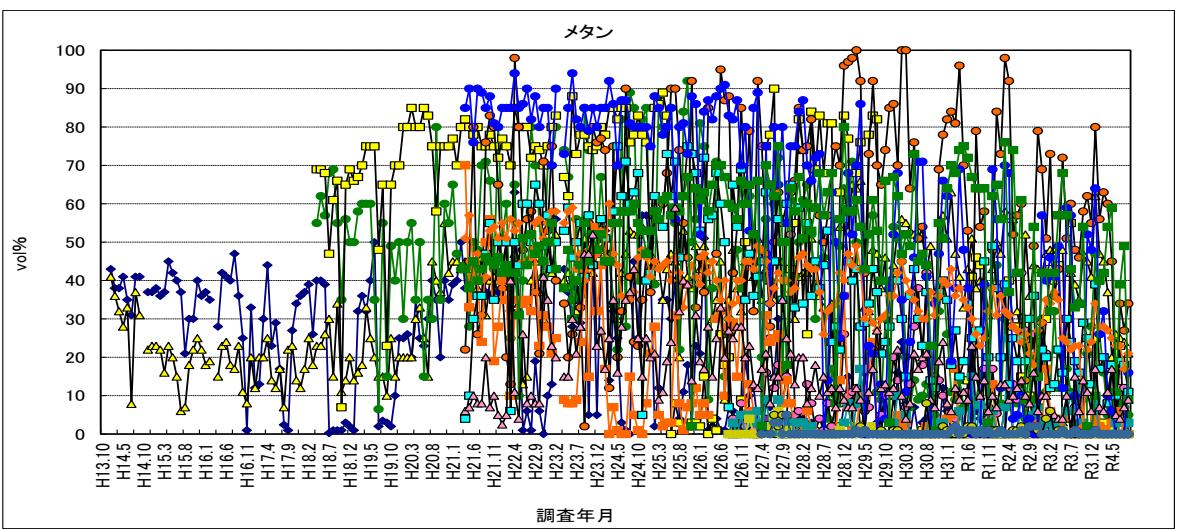


図 2-50 メタン（管頭下 1m で測定）

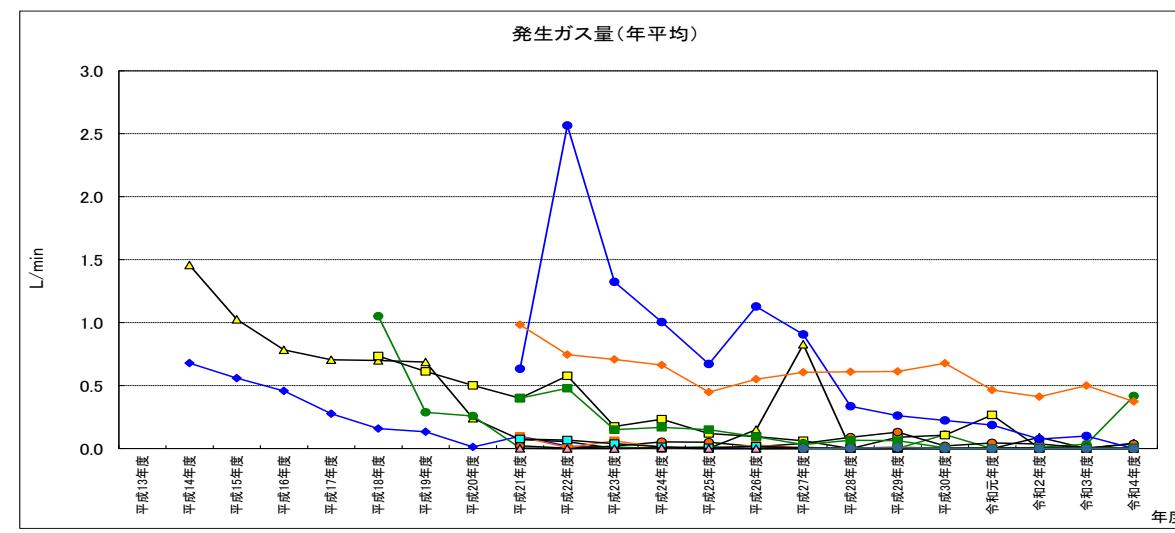
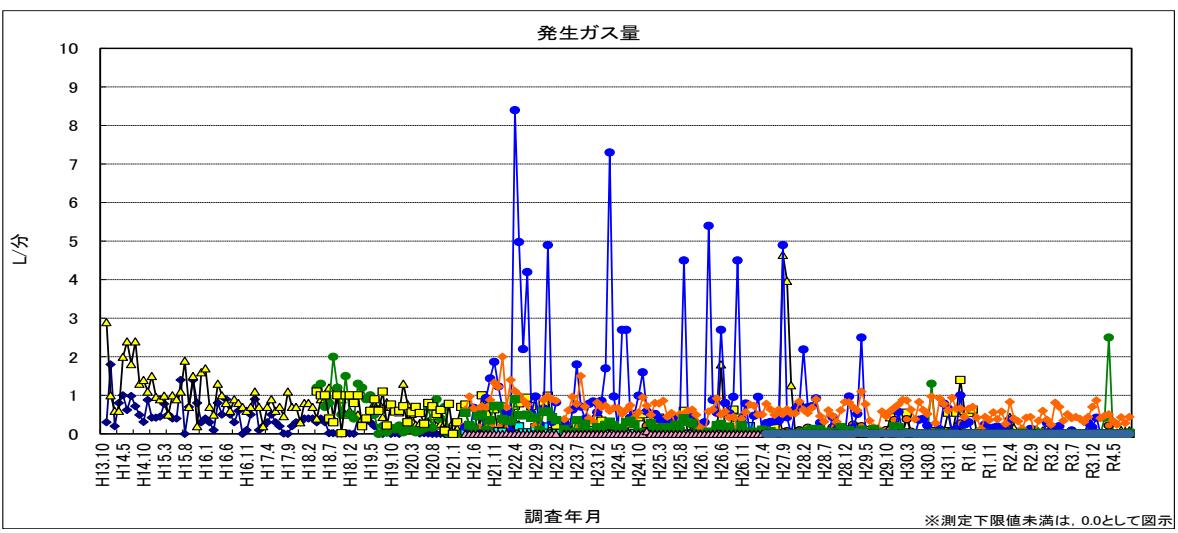


図 2-51 発生ガス量

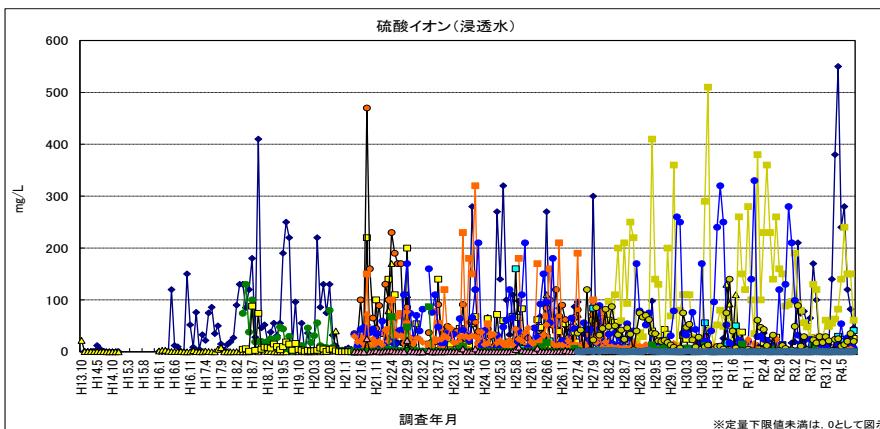


図 2-52 硫酸イオン（浸透水）

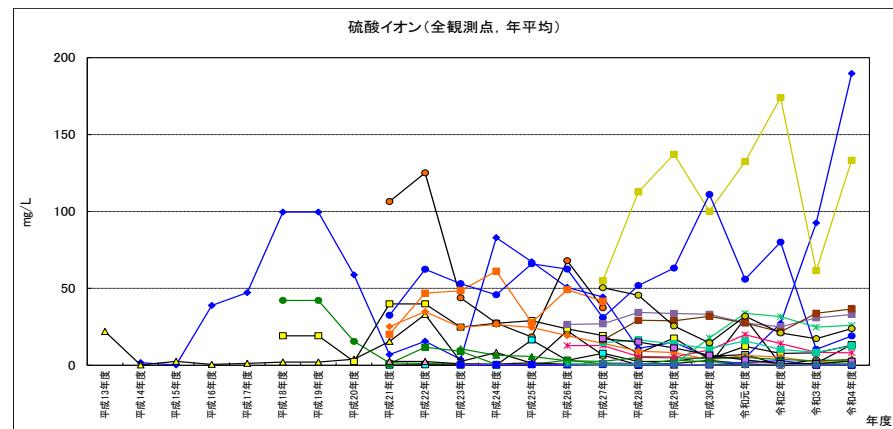


図 2-53 硫酸イオン（下流地下水・放流水）

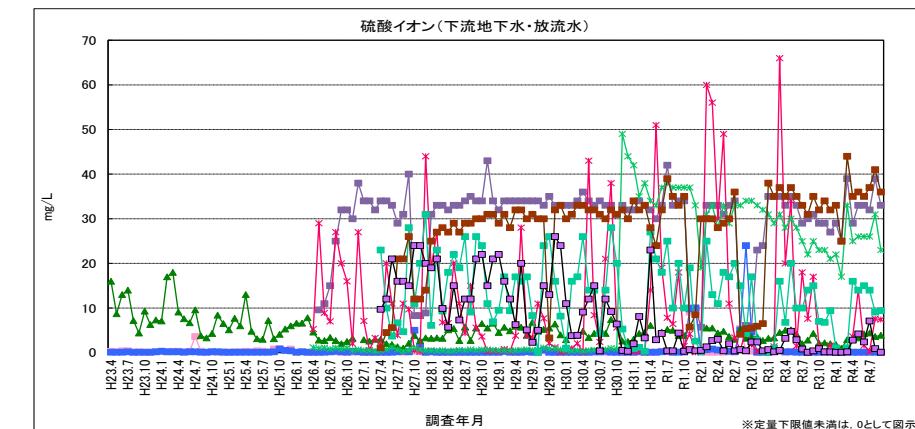


図 2-54 塩化物イオン（浸透水）

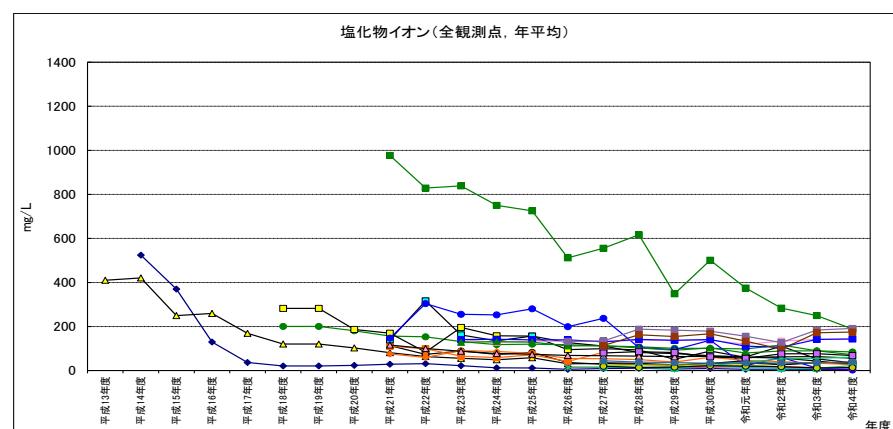


図 2-55 塩化物イオン（下流地下水・放流水）

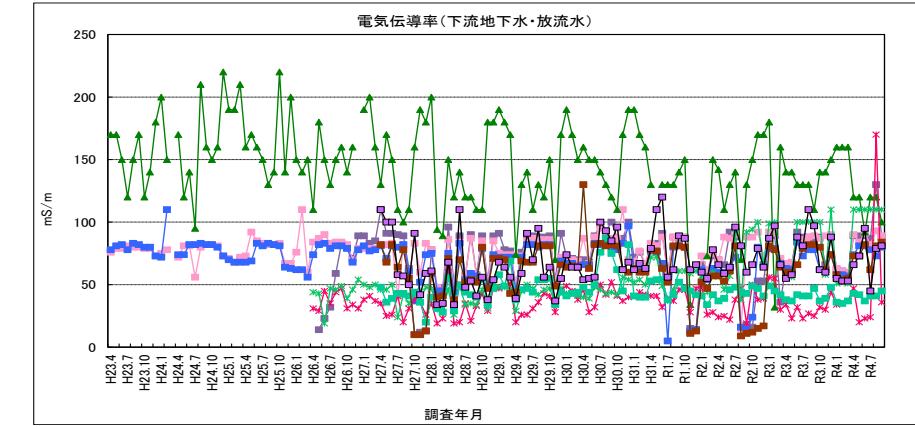


図 2-56 電気伝導率（浸透水）

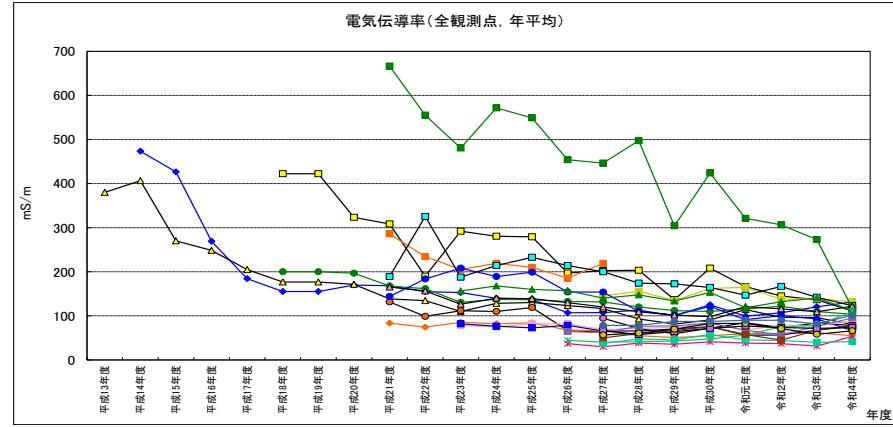
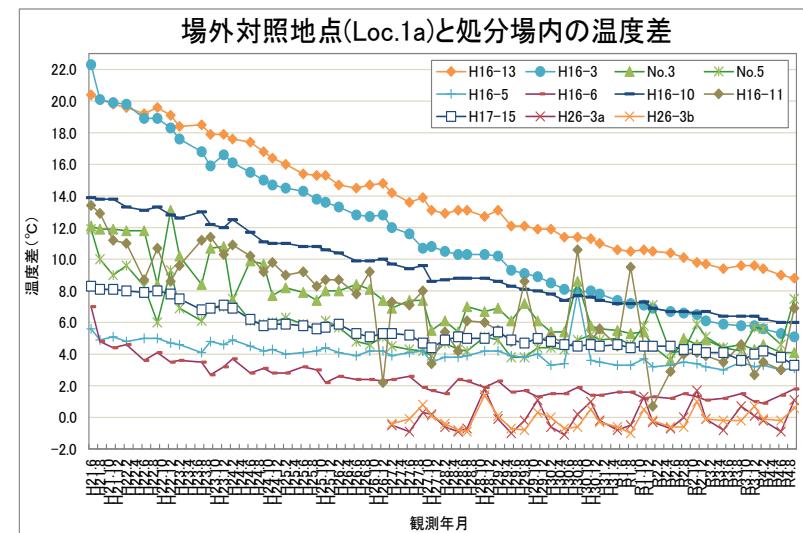


図 2-57 電気伝導率（下流地下水・放流水）

● 7-2	▲ 7-4	● H16-10	■ H16-11	○ No.3	○ No.3b
■ No.5	■ No.5b	■ H16-3	● H16-5	● H16-6	■ H16-13
△ H17-15	○ H26-3a	● H26-3b	● Loc1	● Loc1a	● Loc1b
● H16-1b	● H16-15	■ H26-1a	■ H26-1b	■ H26-2	▲ 放流水

2.3.2 地中温度及び地下水位調査

廃棄物埋立区域内外の地中温度及び地下水位の状況を把握するため
に、浸透水観測井戸 11 地点（No.3, No.5, H16-3, H16-5, H16-6,
H16-10, H16-11, H16-13, H17-15, H26-3a, H26-3b）及び、地下
水観測井戸 11 地点（Loc.1, Loc.1a, Loc.1b, Loc.3, Loc.4, H16-1b,
H16-15, H17-19, H26-1a, H26-1b, H26-2），合計 22 地点の地中温
度と、H16-1b を除く 21 地点の地下水位の変動を調査した。地中温度
は令和 4 年 6 月、令和 4 年 9 月の 2 回計測を実施し、地下水位変動は
調査期間中 1 時間毎に連続測定した。地下水位は、実測値を用いて平
成 21 年度以降の地下水位データの補正を実施している。なお、浸透水
観測井戸は、廃棄物層の下限（難透水性岩盤層より上側）まで掘削し
ている。



※ 各調査地点の空気層及び管頭から深度 5m より浅い部分を除外している。

(1) 地中温度

廃棄物埋立区域内の各調査地点における水面以下の最高温度と、廃棄物埋立区域外の調査地点 Loc.1a 最深部との温度差は次のとおりであった。ただし、各調査地点の水面以下の最高温度は、地表からの影響を勘案し、管頭から深度 5 m 以浅の部分を除外している。

1) 6月調査時

- 廃棄物埋立区域内の調査地点のうち最も温度が高かった地点は、H16-13 で 23.6°C （深度 11m）であり、廃棄物埋立区域外の調査地点 Loc.1a の深部 (14.6°C , 深度 20m) と比較してみると、その差は 9.0°C であった。
 - 令和 3 年 5 月調査時の地点ごとの最高温度と比べ、H16-13 は 0.5°C 低くなり、Loc.1a との温度差は 0.4°C 小さくなつた。

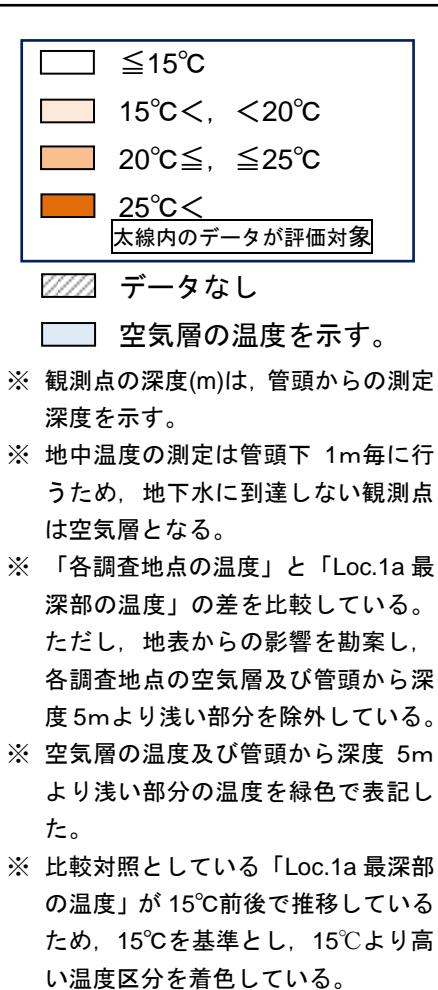
2) 9月調査時

- 廃棄物埋立区域内の調査地点のうち最も温度が高かった地点は、H16-13 で 23.6°C （深度 11m）であり、廃棄物埋立区域外の調査地点 Loc.1a の深部 (14.8°C , 深度 20m) と比較してみると、その差は 8.8°C であった。
 - 令和 3 年 9 月調査時の地点ごとの最高温度と比べ、H16-13 は 0.2°C 低くなり、Loc.1a との温度差は 0.8°C 小さくなつた。

図 2-58 処分場内高温部と対照地点 (Loc.1a) との温度差の変化

表 2-7 地中温度表（令和 4 年 6 月）

表 2-8 地中温度表（令和 4 年 9 月）

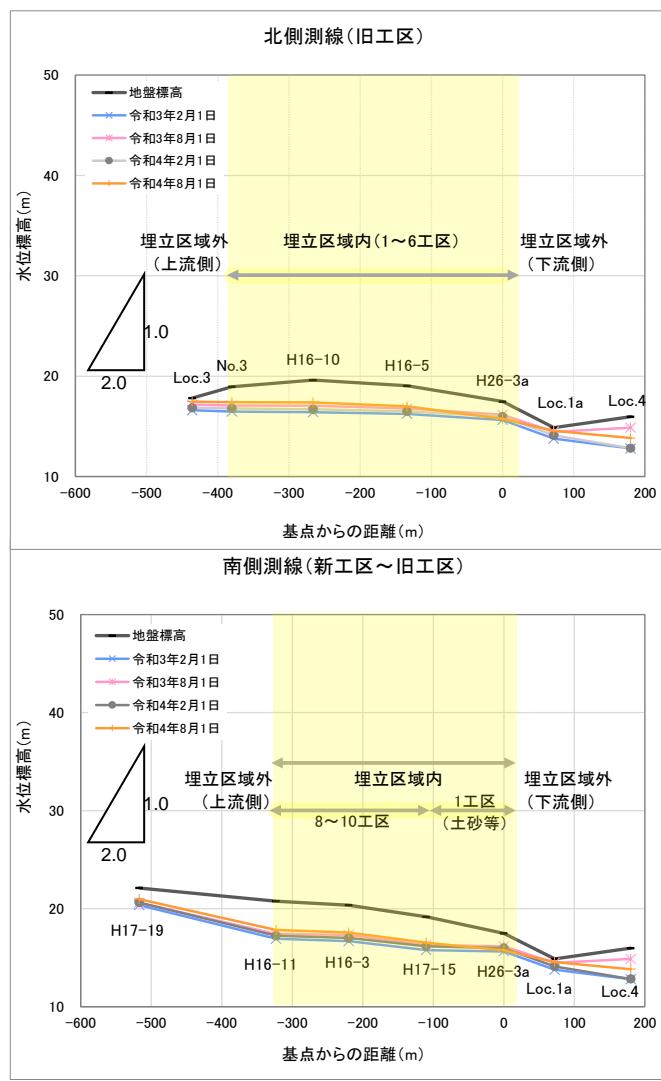


(2) 地下水位調査

- 令和4年4月から令和4年9月までの半年間での降雨量は765.0mmであり、過去7年間（平成28年度～令和4年度）の上半期降雨量の中で、4番目に多かった。
- 廃棄物埋立区域外の地下水位は、上流側で標高16.72～21.58mの間で変動し、H17-19で最大1.08mの高低差であった。また、下流側では標高12.85～16.89mの間で変動し、Loc.4で2.19mの高低差であった。
- 廃棄物埋立区域内の地下水の水位は、上流側で標高16.62～17.97mの間で変動し、H16-6で最大1.01mの高低差であった。また、下流側では標高15.78～17.24mの間で変動し、H26-3aで最大1.18mの高低差であった。
- 処分場北側測線、南側測線沿いに、今回比較に用いる渴水期を令和4年2月1日、出水期を令和4年8月1日とし、観測井戸の水位標高の変化を比較した。処分場内及び上流側では、渴水期と出水期でほとんど傾向が変わらなかった。
- 地下水位の高低差からみると、処分場内の地下水は、概ね処分場西側（高標高部）から東側（低標高部）の方向に少しづつ流下していると考えられる。既往の調査では、処分場の一番上流の端から下流の端まで数十年～百年かかるくらいの流動速度であるとの報告や、地下の構造に応じて流動速度が一様でないとの解析がなされている。

表2-9 令和4年度上半期の最高水位・最低水位の一覧(水位補正後)

区分	孔番	地盤標高 (EL.m)	水位	平成30年度上半期		平成30年度下半期		令和元年度上半期		令和元年度下半期		令和2年度上半期		令和2年度下半期		令和3年度上半期		令和3年度下半期		令和4年度上半期	
				水位標高 (m)	高低差(m)																
廃棄物埋立区域外	Loc.3	17.82	最高	17.70	0.97	17.88	1.41	17.58	1.00	18.20	1.33	18.13	1.19	17.83	1.28	17.56	0.81	17.65	1.05	17.55	0.83
			最低	16.73		16.47		16.58		16.87		16.94		16.56		16.76		16.60		16.72	
	H17-19	22.11	最高	21.54	1.14	21.64	1.54	21.31	0.68	21.68	1.21	21.96	1.43	21.48	1.24	21.27	0.96	21.24	0.78	21.58	1.08
			最低	20.40		20.10		20.62		20.47		20.54		20.24		20.31		20.46		20.50	
	Loc.1	15.11	最高	14.89	0.55	14.76	0.91	14.74	0.94	14.82	0.71	14.95	0.77	15.04	1.05	15.16	0.53	15.05	0.74	15.13	0.48
			最低	14.34		13.86		13.80		14.11		14.18		13.99		14.63		14.31		14.65	
	Loc.1a	14.88	最高	14.62	0.52	14.48	0.89	14.48	0.83	14.70	0.81	14.68	0.76	14.80	1.05	14.91	0.53	14.76	0.73	14.88	0.41
			最低	14.10		13.59		13.65		13.89		13.93		13.74		14.38		14.03		14.47	
	Loc.1b	14.75	最高	14.74	0.47	14.69	0.84	14.66	0.77	14.56	0.48	14.69	0.56	14.82	0.87	14.92	0.58	14.80	0.65	14.83	0.21
			最低	14.27		13.85		13.88		14.07		14.12		13.95		14.34		14.15		14.62	
廃棄物埋立区域内	Loc.4	15.97	最高	15.02	2.24	13.34	0.61	15.04	2.30	13.74	0.95	15.28	2.40	13.36	0.56	15.04	2.21	13.20	0.39	15.04	2.19
			最低	12.78		12.73		12.73		12.79		12.88		12.80		12.83		12.81		12.85	
	H16-15	16.79	最高	16.49	0.56	16.97	0.73	16.77	0.46	17.12	0.66	17.06	0.52	17.00	0.70	16.86	0.54	16.93	0.61	16.89	0.47
			最低	15.93		16.24		16.31		16.45		16.54		16.30		16.32		16.32		16.42	
	H26-1a	16.06	最高	15.29	0.51	15.16	0.39	15.18	0.34	15.30	0.49	16.02	1.19	15.33	0.55	15.42	0.59	15.25	0.42	15.69	0.85
			最低	14.78		14.77		14.84		14.82		14.83		14.78		14.83		14.83		14.84	
	H26-1b	16.06	最高	15.34	0.48	15.26	0.82	15.21	0.73	15.48	0.80	15.45	0.74	15.46	0.91	15.56	0.45	15.47	0.65	15.55	0.30
			最低	14.86		14.43		14.48		14.68		14.71		14.55		15.11		14.55		15.25	
	H26-2	15.24	最高	14.40	0.23	14.41	0.34	14.39	0.30	14.50	0.35	15.15	1.17	14.55	0.45	14.42	0.43	14.52	0.36	14.82	0.80
			最低	14.16		14.07		14.09		14.15		13.99		14.10		13.99		14.16		14.02	
廃棄物埋立区域内	No.3	18.95	最高	17.66	0.90	17.89	1.43	17.48	0.93	18.14	1.37	18.03	1.13	17.79	1.75	17.49	0.83	17.62	1.11	17.51	0.90
			最低	16.76		16.46		16.55		16.78		16.90		16.04		16.66		16.51		16.62	
	H16-6	35.02	最高	17.80	1.10	18.04	1.78	17.49	1.37	17.97	2.51	18.33	0.22	18.34	1.51	17.97	0.93	18.06	1.19	17.66	1.01
			最低	16.70		16.27		16.12		15.45		18.11		16.83		17.03		16.87		16.65	
	H16-11	20.77	最高	18.02	0.89	18.22	1.52	17.83	1.00	18.63	1.41	18.35	1.10	18.16	1.36	17.88	0.89	17.97	1.08	17.97	0.85
			最低	17.13		16.70		16.84		17.22		17.25		16.80		16.89		16.89		17.12	
	H16-10	19.61	最高	17.58	0.85	17.79	1.49	17.41	0.98	18.02	1.32	17.93	1.10	17.70	1.43	17.42	0.81	17.53	1.10	17.48	0.88
			最低	16.73		16.31		16.43		16.70		16.84		16.27		16.61		16.43		16.59	
	No.5	20.63	最高	17.87	1.07	18.10	1.71	17.56	1.05	18.48	1.62	18.47	1.49	17.93	1.43	17.61	0.89	17.72	1.12	17.88	1.15
			最低	16.80		16.40		16.51		16.87		16.98		16.50		16.71		16.59		16.73	
下流	H16-3	20.36	最高	17.67	0.84	17.91	1.45	17.48	0.92	18.04</											



※高さ方向については約40倍とし、標高差を強調している。
※渇水期として令和3年2月1日、令和4年2月1日の0時の値を抜き出している。
※出水期として令和3年8月1日、令和4年8月1日の0時の値を抜き出している。

図2-60 令和4年度上半期の上流側～下流側にかけての水位標高変化（水位標高変化図）

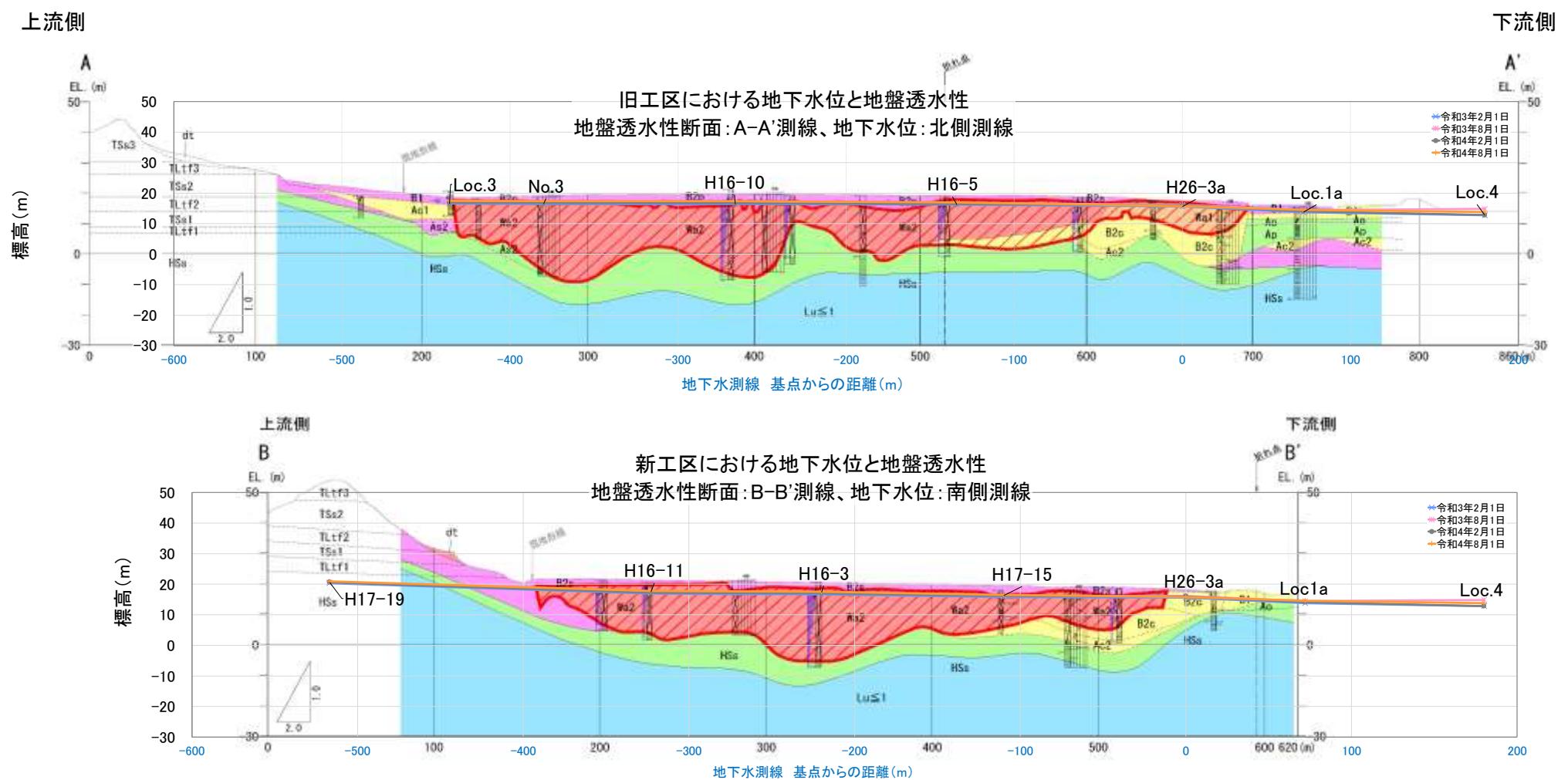


図2-61 令和4年度上半期の上流側～下流側にかけての水位標高変化（地盤透水性断面図）

※地盤透水性断面図については、平成17年度の調査結果を引用。

※高さ方向については約2倍とし、標高差を強調している。

※渇水期として令和3年2月1日、令和4年2月1日の0時の値を抜き出している。

※出水期として令和3年8月1日、令和4年8月1日の0時の値を抜き出している。

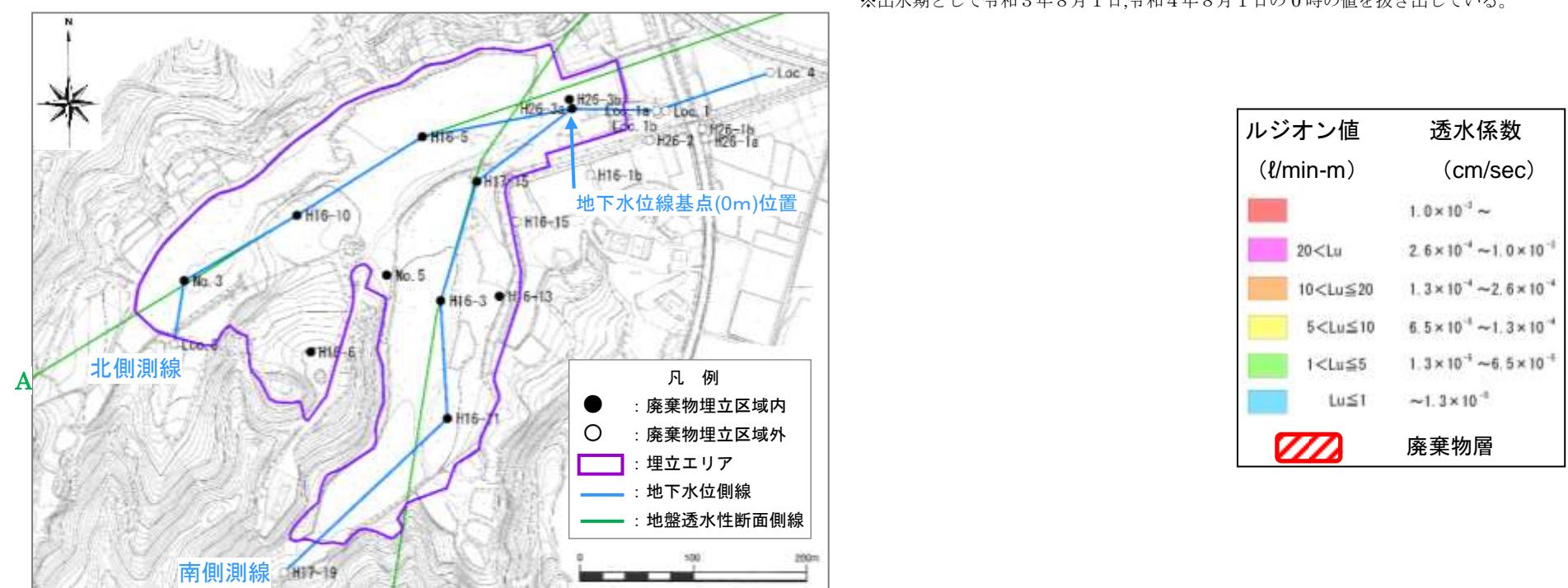
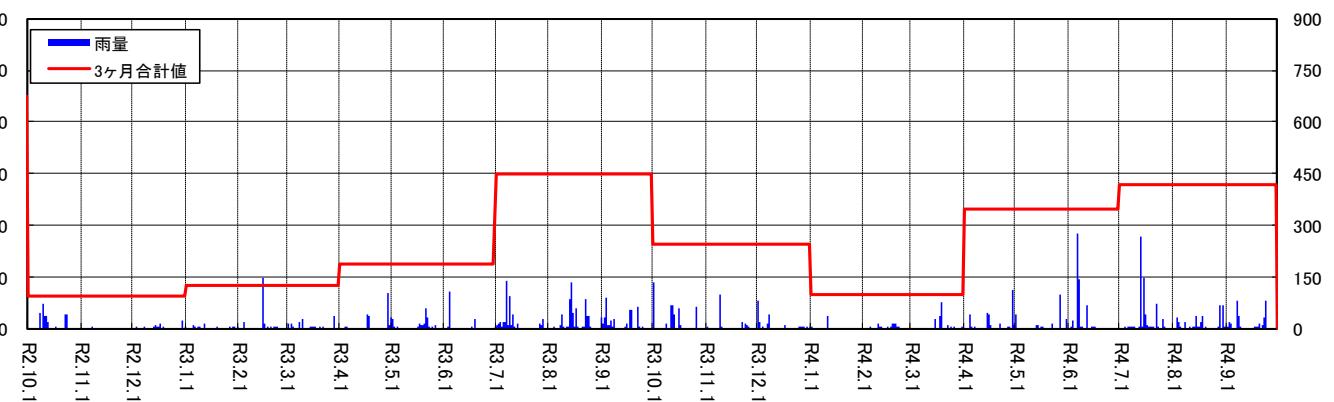
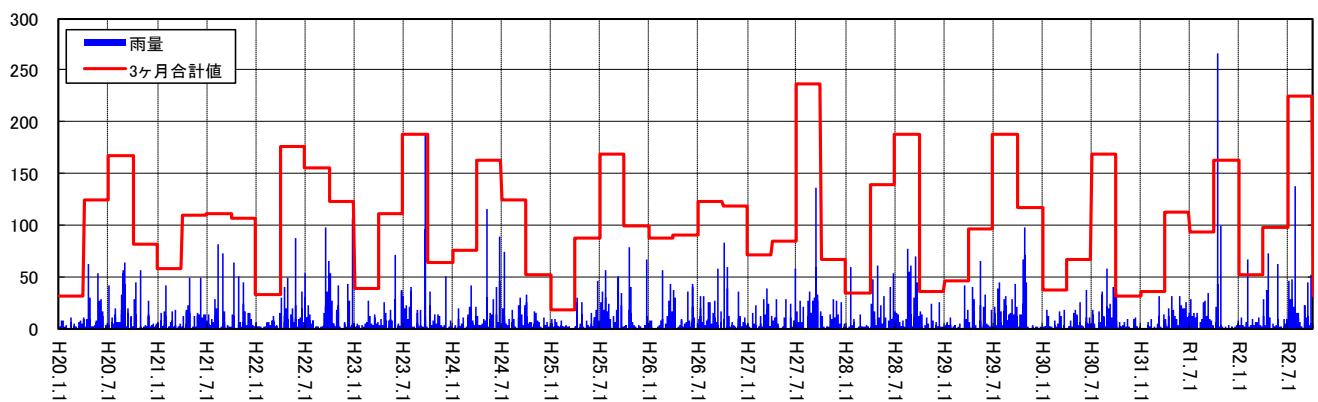
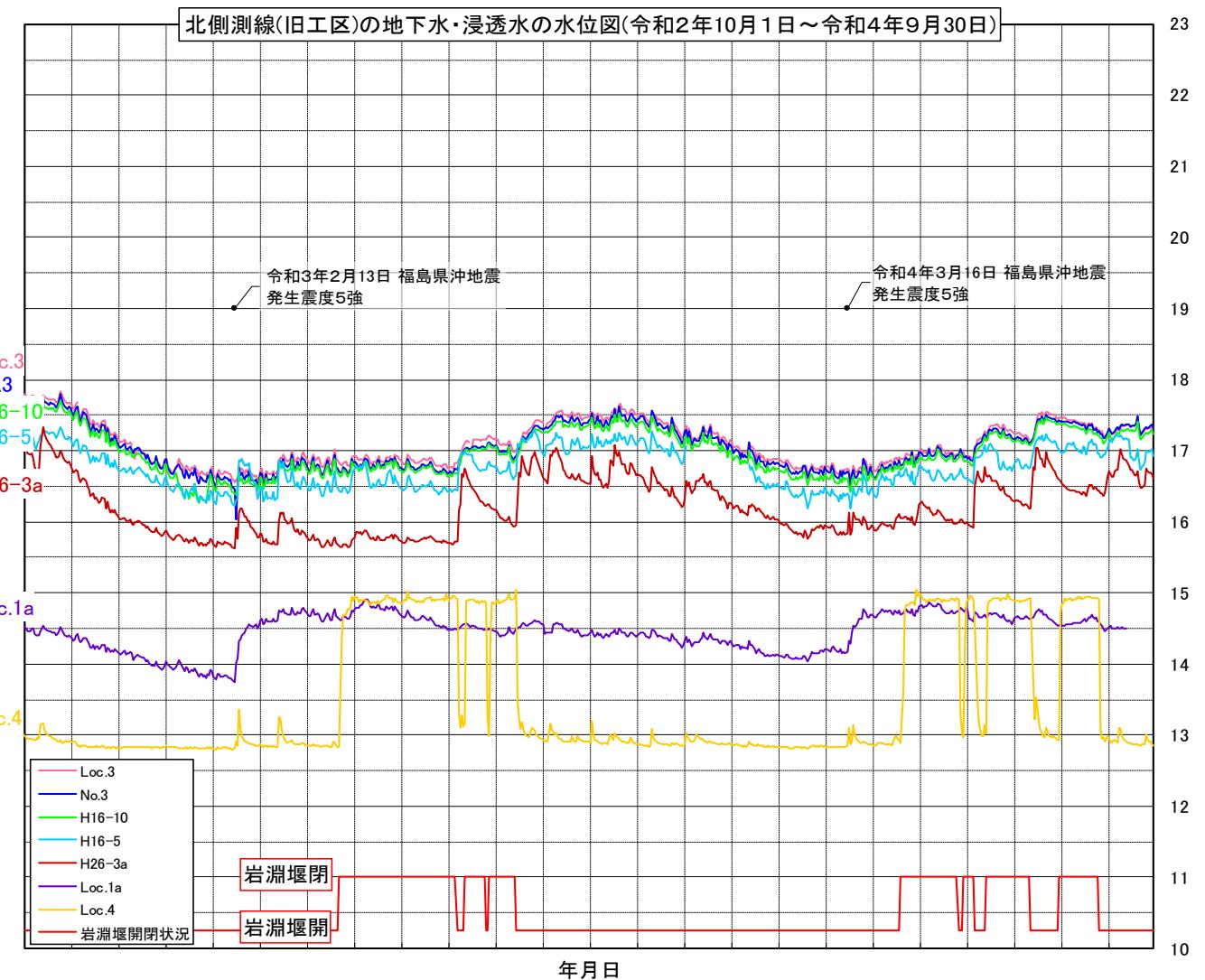
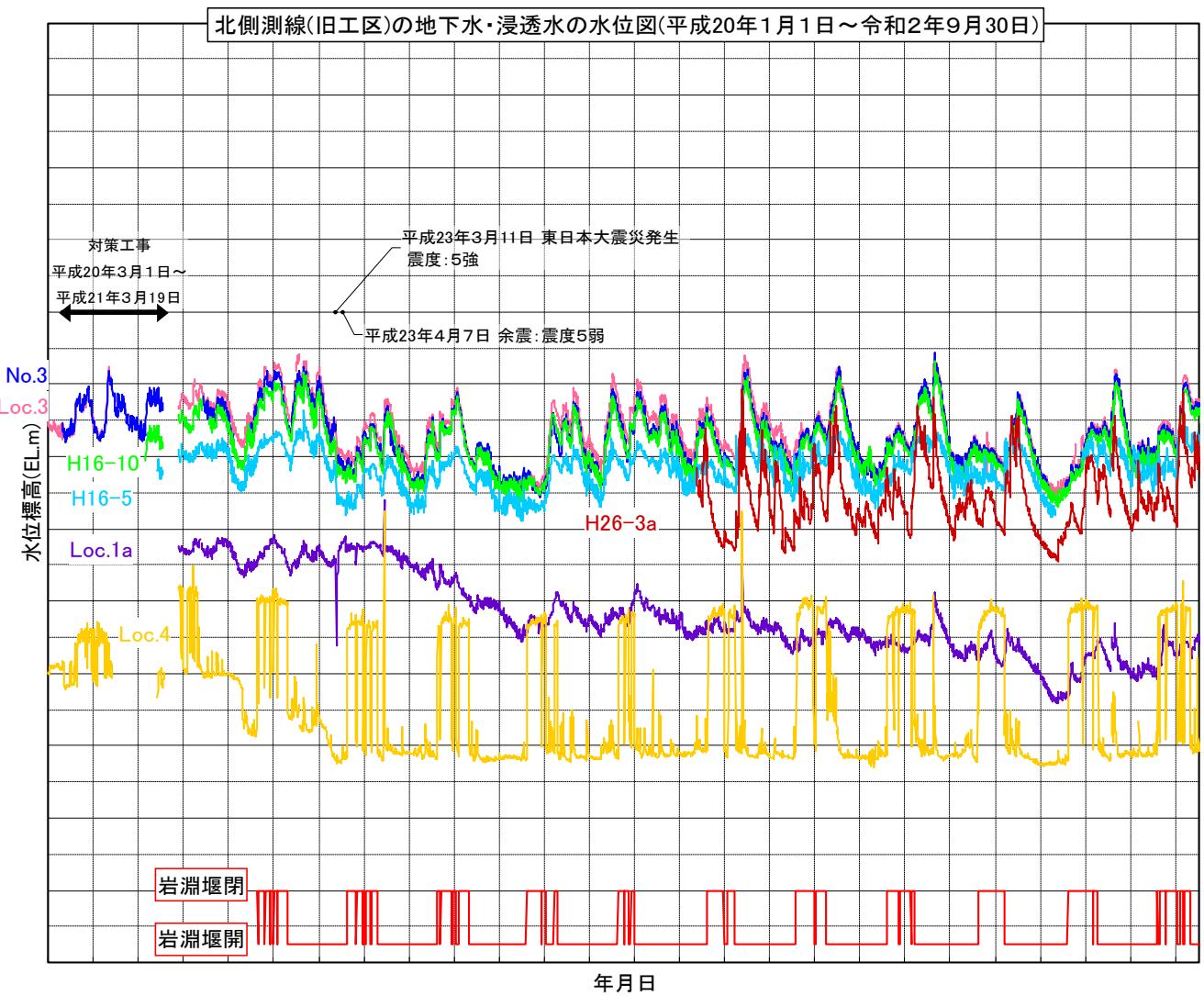


図2-62 令和4年度上半期の上流側～下流側にかけての水位標高変化（平面図）



*1 岩淵堰の開閉については、平成 21 年度より記載。

*2 雨量は、平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 5 月 29 日の期間及び平成 20 年 12 月 2 日～平成 21 年 3 月 22 日の期間は、気象庁蔵王観測所（アメダス）のデータを使用。その他の期間は、処分場内観測データを使用。

*3 No.3 は平成 31 年 2 月 1 日～4 月 10 日の期間、機械故障のため欠測。

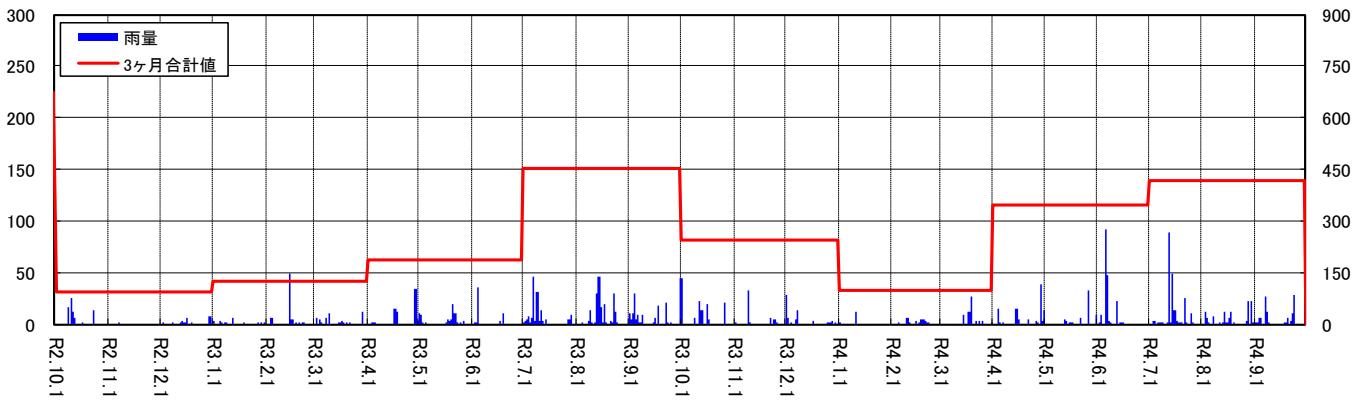
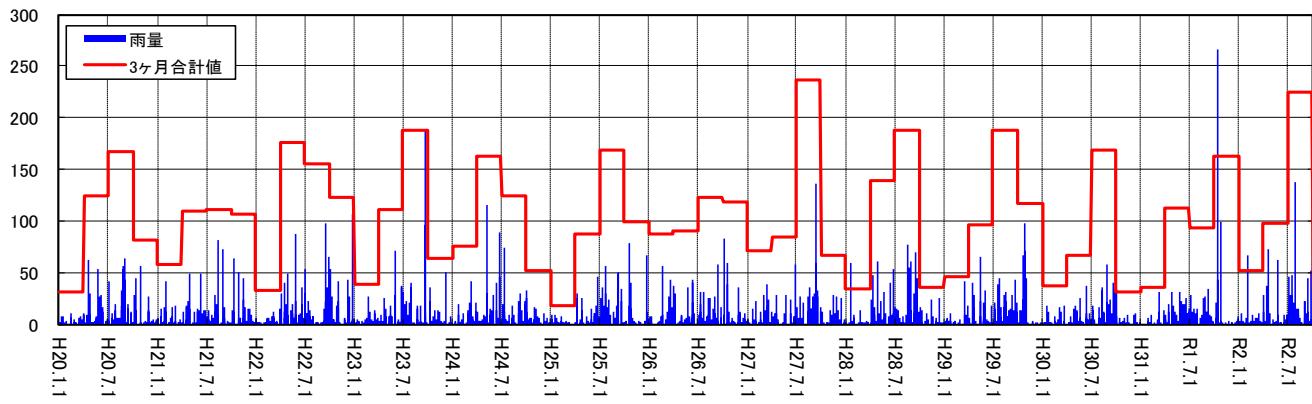
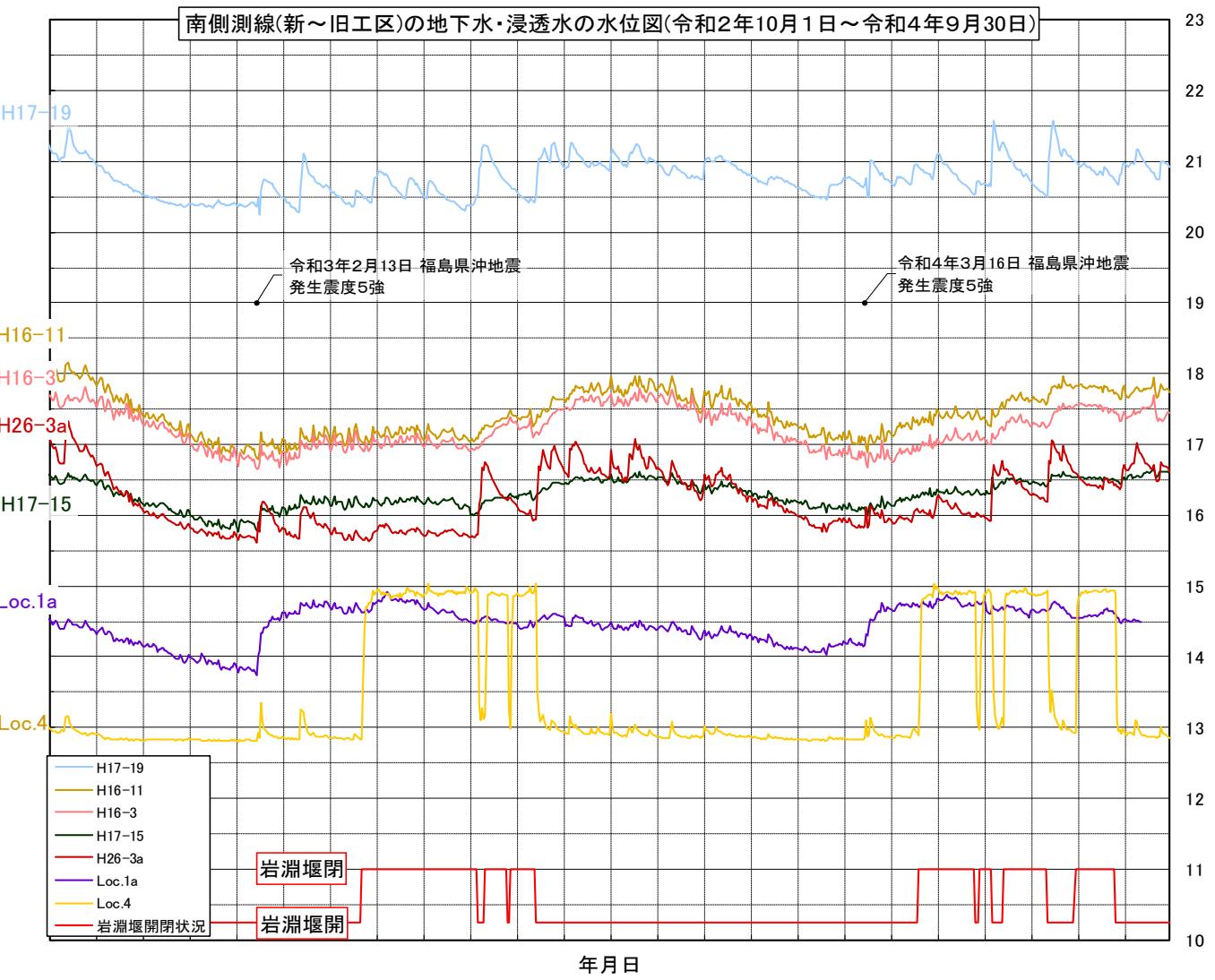
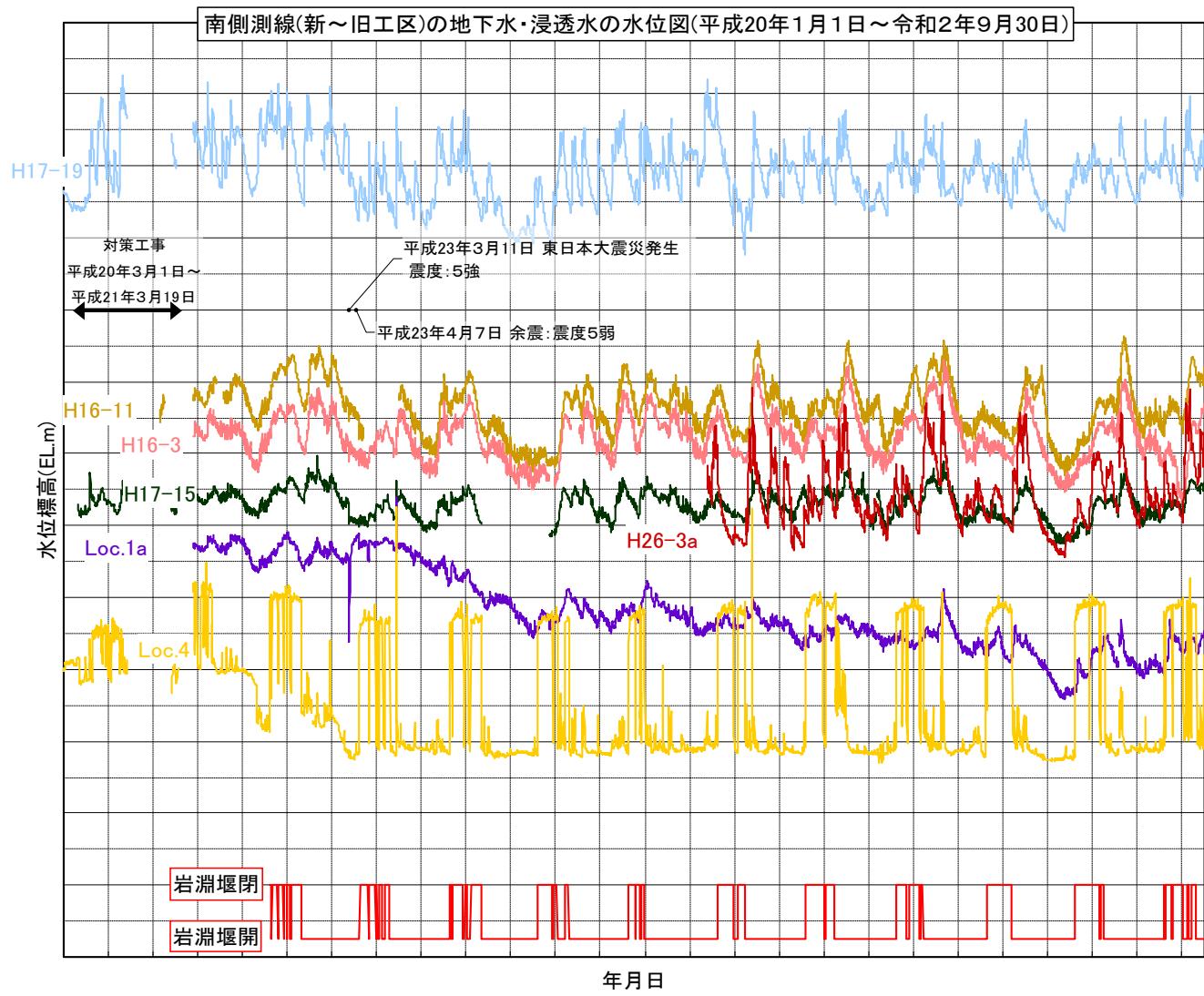
*4 H16-5 は機器不調のため、平成 31 年 3 月 1 日～令和元年 6 月 15 日及び令和 3 年 12 月 2 日～令和 4 年 1 月 11 日まで欠測。

*5 雨量は、令和元年 10 月 16 日～令和元年 10 月 22 日の期間欠測。

*6 福島県沖地震が発生した翌月の令和 4 年 4 月 5 日に水位計を確認したところ、異常は見られなかった。

*7 Loc.1a は機器不調のため、令和 4 年 9 月 12 日午前 2 時から欠測。

図 2-63 地下水位経時変化図（北側測線(旧工区)の地下水・浸透水の水位）



*1 岩淵堰の開閉については、平成 21 年度より記載。

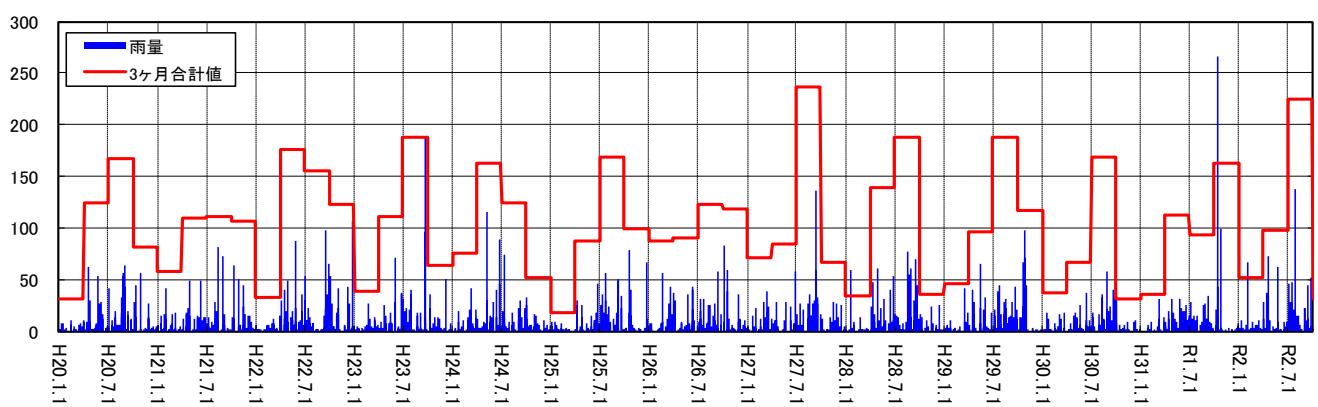
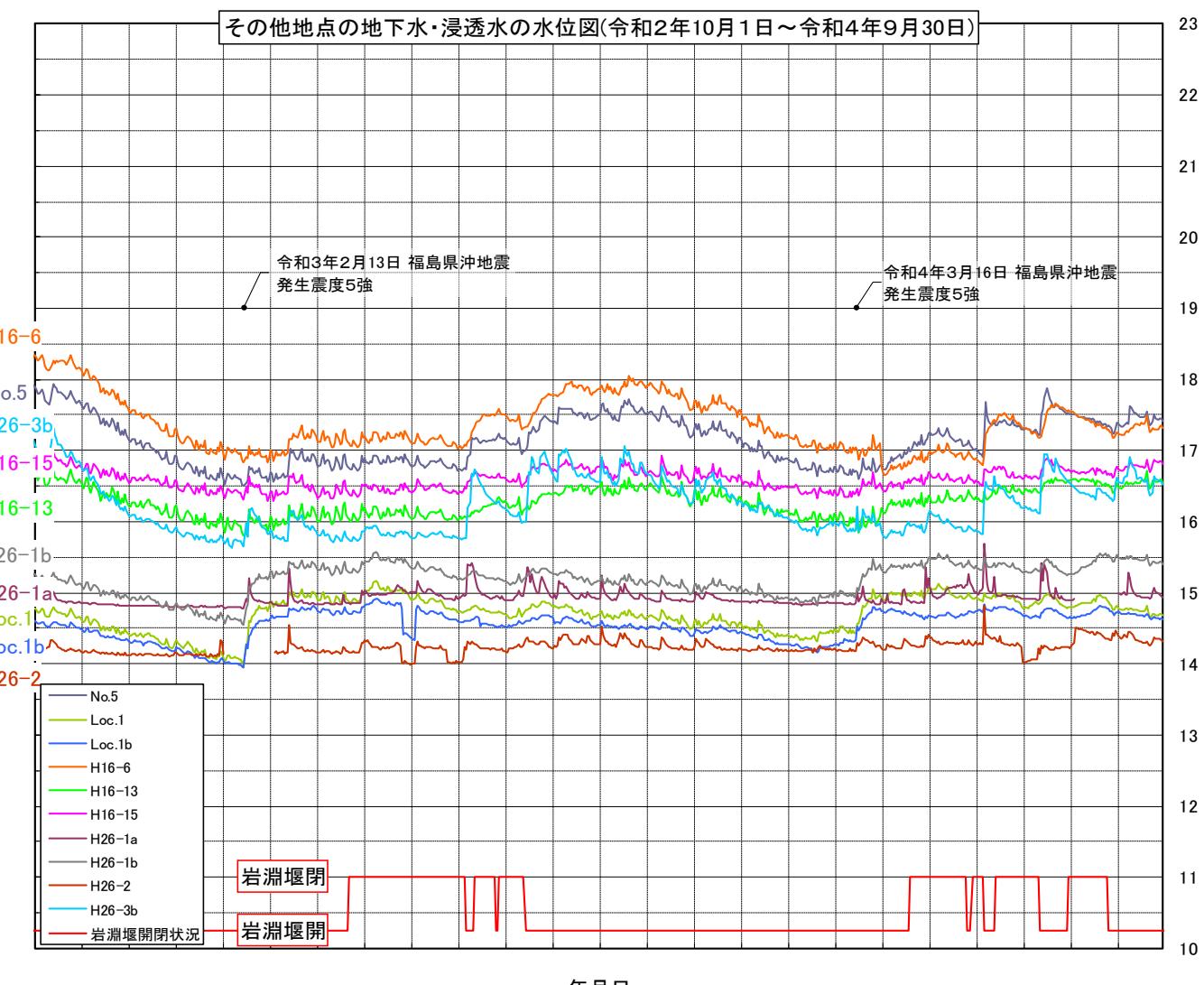
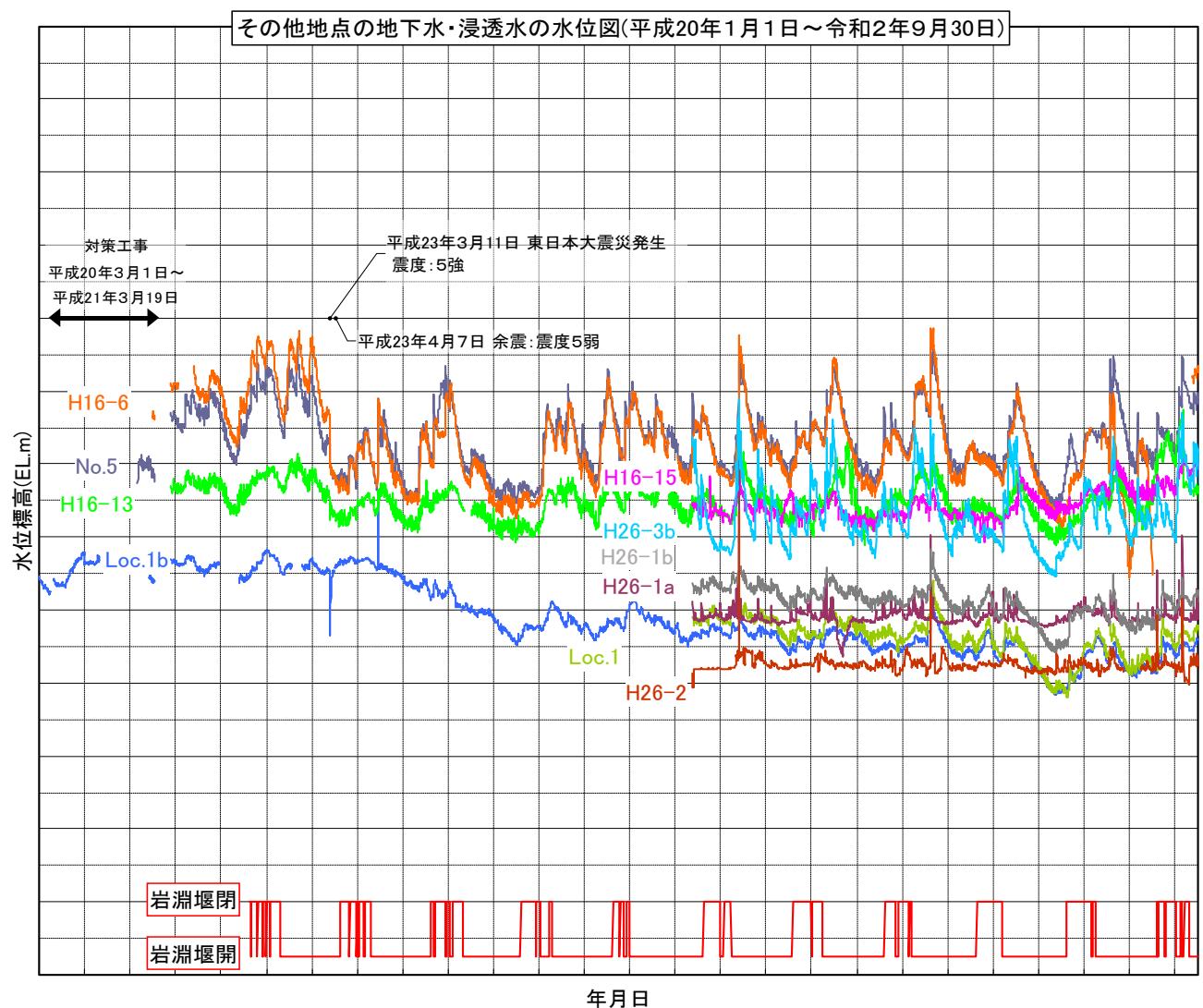
*2 雨量は、平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 5 月 29 日の期間及び平成 20 年 12 月 2 日～平成 21 年 3 月 22 日の期間は、気象庁蔵王観測所（アメダス）のデータを使用。その他の期間は、処分場内観測データを使用。

*3 雨量は、令和元年 10 月 16 日～令和元年 10 月 22 日の期間欠測。

*4 福島県沖地震が発生した翌月の令和4年4月5日に水位計を確認したところ、異常は見られなかった。

*5 Loc.1a は機器不調のため、令和4年9月12日午前2時から欠測。

図 2-64 地下水位経時変化図（南側測線(新～旧工区)の地下水・浸透水の水位）



*1 岩淵堰の開閉については、平成 21 年度より記載。

*2 雨量は、平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 5 月 29 日の期間及び平成 20 年 12 月 2 日～平成 21 年 3 月 22 日の期間は、気象庁蔵王観測所（アメダス）のデータを使用。その他の期間は、処分場内観測データを使用。

*3 H16-13 は、平成 26 年 10 月 26 日～12 月 4 日の期間、機器故障のため欠測。

*4 H16-6 は、令和元年 8 月 1 日～9 月 5 日の期間、令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 4 日の期間、機器故障のため欠測。

*5 雨量は、令和元年 10 月 16 日～令和元年 10 月 22 日の期間欠測。

*6 H26-2 は、令和元年 12 月 8 日～令和 2 年 2 月 10 日の期間、令和 3 年 2 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 日の期間、機器故障のため欠測。

*7 福島県沖地震が発生した翌月の令和 4 年 4 月 5 日に水位計を確認したところ、異常は見られなかった。

*8 H26-1a は、令和 4 年 8 月 4 日～9 月 1 日の期間、機器故障のため欠測。

図 2-65 地下水位経時変化図（その他の地下水・浸透水の水位）

2.3.3 多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査

多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査については、年1回実施することとしており、令和4年度は11月に実施予定である。

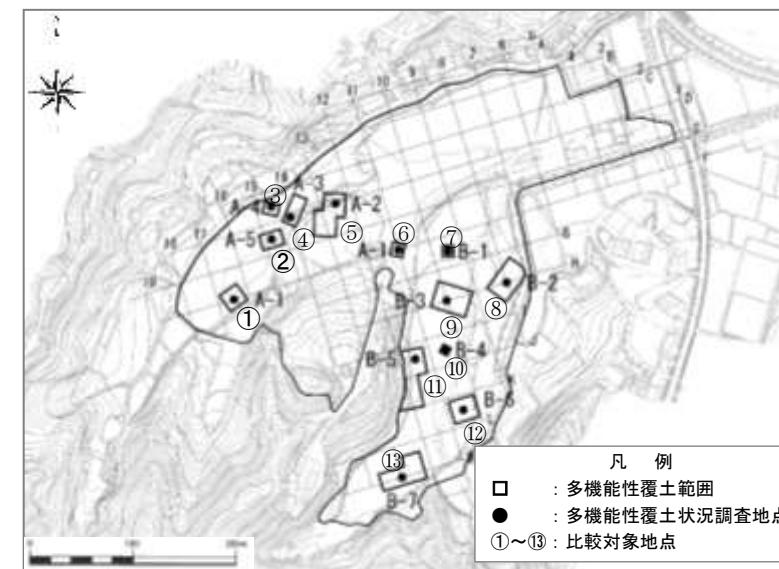


図 2-66 多機能性覆土状況調査地点図

2.4 環境モニタリングの評価（総括）

処分場敷地境界における硫化水素、有害物質の拡散による大気汚染は認められなかった。さらに、処分場からの放流水の放流先である河川水の水質調査では、上流側と下流側で同様の水質の傾向を示しており、バイオモニタリング試験でも魚類の生育に支障がないと考えられる結果であったことから、処分場からの放流水による周辺環境への影響は概ねないものと考えられる。また、処分場下流側地下水の水質は、廃棄物処理法で規定される規制基準を満たしており、場内浸透水が周辺地下水へ及ぼしている影響は少ないと考えられる。

よって、本調査期間においては処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は概ね無いものと考えられるが、処分場の環境モニタリングの各調査項目の結果から次の課題が考えられる。

- 処分場内の観測井戸の地中温度は、周辺の Loc.1a と比較して前年度の同期間よりも差が縮小していることや、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示すが、一部観測井戸ではガスの発生が依然として認められ、また、他地点と比較し硫化水素やメタンが高い濃度を示す地点も確認されることから、廃棄物埋立区域内では、微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられる。また、処分場内の浸透水では、鉛、砒素、1,4-ジオキサン、BOD が廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素、ふつ素、ダイオキシン類が環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には至っていないと考えられる。
- 周辺地下水では、全ての地点で地下水等検査項目基準等に適合していたが、処分場内の浸透水では地下水等検査項目基準を超過している項目（鉛、砒素、1,4-ジオキサン、BOD）や環境基準を超過している項目（ほう素、ふつ素、ダイオキシン類）があり、これらによる周辺地下水での値の上昇傾向は現状では認められないものの、処分場内の地下水は上流側から下流側へ少しづつ流下していると考えられることを踏まえ、今後も状況の変化を確認するための継続した調査が必要である。

このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、地下水等検査項目基準を超過している鉛や砒素については、自然由来である可能性を視野に入れながら、また近年緩やかな増加傾向を示す地点もある BOD については、処分場内における有機物の分解反応に着目しながら、必要なデータの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要がある。

■ 最終処分場の廃止基準項目等とその経年変化（～令和4年9月）

3 廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準及び達成状況

3.1 最終処分場の廃止基準及び達成状況一覧表

表 3-1 廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準及び達成状況

廃止基準項目	処分場において実施している調査	廃止基準達成状況
最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	<u>硫化水素連続調査（24時間）</u> 処分場敷地境界及び村田第二中学校において硫化水素による悪臭の影響を確認	○ ・覆土整形（一部多機能性覆土）を実施。 ・平成20年12月以降0.02ppm以上の硫化水素濃度は測定されていない。
火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。		○ ・覆土、ガス抜き管を設置。 ・火災発生なし。
地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ) 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ) 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	<u>地下水水質調査（年4回）</u> 地下水汚染又はそのおそれを把握するため上流地下水、下流地下水において、鉛、砒素、BOD等を確認	○ ・全地点で地下水等検査項目基準に適合しており、上昇傾向も認められない。
埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	<u>発生ガス等調査（月1回）</u> 処分場内の発生ガスの状況を把握するため観測井戸における硫化水素濃度、メタン濃度等を確認	△ ・モニタリングを実施した17地点のうち7地点で発生ガス量の変動が認められた。 ・一方、残り10地点ではガスの発生量は0.01L/分未満と殆ど認められなかった。
埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていない*こと。 *異常な高温になっていないとは、埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が摂氏20°C未満である状態をいう。	<u>地中温度調査（年4回）</u> 廃棄物の分解による地中温度変化を把握するため、観測井戸において鉛直方向1m毎の温度を確認	△ ・2回の地中温度の測定結果のうち、周辺との温度差の最大値は9.0°Cであり、前年同時期の温度差と比較し0.4°C小さくなつた。 * 対照地点との差が20°C未満ではあるものの、本委員会においては、未だ温度が高く、廃止できる状況ないと整理されている。
おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。		○ ・50cm以上の覆土により開口部は閉鎖されている。
地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。		○ ・環境モニタリングの結果から生活環境保全上の支障は生じていない。
浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD：20mg/L以下	<u>浸透水水質調査（年4回、ダイオキシンは年2回）</u> 浸透水の汚染状況を把握するため、処分場内浸透水の砒素、1,4-ジオキサン、BOD等を確認	× ・鉛、砒素、1,4-ジオキサン、BODが地下水等検査項目基準超過（ほう素、ふつ素が地下水環境基準を、ダイオキシン類が環境基準を超過した）

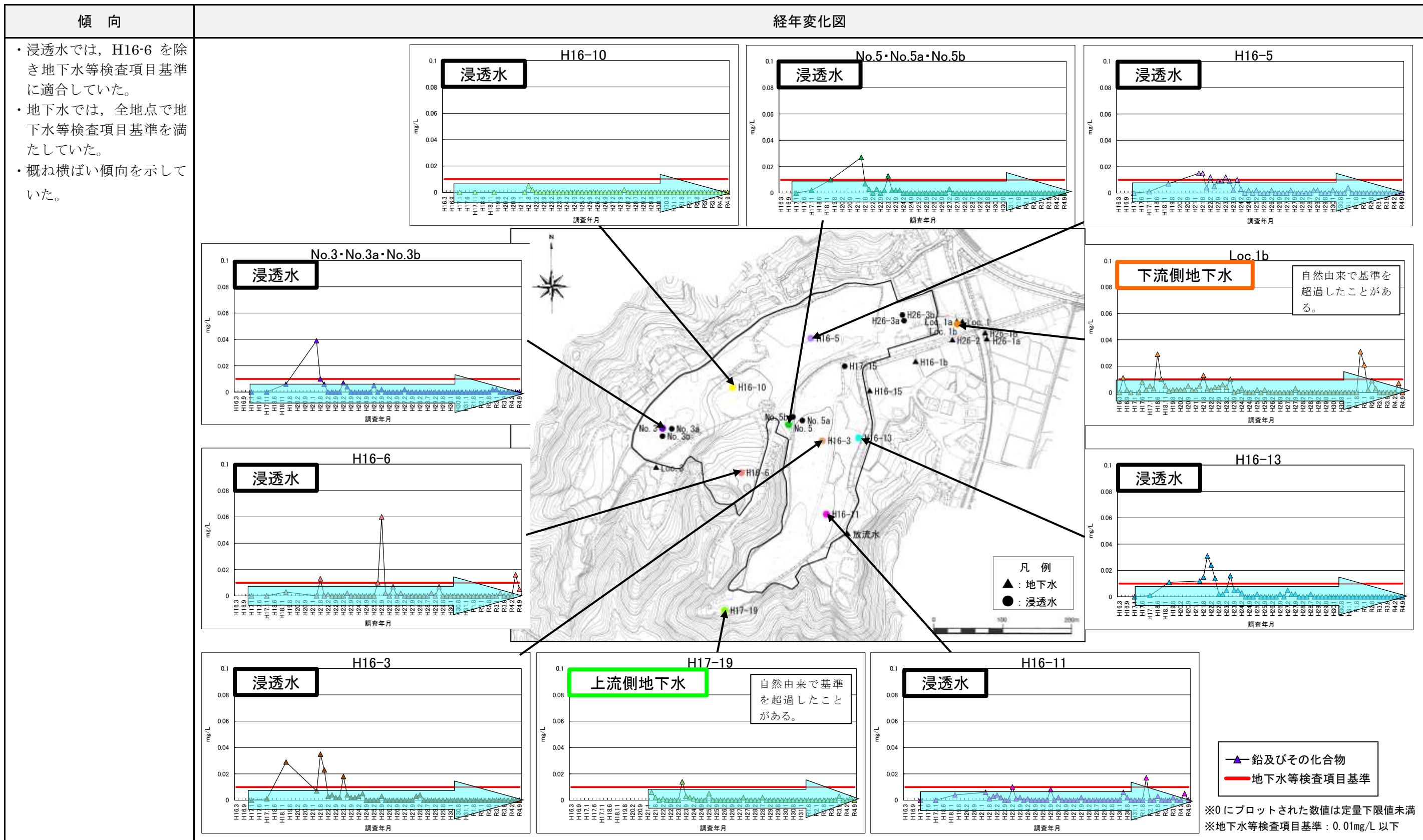
表 3-2 廃棄物処理法における地下水・浸透水基準及び地下水環境基準

項目	廃棄物処理法基準	地下水環境基準
アルキル水銀	検出されないこと	
総水銀	0.0005mg/L以下	
カドミウム	0.003mg/L以下	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
全シアン	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/L以下	—
ほう素	—	1mg/L以下
ふつ素	—	0.8mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	10mg/L以下
ダイオキシン類*	—	1pg-TEQ/L以下

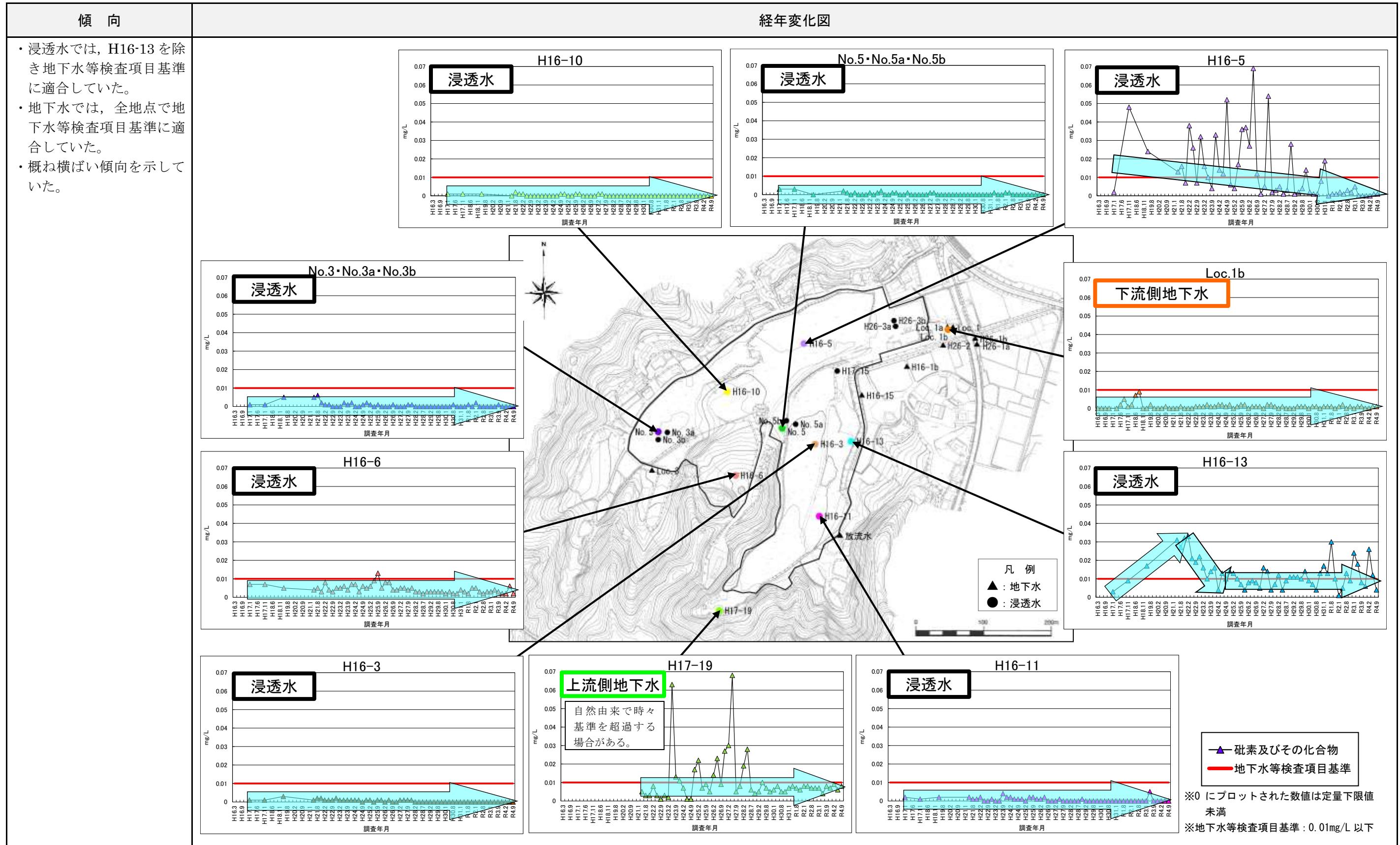
* ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）に基づく水質に係る環境基準

4 廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準項目等の経年変化

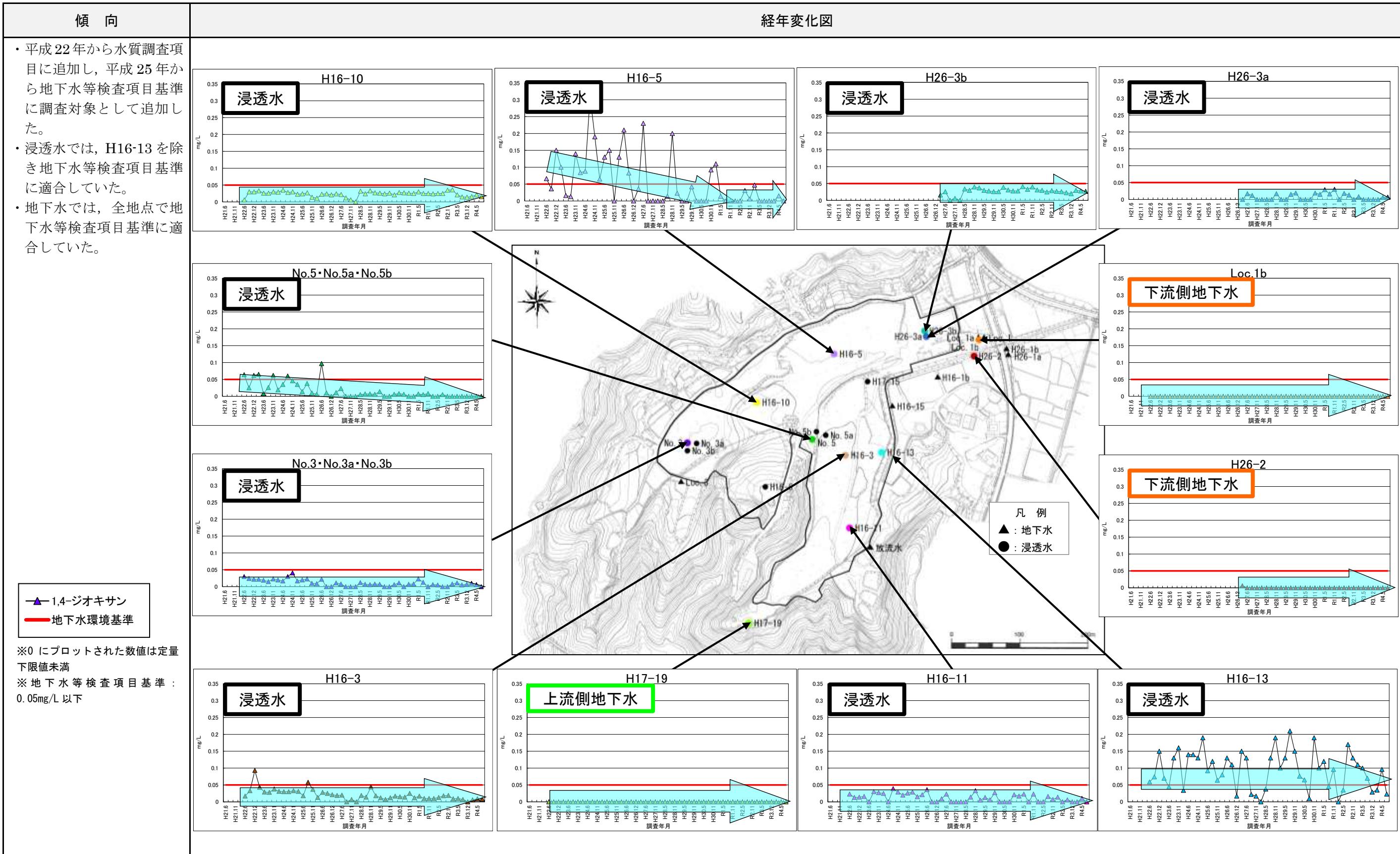
4.1 鉛



4.2 硝素

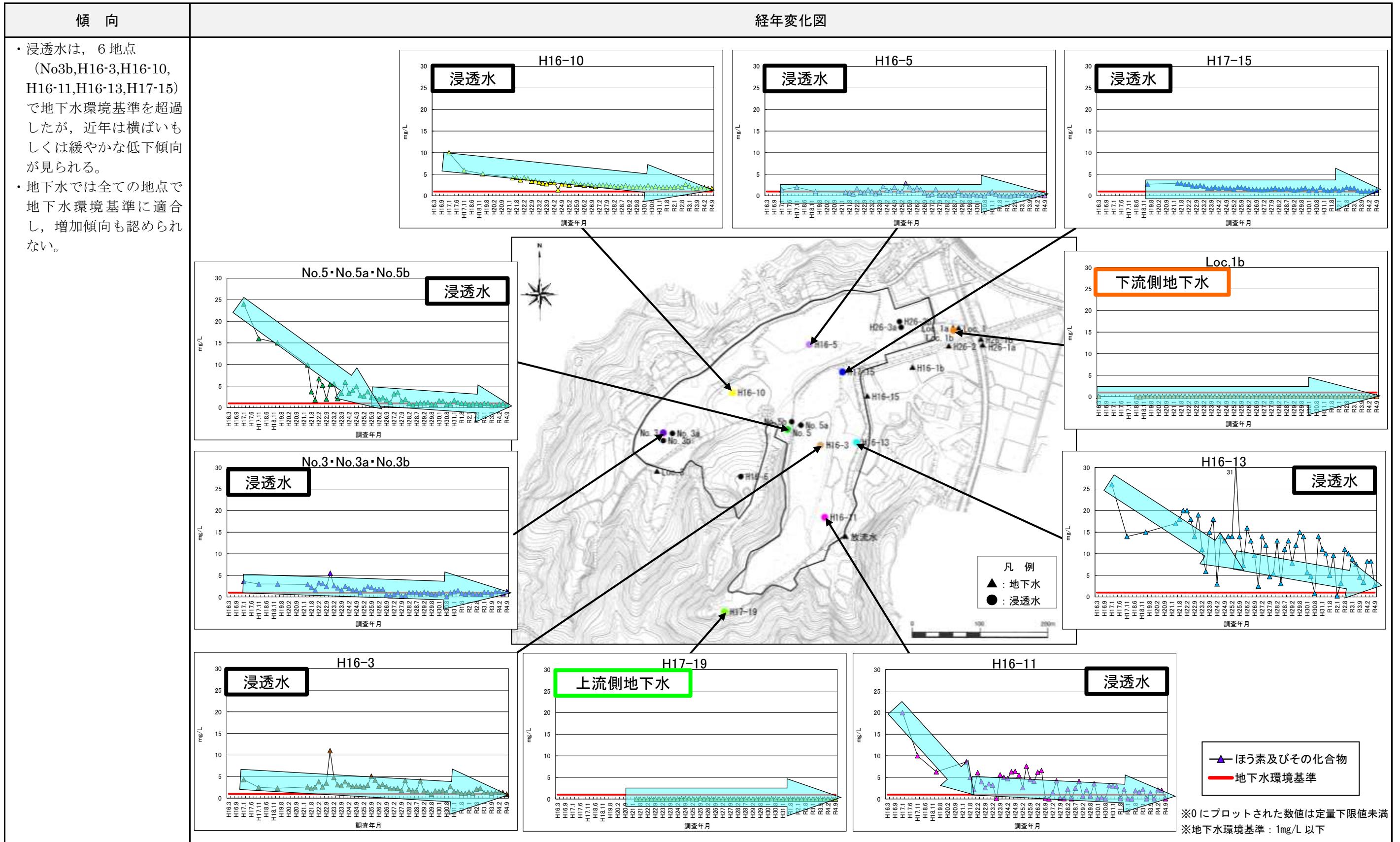


4.3 1,4-ジオキサン

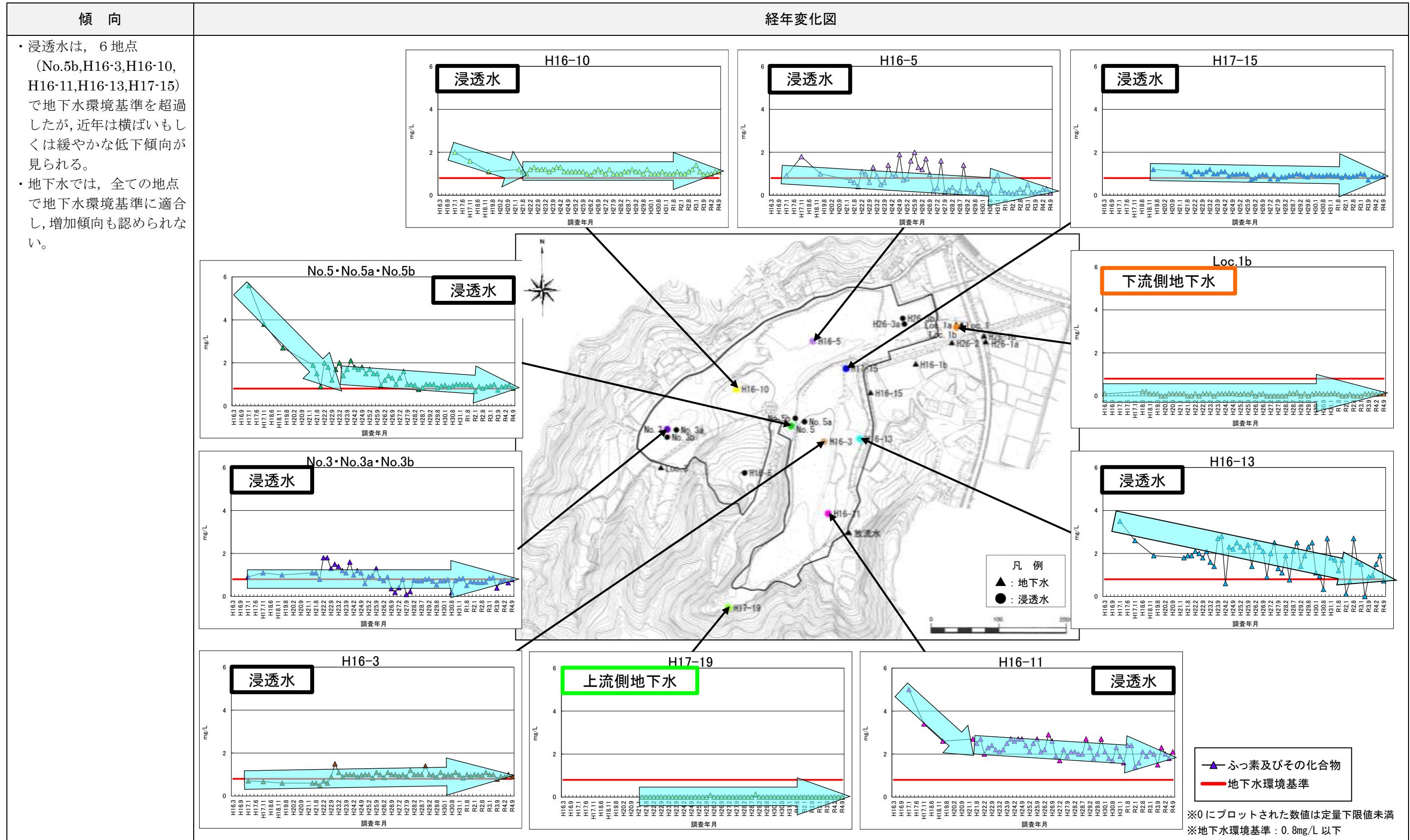


4.4 BOD

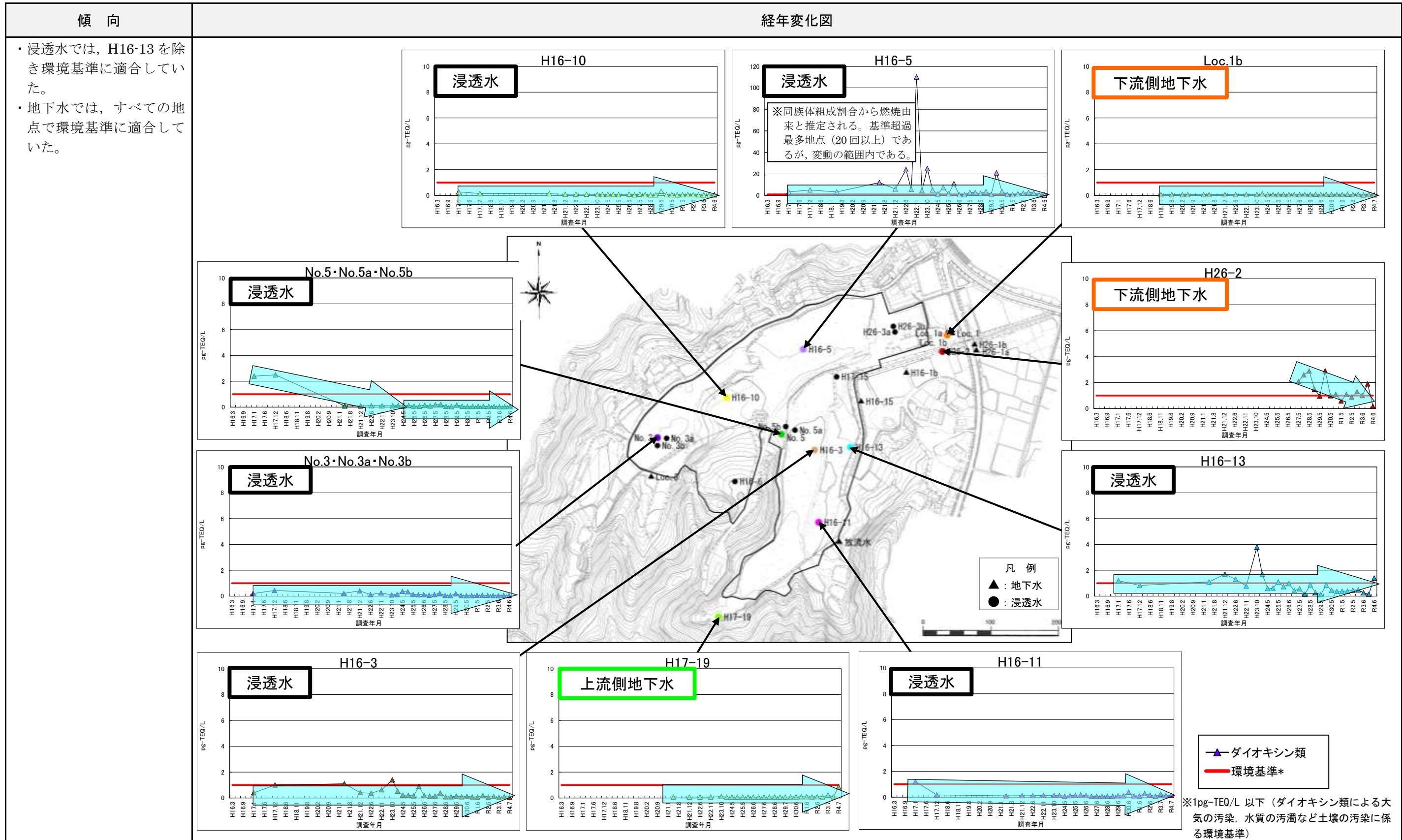
4.5 ほう素



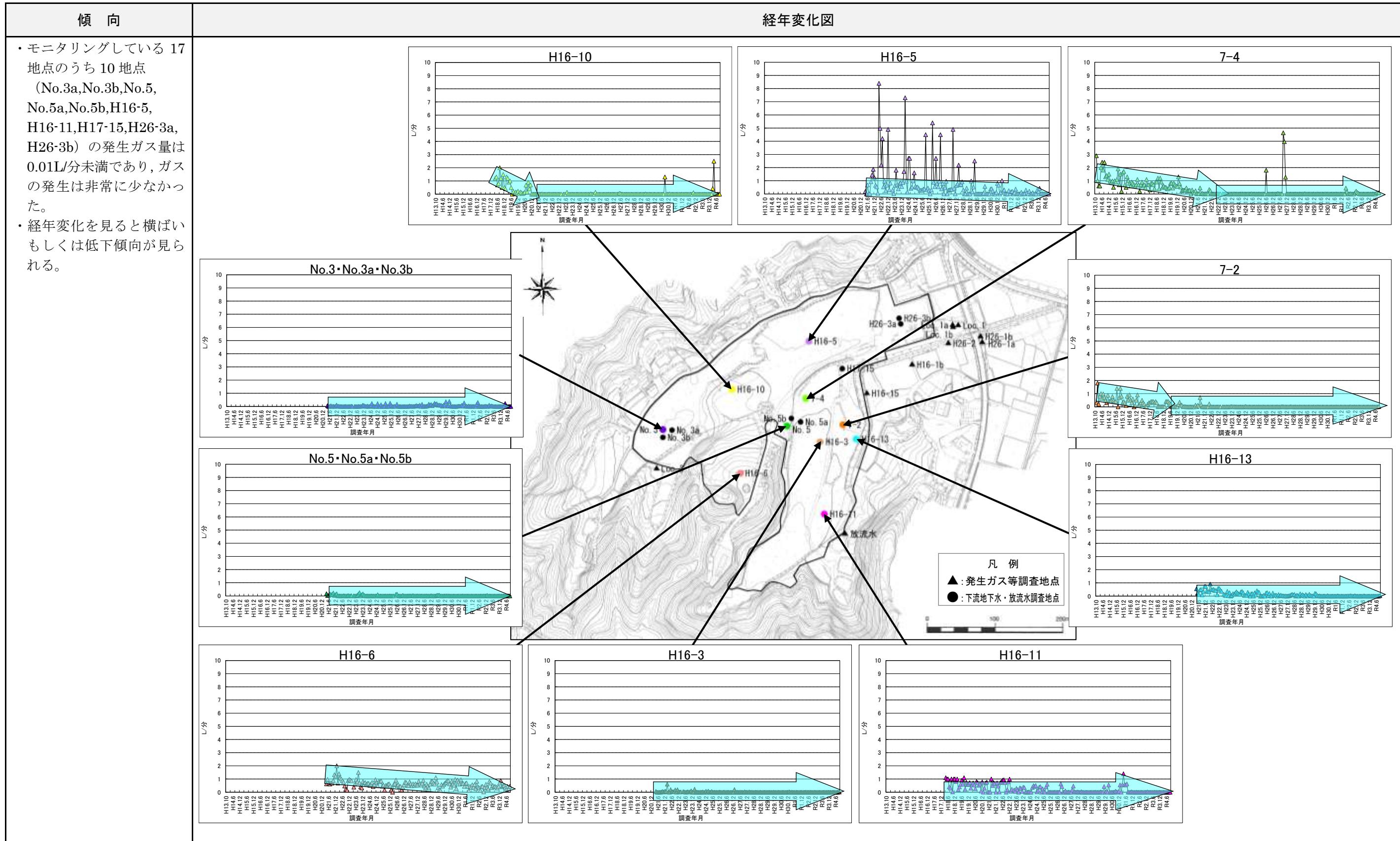
4.6 ふつ素



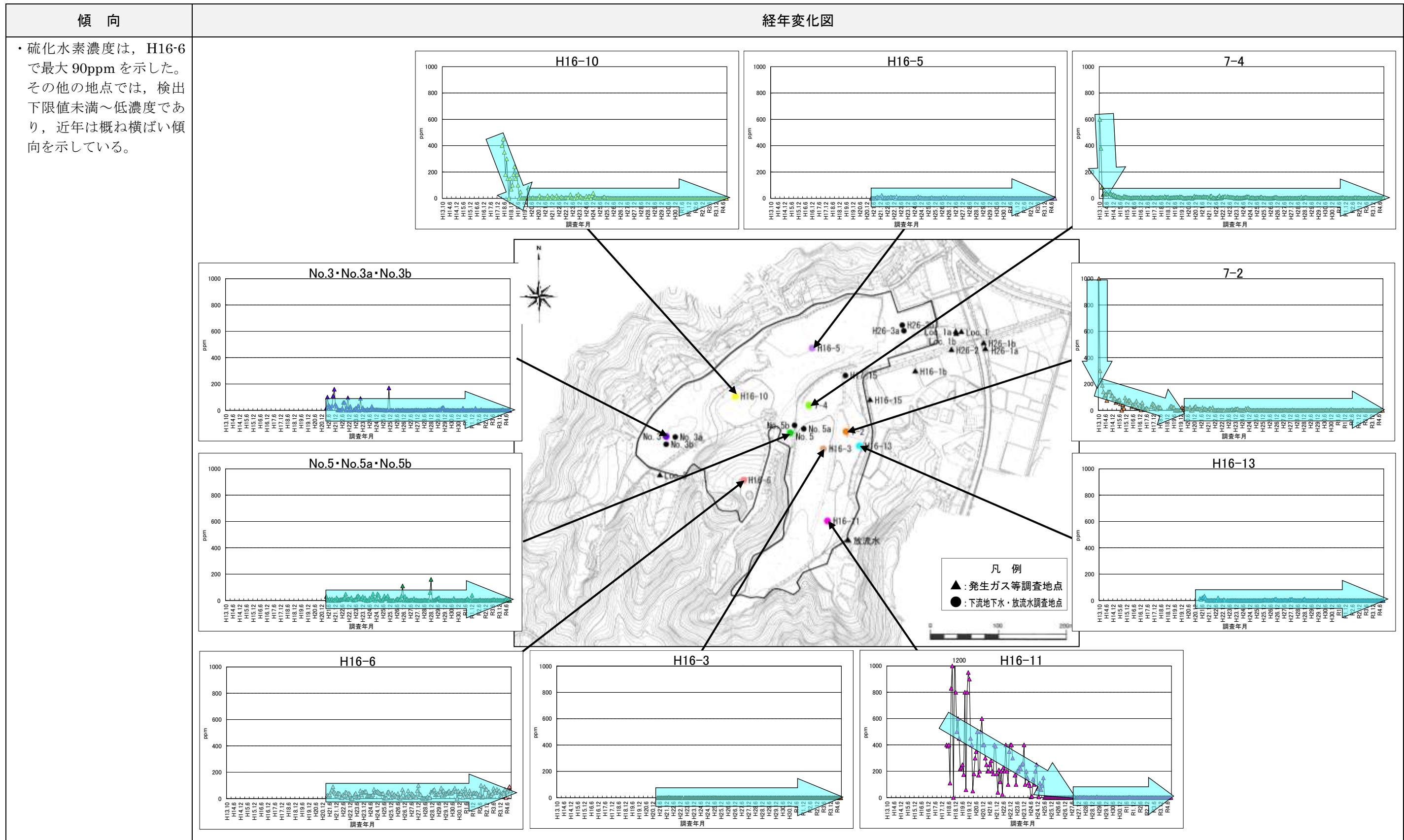
4.7 ダイオキシン類



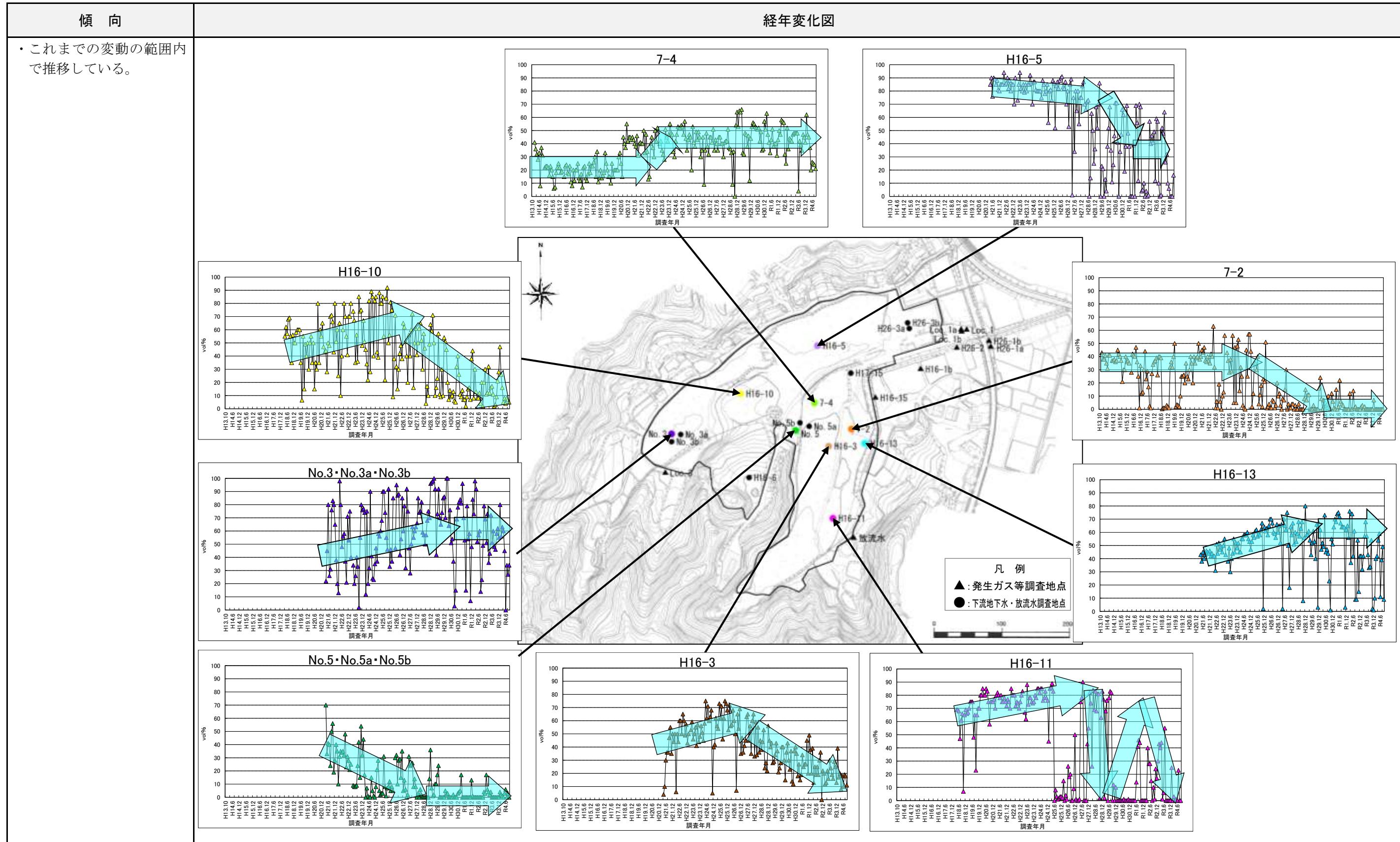
4.8 発生ガス量



4.9 硫化水素濃度



4.10 メタン濃度



4.11 地中温度

